

(仮)

西宮市子ども・子育て支援事業計画

西宮市次世代育成支援行動計画

【骨子案】

平成 29 年8月

西宮市

目次

第1編 計画の策定にあたって	3
1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 計画の位置付け.....	4
3. 計画の策定体制.....	5
4. 計画の対象・期間.....	5
第2編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状	11
1. 人口の動向.....	11
2. アンケート結果からみる子育ての状況.....	15
第3編 計画の基本的な考え方	23
1. 基本理念（めざすべき姿）.....	23
2. 基本的な視点（大切にしたい想い）.....	23
3. 施策分野.....	24
第4編 計画の施策内容	27
1. 施策体系および重点施策.....	27
1 【乳幼児期】教育・保育環境の充実.....	28
2 【学童期】放課後の子供の居場所の充実.....	36
3 障害のある子供への支援の充実.....	42
4 妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援.....	48
5 乳幼児期から子育て期の不安・負担の軽減.....	56
6 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実.....	62
7 児童虐待防止対策の充実.....	63
8 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	64
第5編 計画の推進にあたって	71
1. 計画の推進体制.....	71
2. 計画の進捗管理.....	71
第6編 資料集	75
1. 評価指標一覧.....	75
2. 提供区域、量の見込み及び確保方策一覧.....	78
3. 子育て支援関連事業一覧.....	82
ライフステージ別主な子育て支援関連事業一覧.....	82
施策分野1 子供への支援（すべての子供が健やかに成長する社会をめざします）.....	83
施策分野2 子育て家庭への支援（すべての子育て家庭を支えるまちづくり）.....	94
施策分野3 社会全体での支援（社会全体で子供・子育て家庭を支えるまちづくり）.....	102
4. 計画策定に係る附属機関.....	105
5. パパ・ママ座談会の実施、パブリックコメントの概要.....	108

第1編

計画の策定にあたって

第1編 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国の合計特殊出生率は近年急激に低下し、平成17年には1.26まで落ち込みました。その後ゆるやかに上昇し、平成27年には1.45まで持ち直したものの、引き続き低い水準で推移しています。急速な少子化の進行に伴う少子高齢化によって、労働力の減少や地域社会の活力低下、社会保障費の負担増大に加え、子供同士のふれあいの減少から自主性や社会性が育ちにくくなるといった、様々な影響が懸念されています。

そうした中、国では平成元年の「1.57ショック」を契機に少子化を問題と認識し、平成6年に国や地方自治体だけでなく企業や地域社会を含む社会全体で子育てを支援していくことをねらいとした「エンゼルプラン」を策定、また平成15年には地方自治体及び事業主が子育て支援に係る行動計画を策定・実施していくことを定めた「次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）」を制定して、より重点的に対策の推進に取り組むこととしました。続いて平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が平成27年度から施行されました。

本市においては、次世代法に基づき「西宮市次世代育成支援行動計画（以下「次世代計画」という。）」を策定し、前期計画（平成17年度～平成21年度）、後期計画（平成22年度～平成26年度）を通じて、世帯の小規模化やそれに伴う子育てに不安を抱える保護者への対応、保育所待機児童対策や子供の安全確保等、本市における諸問題や課題に対し、総合的・一体的な施策の展開を図ってきました。さらに新制度のスタートに伴い、「西宮市子ども・子育て会議」を立ち上げ、有識者や子育て当事者・子育て支援当事者等と共に、平成27年度から平成31年度を計画期間とする「西宮市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）」を策定しました。事業計画は、潜在ニーズを含め地域の保育需要等を踏まえた各種子育て支援事業の需給計画であり、保育の量的拡充と質の向上等を目的としています。

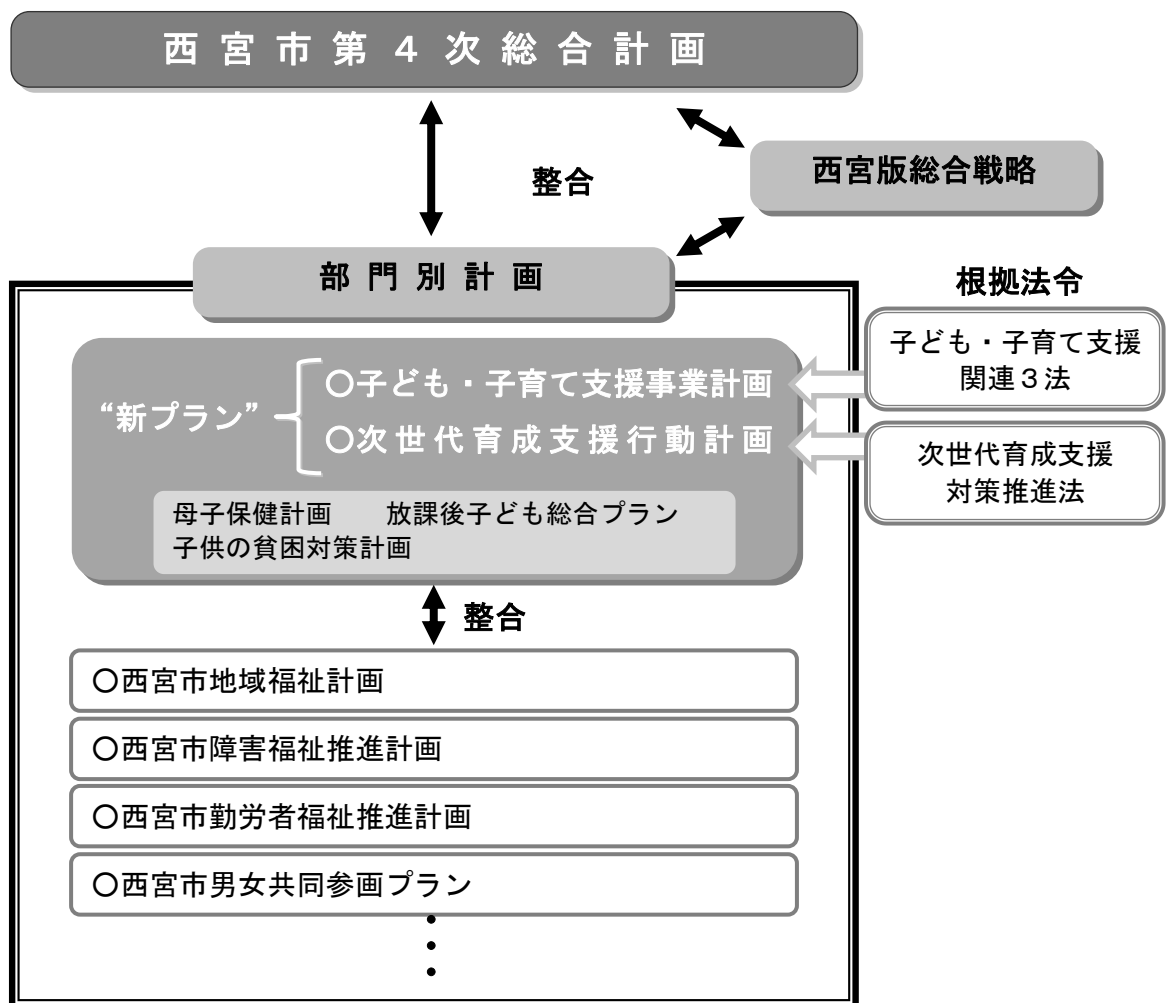
次世代法が平成27年4月から10年間延長され次世代計画の策定が任意とされたことから、本市では次世代計画後期計画を延長し、事業計画と並行して施策にあたってまいりました。この度、平成29年度の事業計画の中間見直しにあわせて2つの計画を統合し、平成36年度までの市の子育て支援施策の方向性や目標を示す新しい計画（以下「新プラン」という。）を策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく法定計画及び、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく市町村行動計画として策定します。

策定にあたっては、国の策定指針及び本市の現状と課題に基づき、西宮市幼児期の教育・保育審議会での答申※1、西宮市子ども・子育て会議での意見、次世代計画の評価などを踏まえたものになっています。

また、本市の最上位計画である「西宮市総合計画」※2の部門別計画とし、「西宮版総合戦略」や各部門別計画との整合を図るとともに、「母子保健計画」や「放課後子ども総合プラン」、「子供の貧困対策計画」を包含するものとします。



※1 「幼稚園と保育所、公立と私立、家庭と地域における子育ての役割について」等の6つの諮問項目について、平成22年7月から3か年にわたり審議を行いました。

※2 本市の長期的なまちづくりの基本的方向と事業、施策を総合的、体系的に示し、市政の指針となる市の最上位計画（計画期間は平成21年度から平成30年度まで）。

3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「西宮市子ども・子育て会議」及び「西宮市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」において審議を行い、計画内容の検討を行いました。

また、平成 28 年 9 月に「西宮市子ども・子育て支援のためのアンケート調査」を実施し、子育てに係る課題やニーズの把握に努めるとともに、計画素案の立案に際しパブリックコメントを実施し市民の皆さまからのご意見を募りました。

4. 計画の対象・期間

本計画の対象は、市内に住むおおむね 18 歳未満のすべての子供とその家族、地域住民、事業主とします。

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 36 年度の 7 年間とします。また、事業計画の第 2 次計画の期間にあたる平成 32 年度から平成 36 年度の「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについては、平成 31 年度に設定を行います。

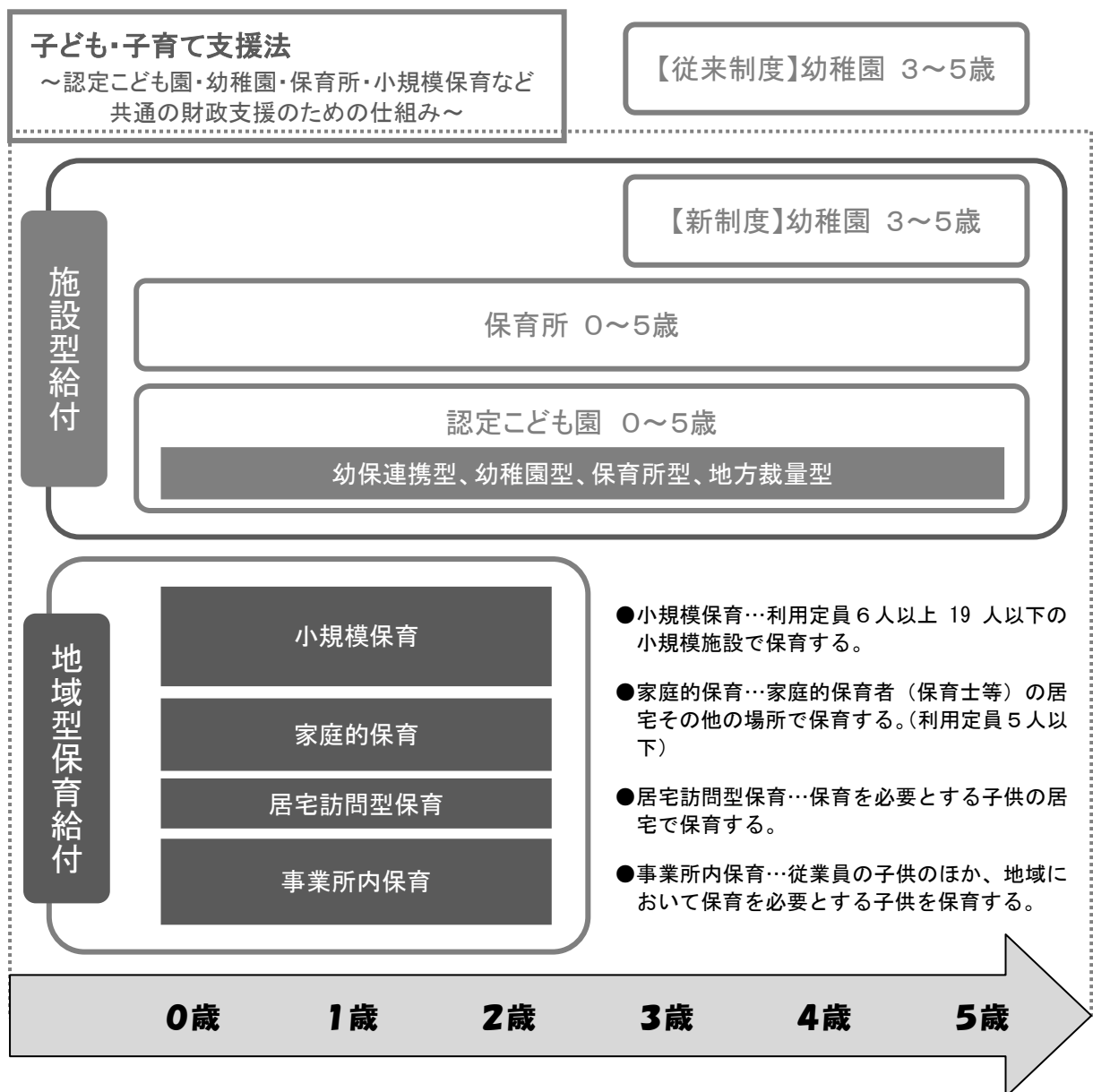
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
西宮市 次世代育成支援 行動計画 (後期計画)												
	~H27.3 まで		延長		中間見直し	新プラン (H30.4~H37.3) H32~H36 の量の見込みは H31 に設定						
西宮市 子ども・子育て 支援事業計画			H27.4~H32.3									

～ 子ども・子育て支援新制度の概要 ～

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に公布され、平成27年4月から新たな子育て支援の仕組みが施行されています（子ども・子育て支援新制度）。

（1）施設型給付と地域型保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所への「施設型給付」と小規模保育等への「地域型保育給付」が創設され、従来、別々に行われていた財政支援の仕組みが共通化されました。



※幼稚園については、新制度に移行し施設型給付の対象となる幼稚園と、新制度に移行せず従来の私学助成を受ける幼稚園に分かれます。

(2) 支給認定制度

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業を利用する子供については、次の3つの認定区分が設けられ、市町村が、保育の必要性の有無等の客観的基準に基づき認定し、認定区分に基づく給付を支給する仕組みとなっています（給付は施設・事業者が代理受領します）。

認 定 区 分	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定（子ども・子育て支援法第19条第1号） 満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性の認定を受けない）の就学前子供	認定こども園 幼稚園
2号認定（子ども・子育て支援法第19条第2号） 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子供	認定こども園 保育所
3号認定（子ども・子育て支援法第19条第3号） 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子供	認定こども園 保育所 小規模保育等

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）や放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成センター）などの13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて推進していくこととなりました。

事業の名称	本市における既実施事業
利用者支援事業	子育てコンシェルジュ
時間外保育事業	延長保育事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	西宮市特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付支給事業
多様な主体の参入促進事業	地域型保育事業への巡回支援 障害児保育助成事業
放課後児童健全育成事業	留守家庭児童育成センター
子育て短期支援事業	子育て家庭ショートステイ事業
乳児家庭全戸訪問事業	健やか赤ちゃん訪問事業
養育支援訪問事業等	育児支援家庭訪問事業 要保護児童対策地域協議会
地域子育て支援拠点事業	子育てひろば
一時預かり事業	保育所等の一時預かり事業 幼稚園の預かり保育事業
病児保育事業	施設型病児保育 訪問型病児・病後児保育利用料助成
子育て援助活動支援事業	にしのみやしファミリー・サポート・センター事業
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査費用助成事業

第2編

子ども・子育てを取り巻く

本市の現状

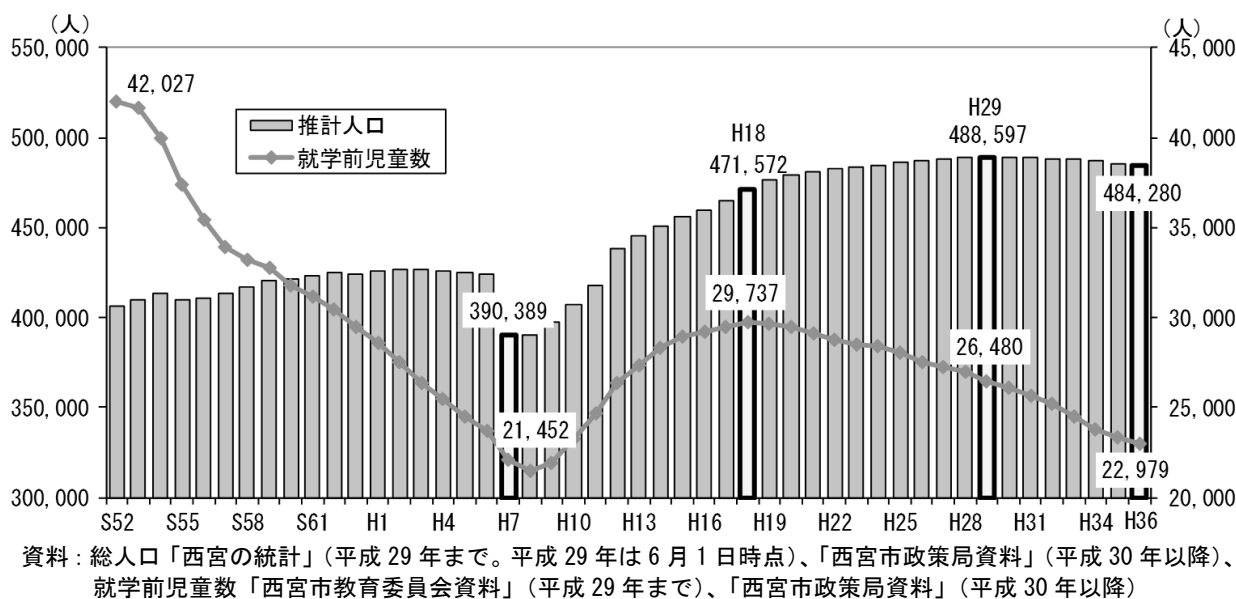
第2編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状

1. 人口の動向

(1) 人口の推移と将来予測

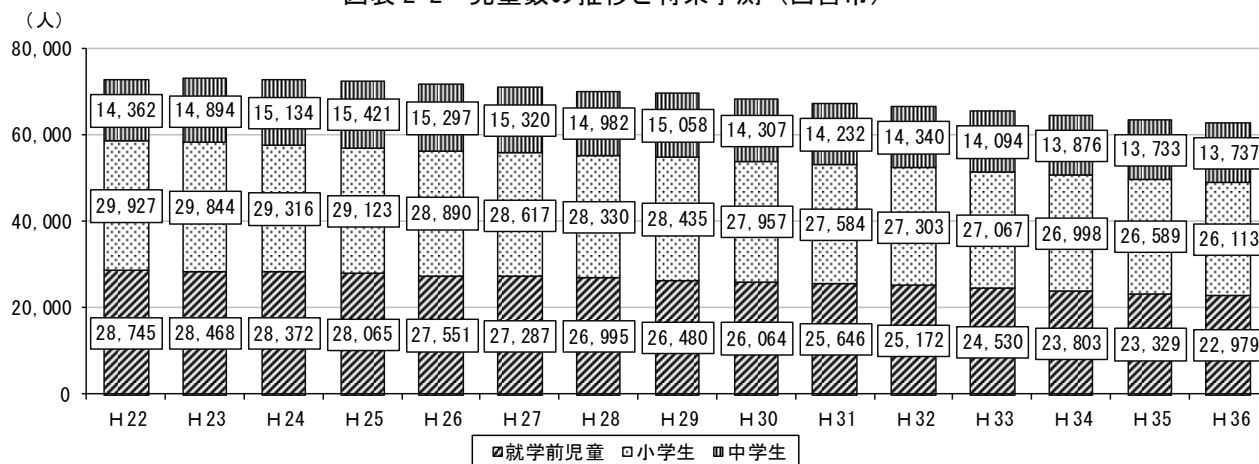
本市の人口は、平成29年で488,597人となっています。今後、平成32年までほぼ横ばいで推移しますが、その後はゆるやかな減少傾向と予測されます。また「就学前児童数（0～5歳児）」については、平成18年をピークに減少し、平成29年で26,480人となりました。平成36年には約23,000人まで減少すると見込まれます。

図表 2-1 人口と就学前児童の推移と将来予測（西宮市）



本市の児童数の推移と将来予測をみると、「就学前児童」と同様に「小学生」、「中学生」とも、今後は減少傾向となっています。

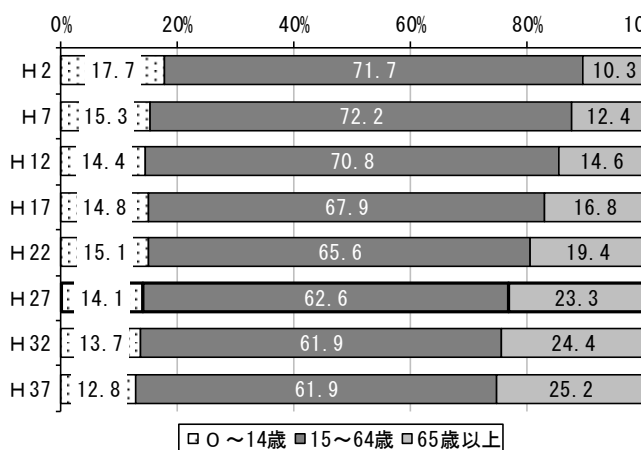
図表 2-2 児童数の推移と将来予測（西宮市）



(2) 人口構造

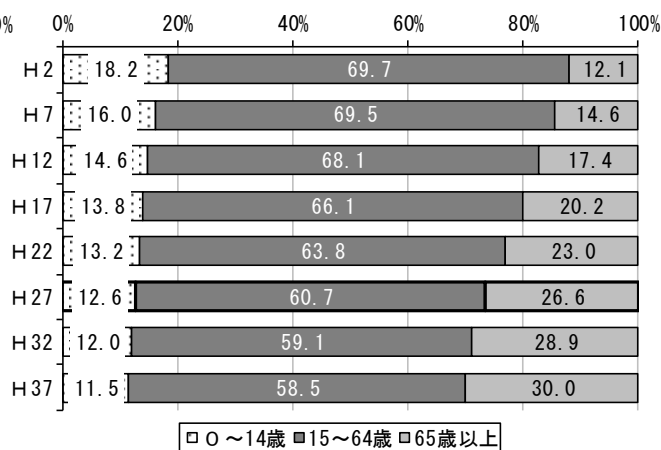
本市の年齢別の人口の推移をみると、「0～14歳」の人口割合の減少スピードは全国平均と比較すると遅く、平成7年から平成27年までほぼ横ばいの状態です。しかし、65歳以上の人口割合は年々増加しており、全国平均と同様に高齢化が進んでいます。

図表 2-3 年齢別の人口の推移（西宮市）



資料：国勢調査（平成27年まで）
「西宮市政策局資料」（平成32年以降）

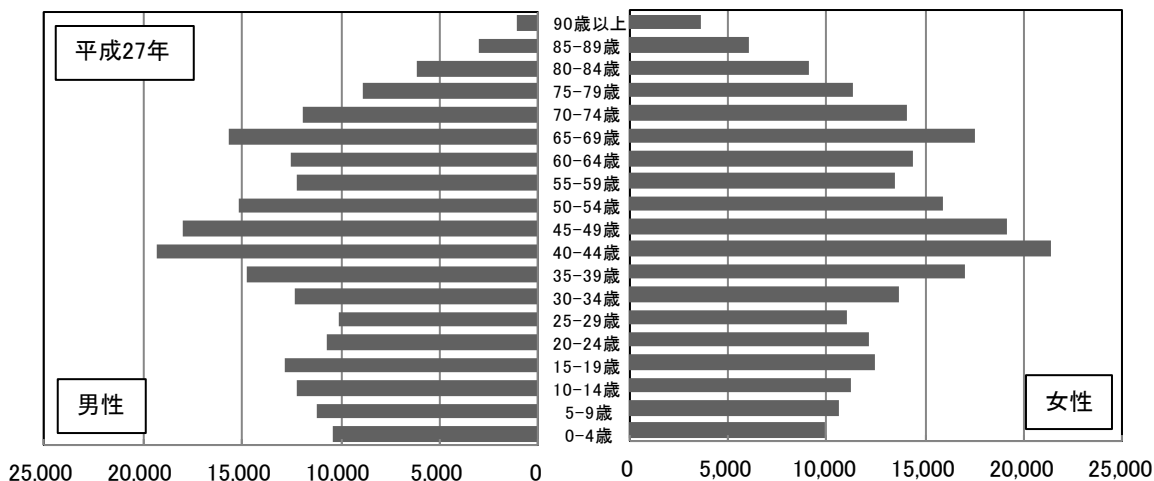
図表 2-4 年齢別の人口の推移（全国）



資料：国勢調査（平成27年まで）
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（平成29年推計）」（平成32年以降）

年齢別の人口構成をみると、男女ともに40歳から49歳（昭和41年～50年生まれ。以降、団塊ジュニア世代。）が多く団塊の世代を上回っている状況です。これは震災後急激に人口が増加したことによるものと示唆され、西宮市特有の人口構造となっています。

図表 2-5 年齢別人口構成（西宮市）

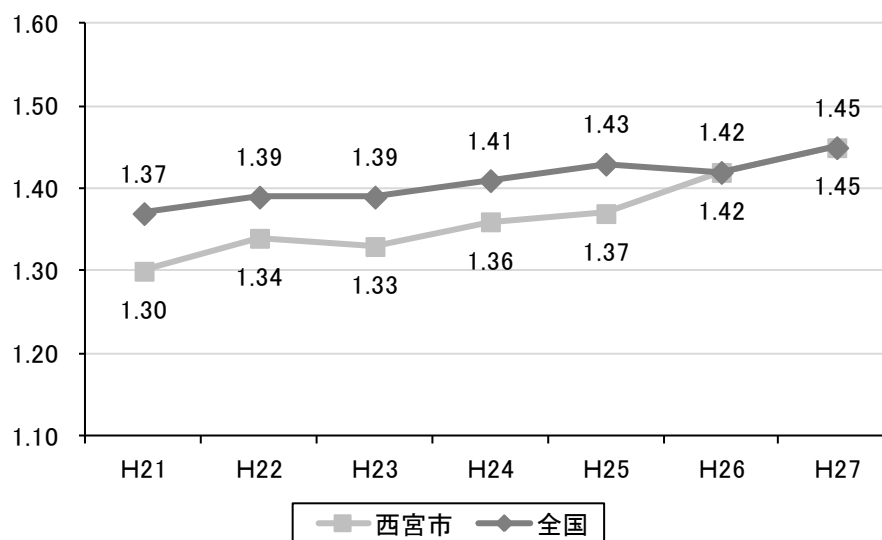


資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

(3) 出生の動向

本市の合計特殊出生率は微増傾向にあり、平成25年度までは全国を下回っていましたが、平成26年度以降は全国平均と同程度となっています。

図表 2-6 合計特殊出生率の推移

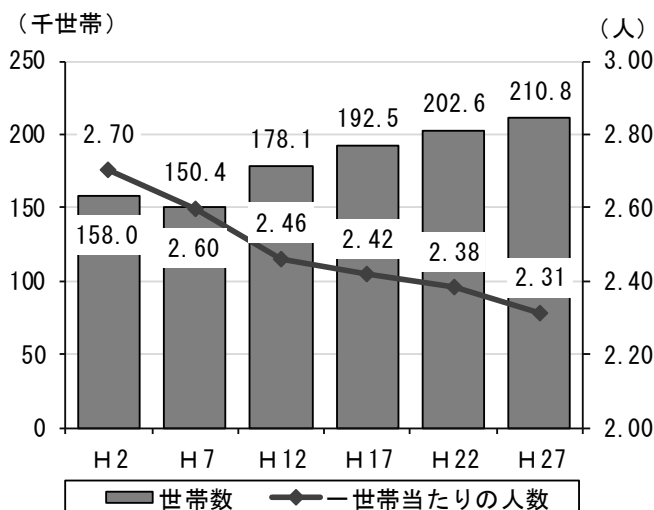


資料：西宮市保健所、西宮市健康福祉局資料、全国「人口動態統計（厚生労働省）」

(4) 世帯（家族）や就労の状況

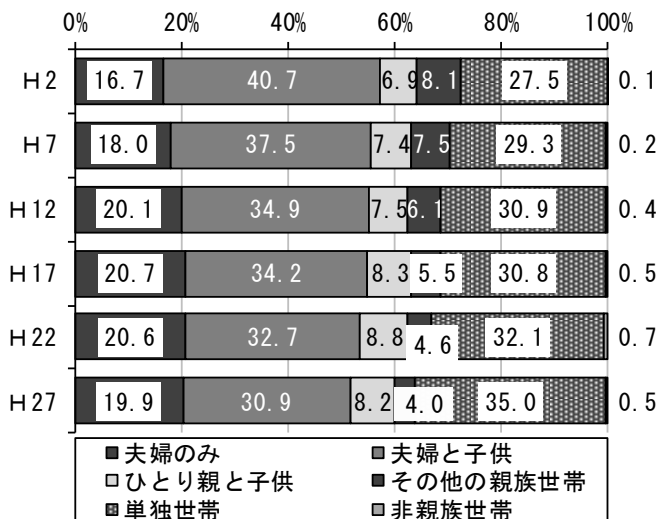
本市の世帯数と一世帯あたりの人数をみると、世帯数は年々増加している一方で、一世帯あたりの人数は年々減少しています。また、本市の世帯の家庭類型別割合をみると、「ひとり親と子供」、「単独世帯」は増加傾向となっており、世帯の小規模化や核家族化がさらに進んでいることがうかがえます。

図表 2-9 世帯数と一世帯あたりの人数（西宮市）



資料：国勢調査

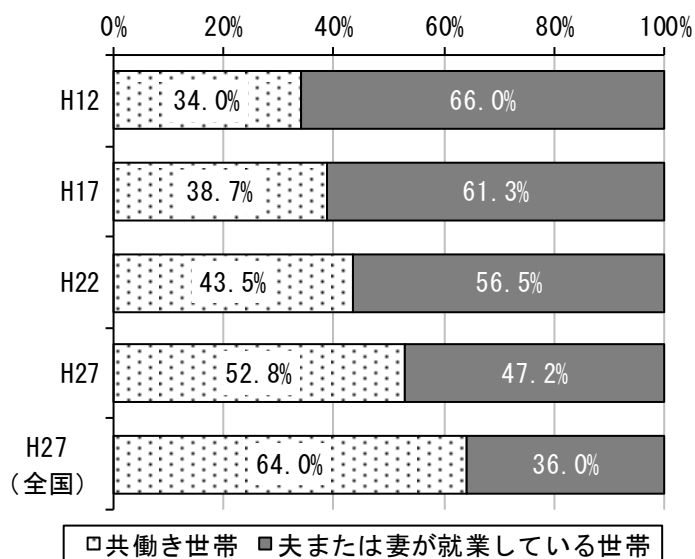
図表 2-10 世帯の家庭類型別割合（西宮市）



資料：国勢調査

子供（18歳未満）のいる夫婦世帯の就業状況の推移をみると、共働き世帯の割合は年々、増加傾向にあり平成27年度の国勢調査では50%を超えましたが、全国平均よりは低い状況にあります。

図表 2-11 子供のいる夫婦世帯の就業状況（西宮市）



資料：国勢調査（夫婦ともに就業していない世帯を除く）

2. アンケート結果からみる子育ての状況

【調査の名称】 西宮市子ども・子育て支援のためのアンケート

【調査対象】 就学前児童：平成28年8月現在、西宮市に住んでいる就学前児童の保護者から無作為に抽出

小学生：平成28年8月現在、西宮市に住んでいる小学生の保護者から無作為に抽出

【調査期間】 平成28年9月9日～9月23日

【調査方法】 調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収による郵送調査法

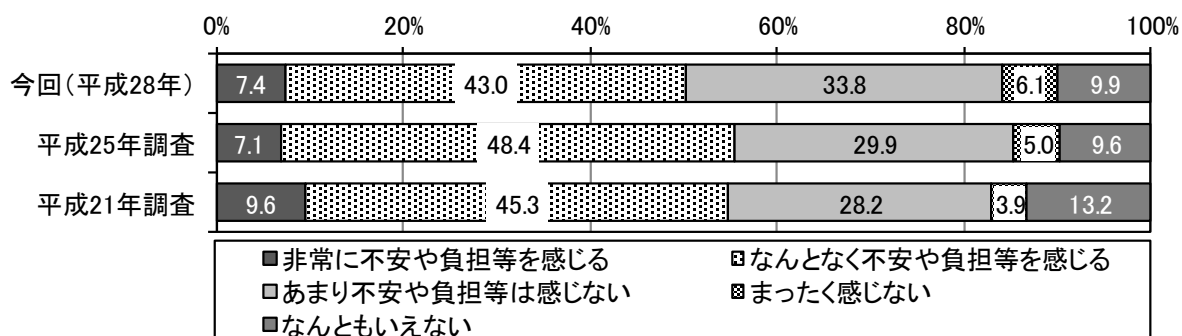
【調査結果】

調査票	調査対象者 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	5,316	3,458	65.0%
小学生	2,164	1,214	56.1%
合計	7,480	4,672	62.5%

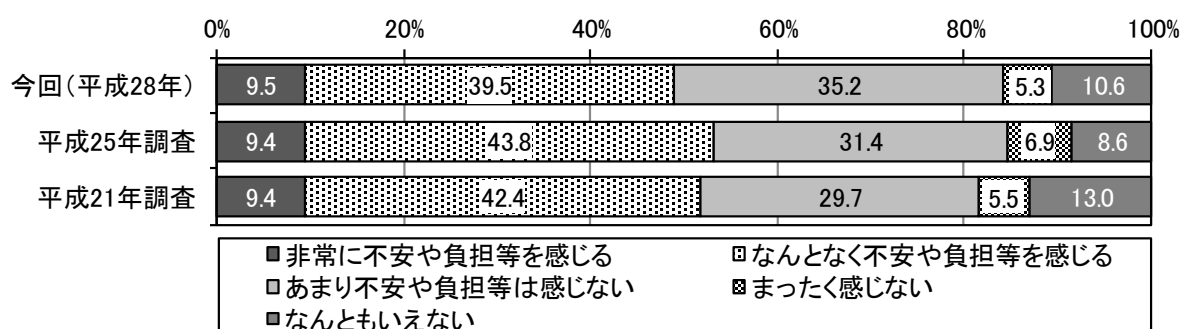
(1) 子育ての不安や負担等

子育てに関して不安や負担等を感じるかについて、就学前では『感じる』（「非常に不安や負担等を感じる」と「なんとなく不安や負担等を感じる」の合計）が今回調査で50.4%となっており、平成25年調査の55.5%、平成21年調査の54.9%を下回っています。小学生も同様に『感じる』が今回調査で49.0%となっており、平成25年調査の53.2%、平成21年調査の51.8%を下回っています。

図表 2-12 子育てに関する不安や負担を感じるか（就学前）



図表 2-13 子育てに関する不安や負担を感じるか（小学生）



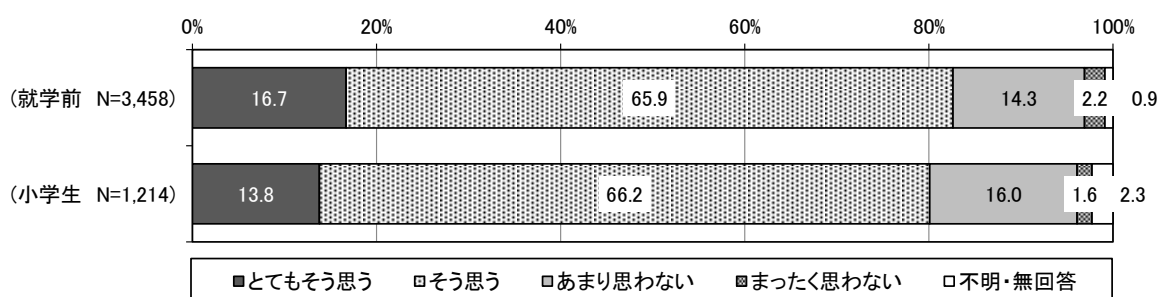
(2) 子育て全般

子供にとって住みやすいと思うかについては、『思う』（「とても思う」と「思う」の合計）が就学前では82.6%、小学生では80.0%といずれも8割を超えて高くなっています。

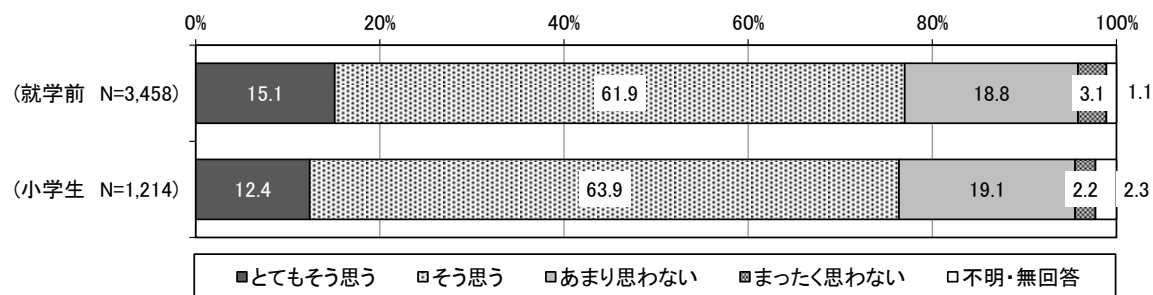
子育てしやすいまちだと感じるかについては、『思う』（「とても思う」と「思う」の合計）が就学前では77.0%、小学生では76.3%といずれも7割を超えて高くなっています。

子育て支援でもっと力を入れてほしいことについて、就学前では「子育てにかかる経済的負担の支援」が55.6%、「安心して遊べる場や公園の整備」が43.8%、「出産後に安心して就職・復職できるための保育所の確保」が41.4%で高くなっており、小学生では「子供が安心して遊べる場所づくり」が63.4%、「子供への犯罪を防ぐ対策」が42.5%、「子供が事故にあわないための安全な環境」が40.4%で高くなっています。

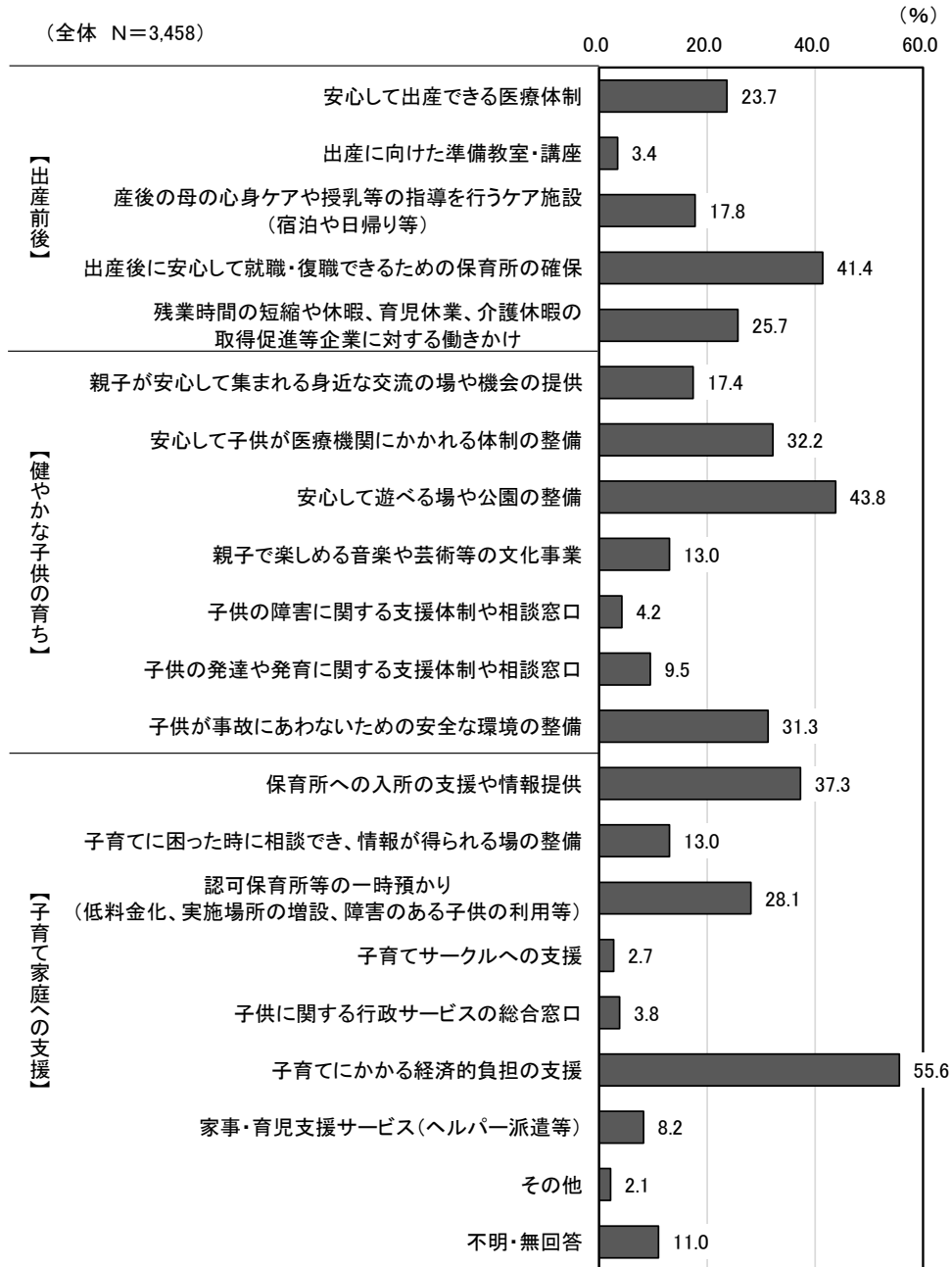
図表 2-14 子供にとって住みやすいと思うか



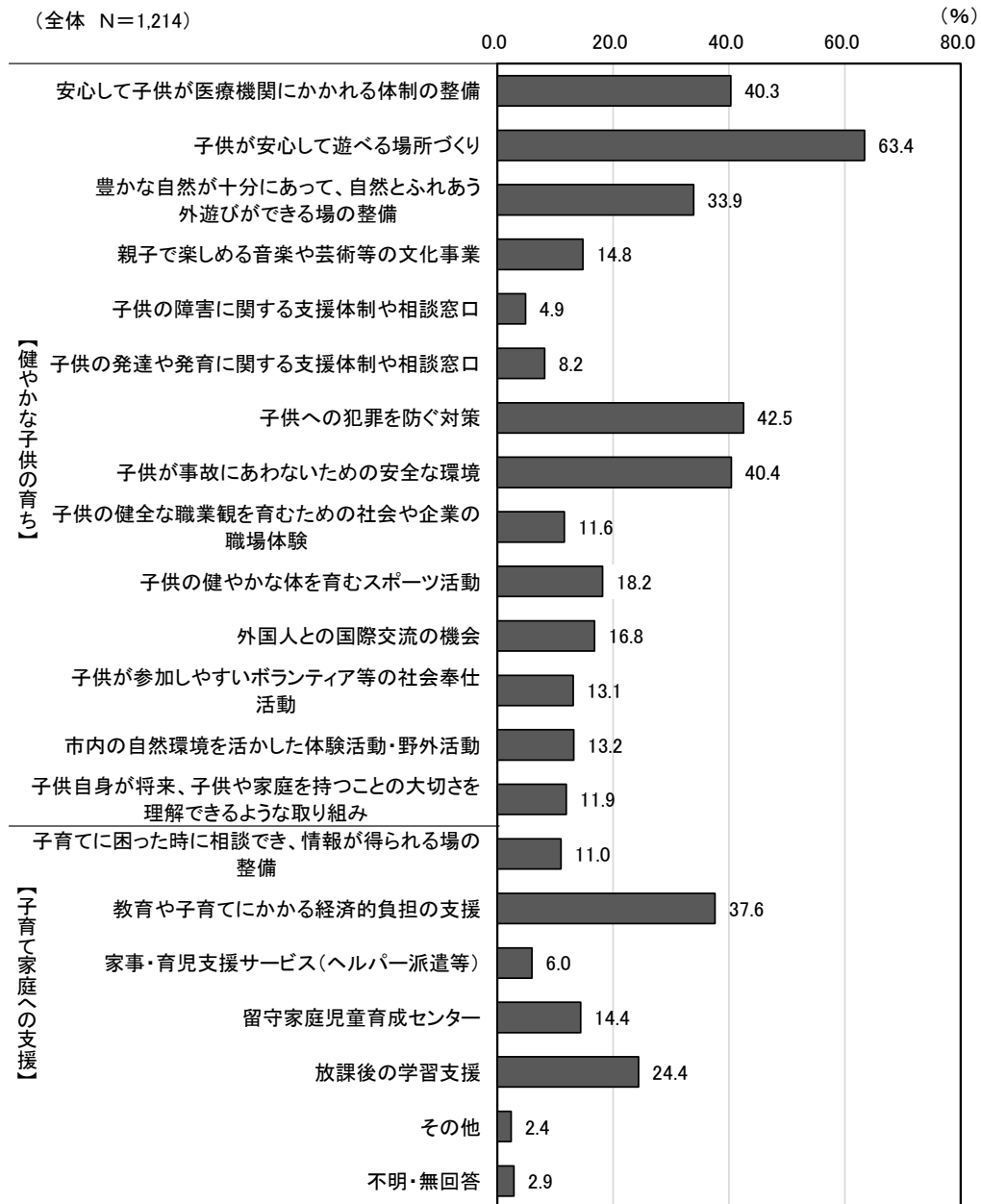
図表 2-15 子育てしやすいまちだと感じるか



図表 2-16 子育て支援でもっと力を入れてほしいこと（就学前）



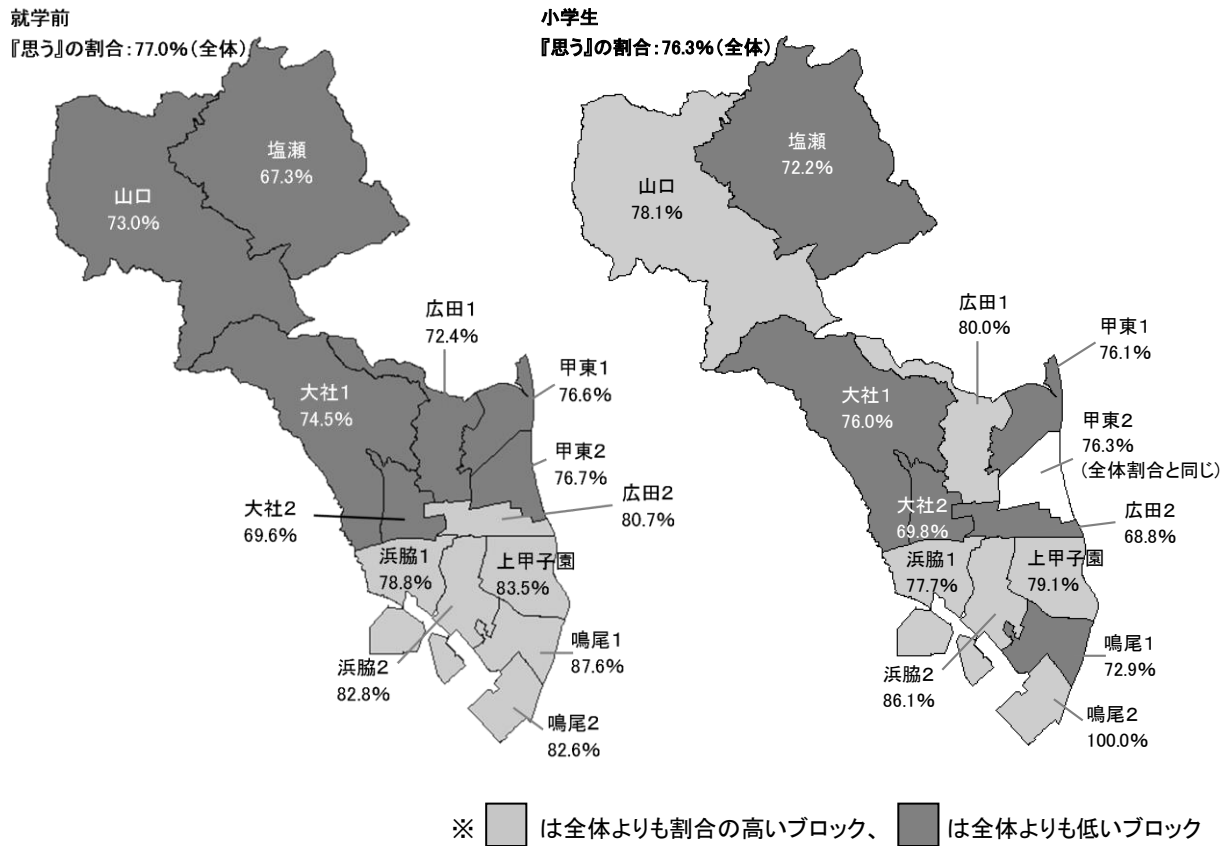
図表 2-17 子育て支援でもっと力を入れてほしいこと（小学生）



(3) 地区別の状況

子育てしやすいまちだと感じるかについて小ブロック別にみると、就学前では「広田2」「浜脇1」「浜脇2」「上甲子園」「鳴尾1」「鳴尾2」で『思う』の割合が高くなっています。小学生では「山口」「広田1」「浜脇1」「浜脇2」「上甲子園」「鳴尾2」で『思う』の割合が高くなっています。

図表 2-18 子育てしやすいまちだと感じるか（小ブロック別）



第3編

計画の基本的な考え方

第3編 計画の基本的な考え方

1. 基本理念（めざすべき姿）

基本理念

子供が輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ
～ 子育てするなら 西宮 ～

2. 基本的な視点（大切にしたい思い）

本計画の策定にあたり、西宮市次世代育成支援行動計画及び西宮市子ども・子育て支援事業計画で定めた基本理念や基本的な視点を引継ぎ、また西宮市子ども・子育て会議やアンケート結果などにおける様々な意見を踏まえ、保護者のニーズばかりに目を向けるのではなく、“子供中心に考える”といった子供の視点に立った取組みを進めていくという観点で、子育て支援に関する4つの基本的な考え方を定めました。

（1）すべての子供が健やかに成長する社会をめざします

- しっかりとした愛着形成がなされ、豊かな自然環境・文化的環境など周囲の環境と関わり合う中で、協調性・夢・希望を育み、出会いを喜び、感謝の気持ちを持って、主体的に生きていく力を培います。

（2）すべての子供の幸せを第一に考えます

- 社会の希望であり、未来をつくる存在である子供が自身の幸せを実感できるよう、すべての子供の幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。
また、子供の権利や利益を尊重し、乳幼児期から青年期における個々の成長・発達に応じた育ちや個性を踏まえた取組みを進めていきます。

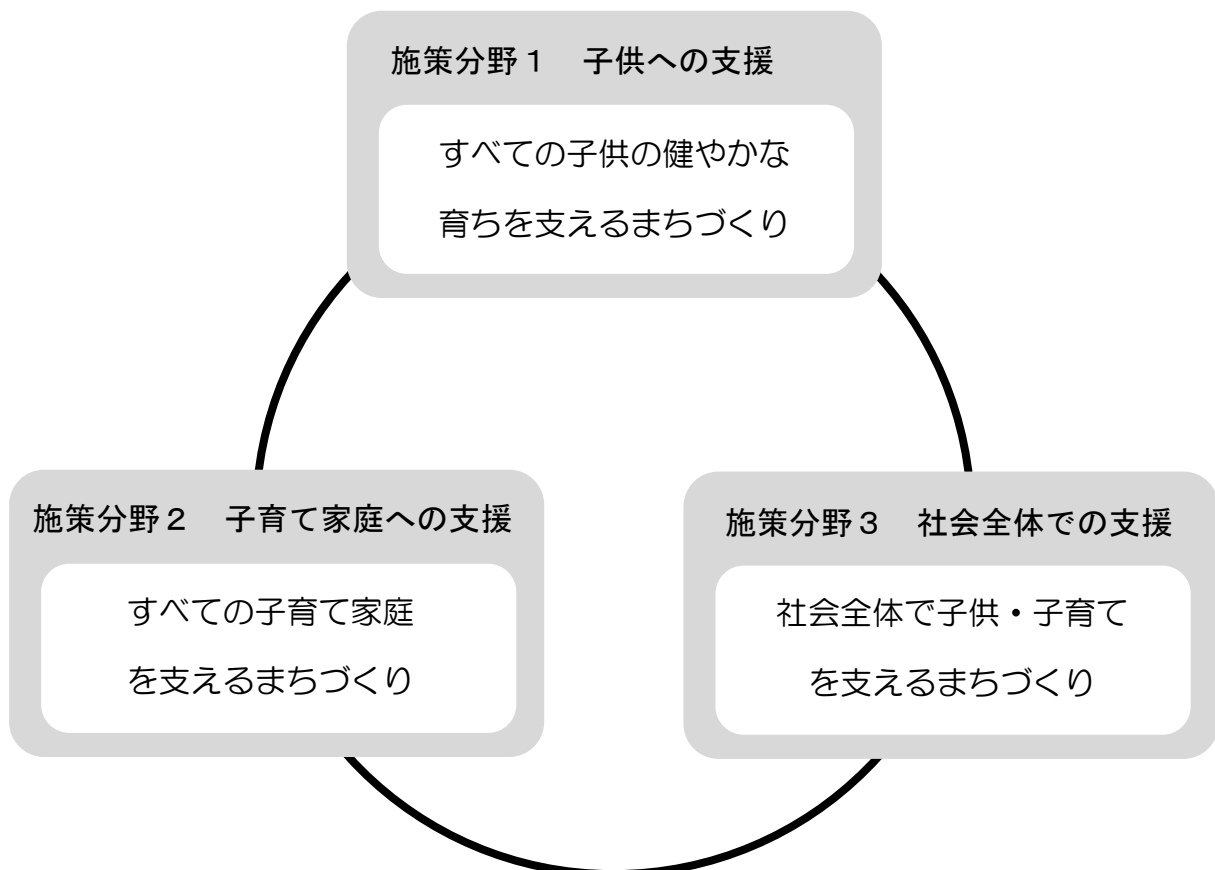
(3) 子育てが楽しく思えるまちをめざします

- 子育て家庭の精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さ、孤立感など、子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、それぞれの家庭のニーズにあった支援を行い、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。

(4) まち全体で子供を育みます

- 保護者が子育てを第一義的に担うことを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子供の成長とともに喜び、安心して子育てができる環境づくりや子供の居場所づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。
また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、連携するとともに、子供たち自身が参画する機会をつくり、まち全体で子供を育みます。

3. 施策分野



第4編

計画の施策内容

第4編 計画の施策内容

1. 施策体系および重点施策

次世代計画及び事業計画における国の基本指針に基づくすべての施策から、本市の子育て支援施策における“現状・課題”、“子ども・子育て会議等での意見”、平成28年9月に行った“アンケート結果”を踏まえ、計画期間内（平成30年度～平成36年度）により重点的に取り組むべき施策を「重点施策」に位置付けます。



現状・課題

○増大する保育需要への対応

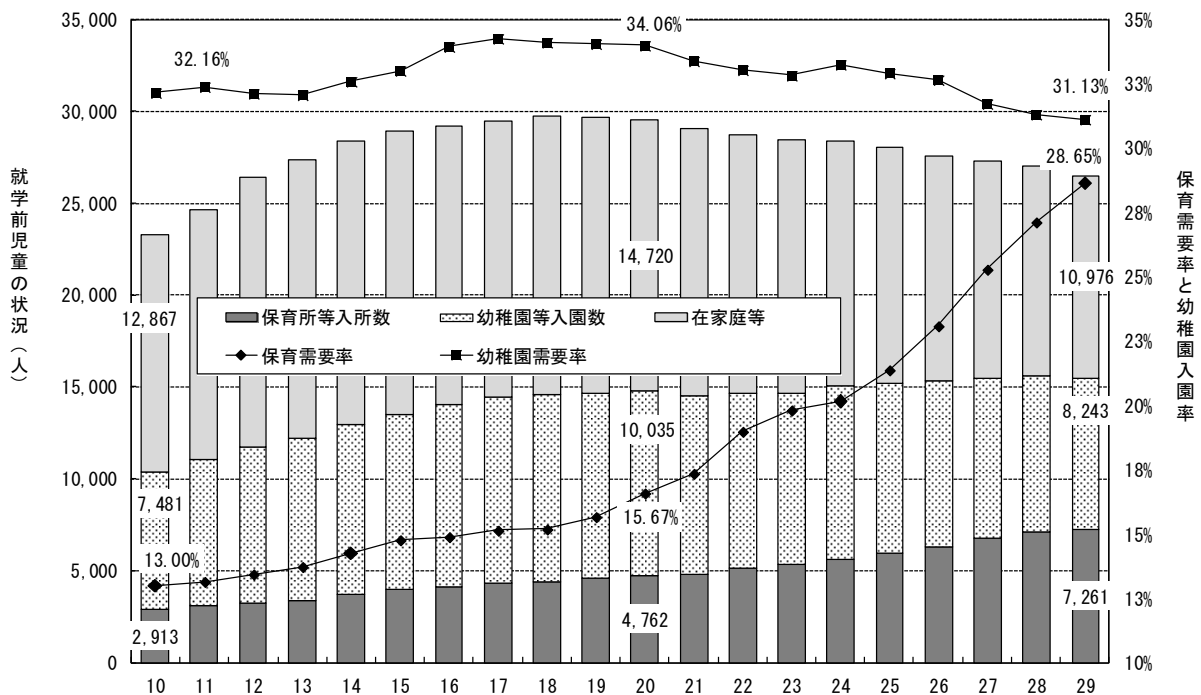
●増大する保育需要への対応

本市での保育所などの入所申込者は、近年急激に増大し、平成 29 年 4 月 1 日現在の厚生労働省の定義に基づく待機児童数は 323 人、希望どおり入所できなかった方は 830 人と過去最大となっています。さらに、これまで待機児童対策として開設を推進してきた地域型保育事業については、卒園後（3 歳児以降）に保育所などで継続して保育できない、いわゆる 3 歳児の壁に直面しています。今後は、保育所整備を中心に対策を進め、増大する保育需要に応えていく必要があります。

●将来的な施設の適正配置

保育需要は今後も一定増加していくものと考えていますが、就学前児童数は平成 18 年をピークに減少傾向にあります。そのため保育所整備を進める一方で、保育所や幼稚園のニーズなどの中長期的な将来推計を行い、施設の適正配置に関する方針などを示していくことが求められます。

図表 ● 保育需要率及び幼稚園需要率と就学前児童の推移（西宮市）

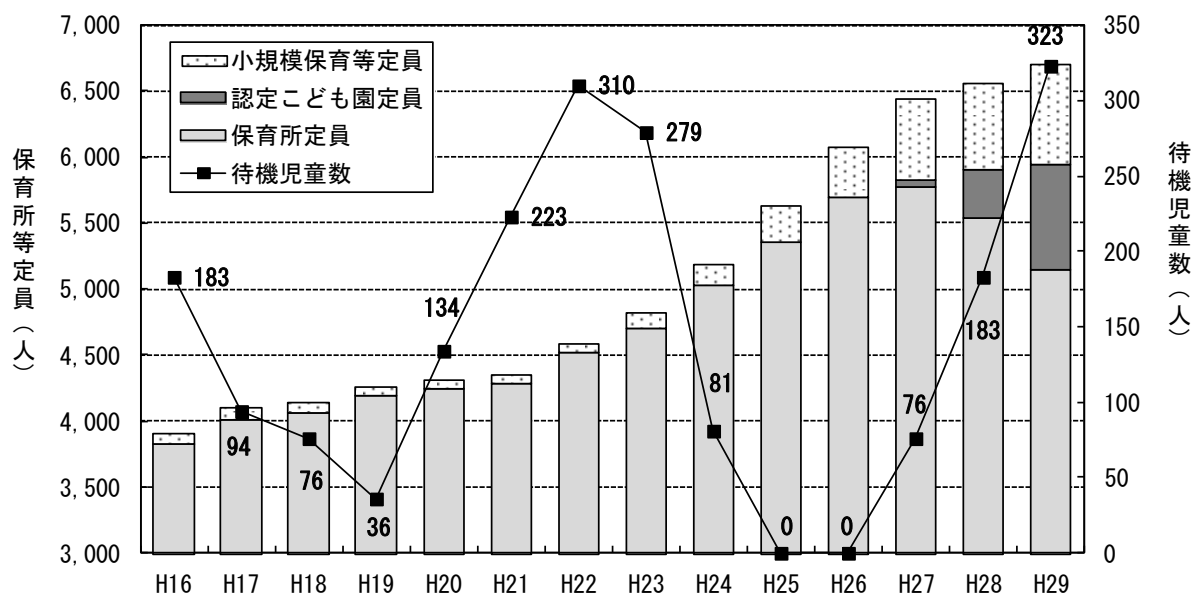


資料：西宮市子ども支援局「保育所等入所数」（4/1 現在）、西宮市教育委員会「就学前児童数」「幼稚園等入園数」（5/1 現在）

※1 保育需要率：「認定こども園、認可保育所、地域型保育事業の入所児童数（1号認定子ども除く）＋待機児童数」÷「就学前児童数」

※2 幼稚園需要率：「認定こども園在籍児童数（1号認定こども）、幼稚園在籍児童数」÷「就学前児童数」

図表● 保育所等の定員と待機児童数の推移（各年度4月1日現在）



資料：こども支援局

※認定こども園定員：2号、3号の定員

小規模保育等定員：家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業を実施する施設の定員

図表● 年齢別待機児童数の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
0歳児	34 (12.2%)	0	0	0	0	0	0
1歳児	104 (37.3%)	60 (74.1%)	0	0	27 (35.5%)	79 (43.2%)	97 (30.1%)
2歳児	107 (38.4%)	13 (16.0%)	0	0	21 (27.6%)	38 (20.7%)	76 (23.5%)
3歳児	34 (12.1%)	8 (9.9%)	0	0	25 (32.9%)	66 (36.1%)	125 (38.7%)
4歳児	0	0	0	0	3 (4.0%)	0	25 (7.7%)
5歳児	0	0	0	0	0	0	0
合計	279	81	0	0	76	183	323

●多様な保育ニーズへの対応

共働き家庭の増加、就労形態の多様化に伴い、幼稚園においても長時間保育のニーズが高くなっています。

また、子供が病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応する病児保育事業については、地域偏在の解消や平成28年度から実施している訪問型病児・病後児保育利用料金助成制度の周知を図る必要があります。

図表● 時間外保育事業の実績

(単位：ひと月あたりの利用人数)

	H24	H25	H26	H27	H28
施設数	53 か所	56 か所	59 か所	94 か所	98 か所
利用定員	1,804 人	1,833 人	2,040 人	2,555 人	2,631 人
利用者数	1,186 人	1,168 人	1,410 人	1,248 人	1,475 人

図表● 病児・病後児保育事業の実績

		H24	H25	H26	H27	H28
【病児】	登録人数	352 人	483 人	446 人	482 人	557 人
	延利用人数	526 人	624 人	608 人	739 人	773 人
	稼働率※	29.8%	35.4%	34.7%	41.7%	24.0%
【病後児】	登録人数	324 人	455 人	419 人	371 人	—
	延利用人数	202 人	151 人	164 人	75 人	—
	稼働率※	34.4%	25.7%	28.1%	30.1%	—

※稼働率：「延利用人数」÷「年間開所数×定員」×100

※病後児は、平成 27 年度に廃止。

課題解決に向けた取組み

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。

次代を担う子供一人ひとりが健やかに成長していくためには、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを積み重ねていくことが必要です。

そのため、各施設において蓄積してきた実践、環境などを生かしつつ、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業が共に、乳幼児期における教育・保育の向上のための取組みを推進していきます。

成果指標（案）	基準値	目標値
保育所等待機児童数	323人	0人

（１）待機児童の解消に向けた取組み

1. 保育所整備を中心とした対策

従来市の市有地活用や保育所運営法人が自ら土地を確保し保育所を整備（持込型）する手法に加え、公園の活用、パーク&ライド方式による保育所整備、送迎保育ステーション事業の導入など、様々な手法により入所枠の拡大を図り、平成31年度までに約1,500人の入所枠拡大を図ることとしています。

待機児童の解消だけでなく、希望どおりに入所できなかった方の解消もめざし入所枠の拡大を図っていきます。

【教育・保育の量の見込み】

事業計画

平成29年度 1号認定 8,243人 ⇒ 平成31年度 1号認定 7,715人
(実績) 2号、3号認定 7,261人 ⇒ 2号、3号認定 8,578人

※平成32年度～平成36年度の量の見込みについては、平成31年度に設定します

2. 3歳児以降の入所対策

3歳児以降の入所対策にあたっては、保育所整備を中心に入所枠拡大を図っていきます。

また、保育所への入所が待機になった児童が、私立幼稚園に通園しながら預かり保育を利用する際にかかる費用の一部を補助する協力幼稚園事業を実施しています。今後も、私立幼稚園の協力を得ながら、保護者の多様なニーズに応える体制を整備していきます。

3. 保育士確保対策

深刻化する保育士不足とそれに伴う確保対策として、保育士就職フェアの実施に取組む関係団体を支援するほか、保育士資格の取得助成や潜在保育士研修など保育士への支援に取り組んでいます。

今後は、保育士が長く仕事を続けることに繋がる仕組みの構築など、保育士確保に取り組んでいきます。

4. 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できるという大きな特長があります。

保育需要が増大する中、既存の幼稚園から認定こども園への移行を促進することは、低年齢児の待機児童対策及び3歳児以降の入所対策として有効であると考えています。

本市は認定こども園の整備を推進していく考えであり、既存の幼稚園や保育所からの認定こども園の移行に関しては様々な課題を踏まえ、各施設と十分に協議の上、進めていく必要があると考えています。

(2) 質の高い教育・保育の提供

1. 保育教諭、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭の合同研修

認定こども園、幼稚園、保育所それぞれの園では、質の向上を図るため、園内研究の実施、日々の保育の評価及び改善を重ねるなど保育内容の充実に努めています。

また、子育て総合センターでは、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校（以下、「幼保小」という。）の教職員が交流し、情報収集・共有を図りながら共に学ぶ機会を持つための合同研修会を実施しています。

平成30年4月には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領が改訂され、それぞれとの整合性が図られることとなります。

こうしたことから、合同研修を充実させ、より多くの教職員が参加し専門性の向上を図ることと、本市全体の教育・保育の質の向上に努めていきます。

2. つながり事業の充実

本市では、平成16年度から、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続のため、西宮市幼稚園・保育所・小学校連携推進事業「つながり」を実施しています。これまで子供同士の交流活動が幼児と児童にとって意義のある交流や実践として進められ、また現場のOJTの一環として校園種を超えた研修の場としても定着してきています。

さらに、担当者が交代する際の成果の引継ぎ、各施設全体での取組みとして効果的に積上げていくことが課題となっていたことから、教職員向けの啓発リーフレットを活用し取組みを進めています。

今後も本事業の活動を通じて、幼児期における教育・保育と小学校教育が連続性、一貫性を持ってつながり、互いを理解し、見通しをもった教育・保育を進めながら、全ての子供の育ちと学びを支えていきます。

3. 地域型保育事業への支援

保育士、保健師、栄養士による施設巡回で安全性などの助言・指導を行うほか、指導監査、職員研修など事業者へのきめ細かな支援を引き続き行い、保育環境の充実につなげるよう努めていきます。

(3) 保育サービスの充実

1. 利用者支援事業（特定型）の充実

市役所本庁舎1階に設置する「こども支援案内窓口」に子育てコンシェルジュを配置し、教育・保育に関する相談に応じ、特に就学前の教育・保育施設、一時預かり事業など保護者のニーズに合った保育サービスの情報提供を行っています。また、行政窓口という場所を活かし、他課との連携の中で子育て家庭のニーズに応じた地域の資源につないでいます。今後は、専門性を活かし、子育てひろばなどへの出前相談を行うなど、地域の身近な場所でも相談できるよう取組みを進めます。

【量の見込み】 事業計画

平成29年度（実績） 1か所 ⇒ 平成31年度 1か所

※平成32年度～平成36年度の量の見込みについては、平成31年度に設定します

2. 延長保育事業

今後新たに開設する園も含め、引き続き、全ての保育所で実施していくほか、認定こども園、地域型保育事業においても実施することで利用者の選択の幅を広げ、多様なニーズに対応していきます。

【量の見込み（ひと月あたりの利用人数）】 事業計画

平成28年度（実績） 1,475人 ⇒ 平成31年度 2,190人

※平成32年度～平成36年度の量の見込みについては、平成31年度に設定します

3. 病児保育事業

施設型病児保育については、市南部地域で2箇所、北部地域で1箇所を開設し、地域偏在の解消に向けた取組みを進めています。今後、稼働率の向上に向け、周知を図るなどの取組みが重要となります。平成28年度から実施している訪問型病児・病後児保育利用料補助制度の普及と併せ、安心して子育てができる環境を整備していきます。

【量の見込み（年間延べ利用人数）】 事業計画

平成28年度（実績） 773人 ⇒ 平成31年度 1,102人

※平成32年度～平成36年度の量の見込みについては、平成31年度に設定します

4. 幼稚園での預かり保育事業

全ての私立幼稚園で在園児を対象に保護者のリフレッシュや学校行事への参加などによる一時的な利用から、就労などによる継続的な利用など様々なニーズに応える預かり保育事業を実施しています。各園の利用実態を踏まえ、預かり時間の延長や夏休みなどの長期休園期間に対応する園の拡大に向けて働きかけしていきます。

【量の見込み（年間延べ利用人数）】 事業計画

平成 28 年度（推計） 213,891 人 ⇒ 平成 31 年度 345,628 人

※平成 32 年度～平成 36 年度の量の見込みについては、平成 31 年度に設定します

現状・課題

- 全ての子供が安全・安心に過ごせる放課後の居場所が求められている
- 増大する留守家庭児童育成センターの需要に応える必要がある

●子供の育ちと遊びに関する現状

子供は遊びによって楽しみながら世界を広げ、挑戦と成功によってバランス良く心身の能力を発達させていくとともに、友達とのルールを守り、コミュニケーションをとりあいながら協調性や社会性を養っていきます。近年、携帯用ゲーム機の普及等により室内遊びや一人で気軽に楽しめる遊びが増えたほか、都市化によってかつて子供の遊び場であった空き地等が減少し、遊びの内容は変容してきました。子供の健やかな成長と発達を促すための遊びの機会と場所を提供することなどを目的に市ではいくつかの放課後施策を実施しています。

●保護者が求める子供の居場所

共働き家庭の増加や、犯罪や誘拐、交通事故など子供が巻き込まれる犯罪報道や危険情報の配信の増加による親の不安の増加などから、安全・安心な居場所づくりが求められています。

本市のアンケート結果においても、子育て支援でもっと力を入れてほしいこととして「子供が安心して遊べる場所づくり」が最も高い結果となっています。

●全ての子供を対象とした放課後施策の状況

安全・安心な居場所づくりとして、学校や公民館等を活用した「子供の居場所づくり事業」や「児童館」に加え、地域団体に委託して実施している「放課後子供教室」があります。それぞれの事業において実施場所や活動回数などの地域差がありますが、限られた財源や人材確保の面などから、全ての校区に同じ枠組みで拡充していくことは難しい状況にあります。

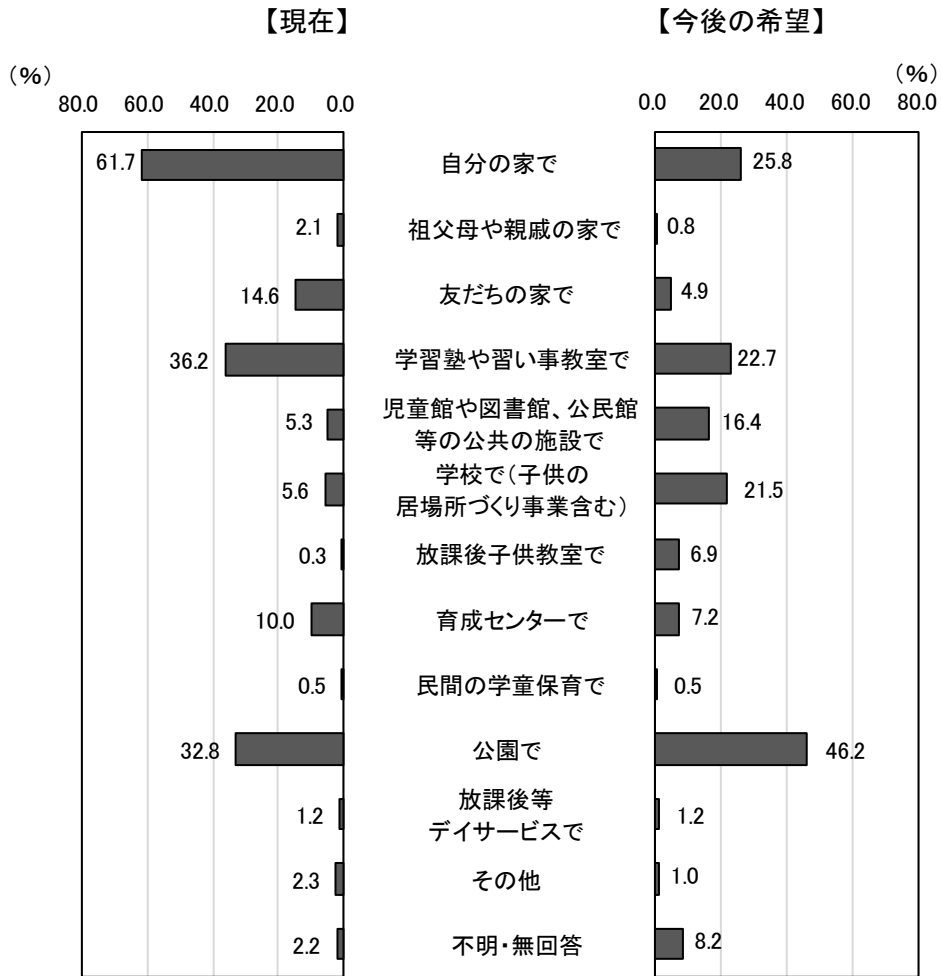
そのため、様々な事業の連携を図ることで、総合的な放課後対策を検討していく必要があります。

●共働き家庭などを対象とした放課後施策の状況

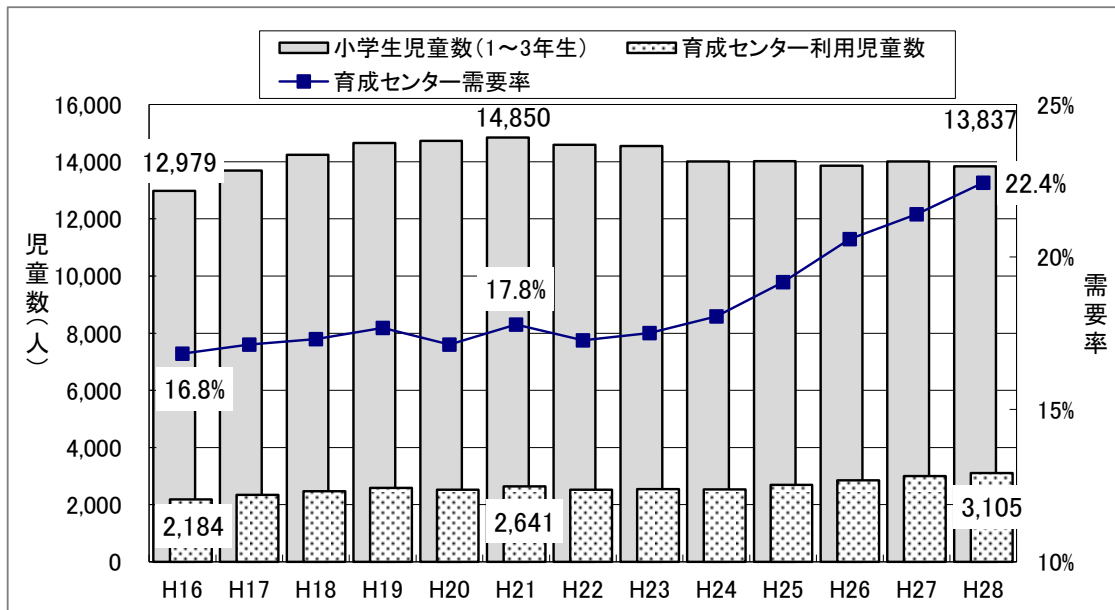
本市では、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象とした留守家庭児童育成センター（以下、「育成センター」という。）を全ての小学校区に設置しておりますが、共働き家庭の増加に伴う保育需要への対策に加え、児童福祉法の改正により対象が小学6年生まで引き上げられたことに伴う高学年の受入などが課題となっています。

また施設整備に伴う指導員不足への対応や、土曜日や夏休みなど長期休業期間中の開所時間の繰上げ対応などソフト面の充実を図っていく必要があります。

図表● 放課後をどこで過ごすかの比較（現在と今後の希望）



図表● 市立小学校児童数（1～3年生）と育成センター利用数・需要率



資料：西宮市こども支援局「育成センター利用児童数」(5/1 現在)、西宮市教育委員会「小学生児童数」(5/1 現在)

※育成センター需要率：「育成センター利用児童数」÷「小学生児童数（1～3年生）」×100

課題解決に向けた取組み

本市では平成 28 年度に、西宮市の教育・子供施策の礎とする「西宮市教育大綱」を策定しました。教育大綱に基づき、子供たちがたくましさや優しさ、豊かな感性を身につけ、健やかに成長できるよう、放課後の子供の育ちに関する取組みを進めてまいります。

取組みにあたっては、子供たちの活動拠点となる居場所を地域的なバランスも考慮し確保していくとともに、既存の地域資源等も考慮して包括的な方向性を定め、総合的に推進してまいります。

(1) 全ての児童を対象とした安心・安全な放課後の居場所

1. 子供の居場所づくり事業の実施校区の拡大

校区によって公園の多少や児童館の有無、地域による取組みなど、子供たちの居場所の状況に違いがあります。また児童数の増減などにより居場所として活用できる学校施設の状況も様々です。そこで、学校の屋外と屋内で事業を実施する従来の手法に加え、屋内の居場所づくりに特化する手法や公民館等の社会教育施設を活用する手法、学校や地域団体が主体となる子供の居場所につながる活動への連携・支援を行う手法など、各校区の実情に合わせた事業手法を取り入れることで、事業経費の増大を抑えつつ実施校区の拡大を図ります。

2. 児童館のアウトリーチ

児童館は、地域における身近な子供の遊びの拠点であり、また、地域の子育て支援や支援を必要とする親子への対応などの役割を担ってきました。今後は、各校区の状況も踏まえ、児童館のない地域に対しても、「子供の居場所づくり事業」や「放課後子供教室事業」などの事業に出向いて子供達に遊びの提供を行ったり、ボランティアなどを対象に「遊びの指導」などの支援をすることで、全市的な子供の居場所づくりに児童館が蓄積したノウハウを提供していきます。

3. 地域団体の活動への支援

青少年愛護協議会や子ども会などの地域団体が実施する事業は、子供たちにとって貴重な体験活動の場であり、また、地域の人とのつながりを生む取組みとなっています。

子供たちの健やかな成長のためには、学校や家庭だけではなく、地域を含めた多様な体験活動の機会や場所の提供が必要です。

地域が持つ教育力を十分に発揮できる環境を整えることで地域団体の活動が活性化し、子供の居場所が充実すると考えられることから、引き続き地域団体の活動を支援していきます。

(2) 育成センターの充実

1. 利用児童数の増加に対応する受入枠の拡大

学校の教育活動を重視しながら、育成センターへの転用可能教室の活用を検討するほか、運動場面積を減らさないよう運動場以外の学校敷地内の空きスペースでの整備や体育倉庫等との合築を検討するなど施設整備を推進し、受入枠の拡大に努めます。

【量の見込み（利用児童数（各5月1日現在））】 事業計画

平成29年度 3,356人 ⇒ 平成31年度 3,738人

※平成32年度～平成36年度の量の見込みについては、平成31年度に設定します

2. 高学年児童の受入

平成27年度からモデル実施を始めており、現在、市内41施設中9施設で4年生を受入れています。今後は順次、受入施設を拡大しながら、平成30年代半ばまでに全市で4年生受入をめざして進めています。

3. 土曜日及び長期休業日における開所時間の延長

平成22年度から市内全ての育成センターで希望者に土曜日を除く平日の午後7時まで利用時間を拡大しています。さらに、平成28年度から午前8時30分開所を8時開所に繰上げるモデル実施を始めており、現在、市内41施設中17施設で行っています。今後、実施施設を拡大しながら全施設で8時開所を実施する予定です。

【育成センターの開所時間の延長（目標値）】

平成29年度 17施設 ⇒ 平成31年度 41施設

(3) 放課後子ども総合プランに基づく行動計画

平成26年7月、文部科学省及び厚生労働省は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「放課後子ども総合プラン」を策定しました。また、同年11月に、当プランに基づいた次世代育成支援対策推進法による行動計画策定指針が示され、プランと指針には「一体型及び連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室」の計画的な整備の推進と、整備に向けた各自治体の行動計画の策定が義務付けられています。

本計画において、国が求める目標事業量などの項目を明記することで事業の推進を図ってまいります。

【事業の整理について】

事業名 (国の呼称など)	西宮市の事業名称	対象者	運営主体
放課後児童クラブ	育成センター	保護者の就労等で留守家庭となる児童	指定管理者
放課後子供教室事業	放課後子供教室	地域に住んでいる子供（主に児童）	地域団体等
	子供の居場所づくり	実施小学校区の全児童	市・教育委員会

1. 平成 31 年度までの目標事業量

【育成センター及び放課後子供教室または子供の居場所づくりの一体型】

平成 28 年度 7 小学校区 ⇒ 平成 31 年度 12 小学校区

※一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備に当たっては、「育成センター事業」及び市・教育委員会が運営主体となる「子供の居場所づくり事業」の整備により進めていく。

【放課後子供教室及び子供の居場所づくり（目標値）】

放課後子供教室：平成 28 年度 37 小学校区 ⇒ 平成 31 年度 41 小学校区

子供の居場所づくり：平成 28 年度 15 小学校区 ⇒ 平成 31 年度 35 小学校区

2. 育成センター及び放課後子供教室、子供の居場所づくりの一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

育成センター及び放課後子供教室、子供の居場所づくりの一体的又は連携による事業を実施するためには、開催場所・日時や運営方法について、協議、調整を行い、受入態勢など共通理解を得ながら、学校や地域の実情も考慮して対応していくこととします。

3. 小学校の余裕教室等の育成センター及び放課後子供教室、子供の居場所づくりへの活動に関する具体的な方策

現在、余裕教室はなく、学校敷地内においても利用可能な施設がない状況となっています。専用教室が確保できない現状であることから、特別教室の一時利用を検討しています。

育成センターにおいては、専用教室の確保が運営上必要であることから、今後の児童数減少を勘案し、関係部署と連携しながら協議を進めてまいります。

4. 育成センター及び放課後子供教室、子供の居場所づくりの実施に係る教育委員会と市長部局の具体的な連携に関する方策

放課後子供教室及び子供の居場所づくり事業を所管している教育委員会担当課は市長部局のこども支援局の部署とも併任となっております。留守家庭児童育成センター事業を所管している市長部局のこども支援局担当課とも定期的な連絡調整の場を設け、実施状況や課題などの情報を常に共有し、事業検証や課題解決に向け協力しながら対応していきます。

3 障害のある子供への支援の充実

— 現状・課題

- 発達障害のある子供と医療的ケアが必要な子供の増加に対応する支援体制の充実
- 地域の社会資源やネットワークを活用した連携体制の充実

●発達障害のある子供と医療的ケアが必要な子供の増加

本市における身体障害者手帳所持者数は概ね横ばいで推移していますが、発達障害のある子供を含む療育手帳を所持している子供と医療的ケアが必要な子供（以下「医療的ケア児」という）は年々増加しています。発達障害に関して周知が進んだことにより障害が認知されやすくなったこと、重度の障害がある医療的ケア児が、医療の進歩により在宅での生活が可能となったことなどが一因と考えられます。

●学校園での支援体制

平成 25 年 9 月の学校教育法施行令の改正により、障害のある子供は原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みから、障害の状態等を踏まえた総合的な視点から就学先を決定する仕組みになりました。その一方で、発達障害のある子供や医療的ケア児を含む特別な支援を必要とする子供は増加傾向にあり、学校園では障害のある子供への専門的な支援体制が十分整っているとは言えず、適切な支援ができていないのが現状です。特に、発達障害のある子供が、成長過程や発達段階に応じた教育や支援が受けられるような環境の整備や、医療的ケア児への看護師の配置などの対応が求められます。

●福祉・教育・医療など関係機関の連携

子供の成長過程に寄り添い、一貫した支援を行っていくためには、福祉・教育・医療など関係機関が連携して支援にあたるということが重要であるという視点から、西宮市では平成 27 年 9 月に福祉・医療分野の「西宮市立わかば園」と教育分野の「西宮市スクーリングサポートセンター」を移転・再編し、こども未来センターを開設しました。切れ目のない支援を行うための中核拠点として役割を果たしていくことが求められています。

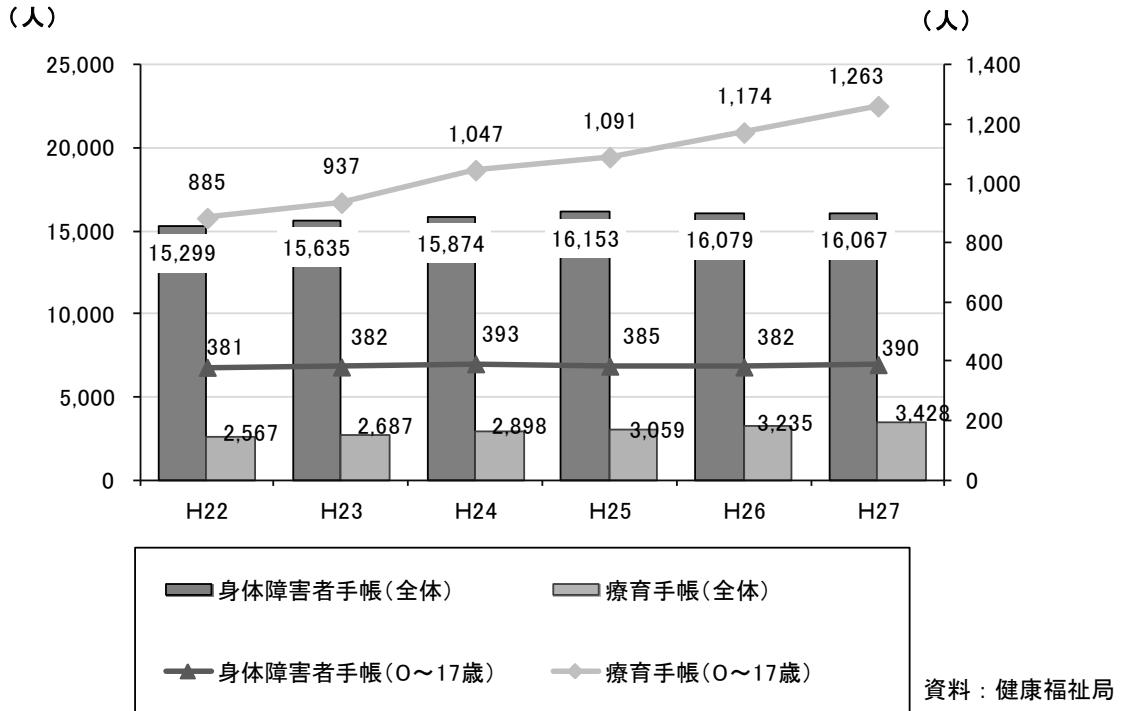
●相談支援体制

発達障害への周知が進んだとは言え、子供に障害があることを保護者が受け入れるのが難しい場合も多くあります。気軽に相談できる窓口としてこども未来センターの周知に努めるとともに、地域の社会資源やネットワークも活用し相互の連携をより深めていく必要があります。

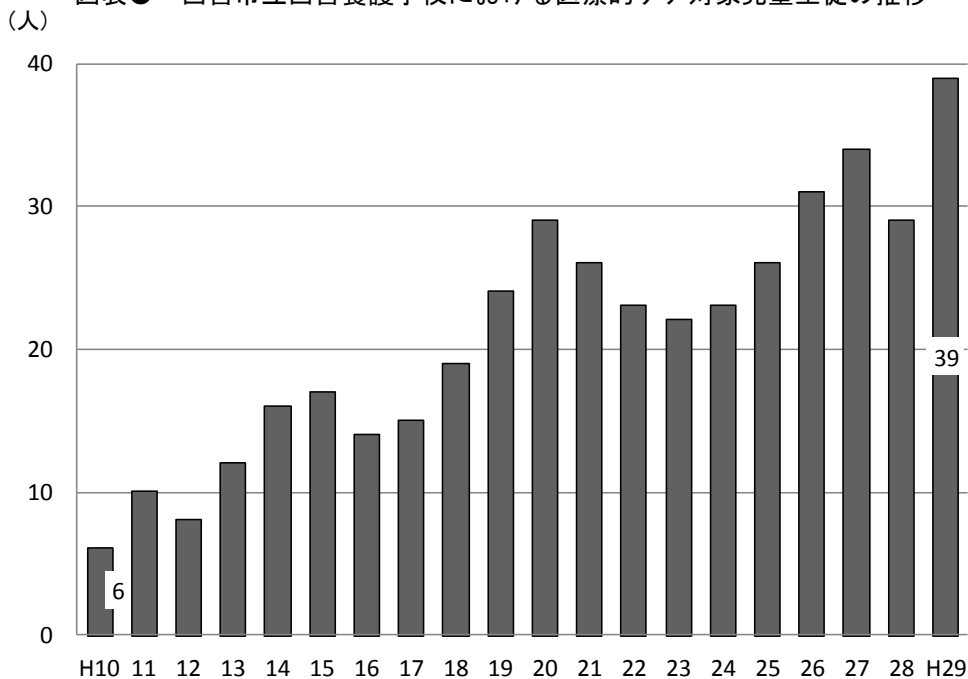
●児童発達支援事業所等の質の確保

通所により利用できる身近な療育の場として、児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の事業者が近年急増しています。障害のある子供が障害種別にかかわらず適切な支援を受けられるよう、提供されるサービスの質の維持・向上が課題となっています。

図表● 障害のある児童数の状況（西宮市）

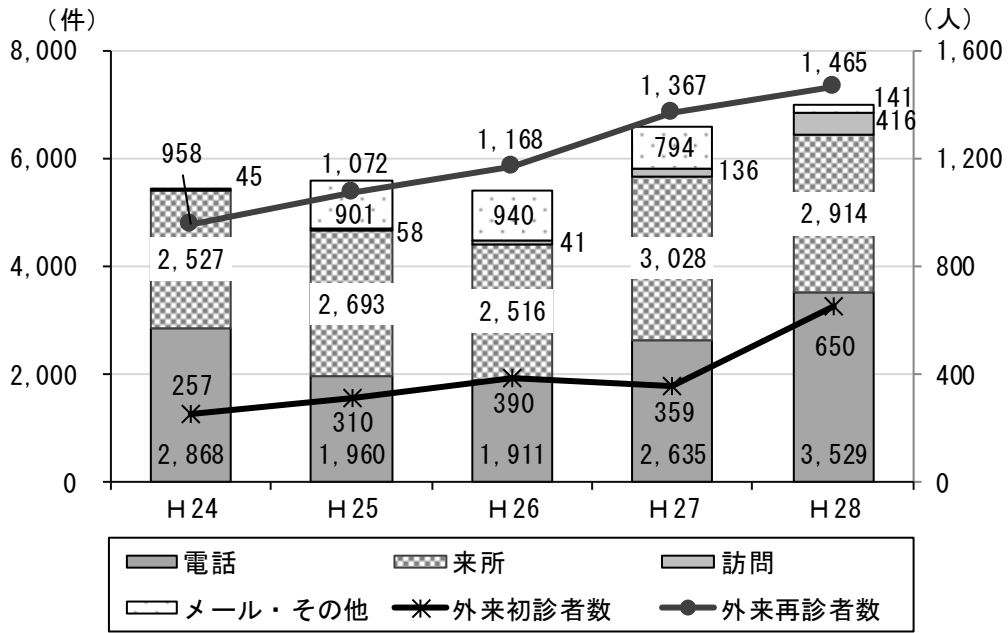


図表● 西宮市立西宮養護学校における医療的ケア対象児童生徒の推移



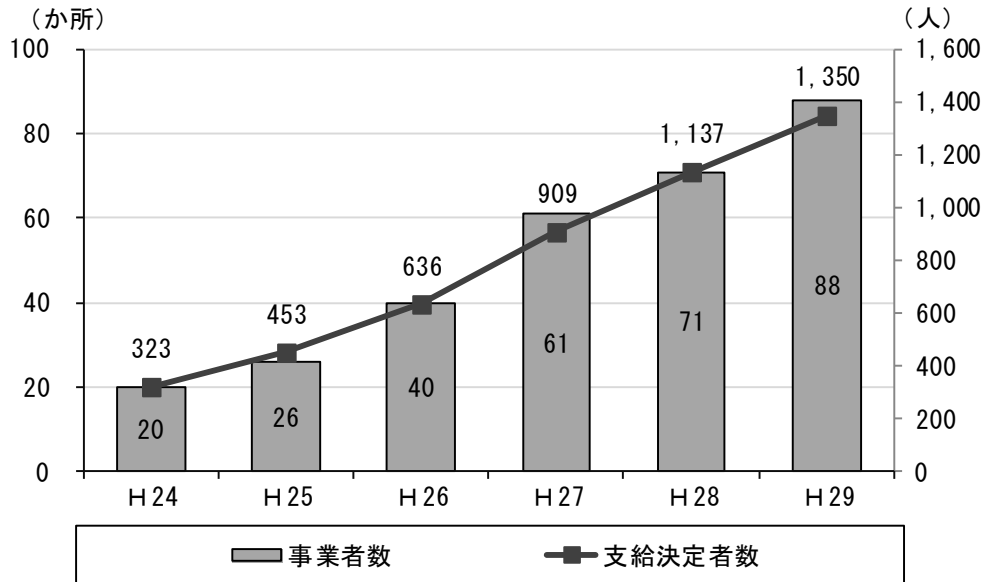
資料：教育委員会

図表● こども未来センターにおける相談件数及び診察者数の推移（西宮市）



資料：こども支援局

図表● 児童通所支援の事業者数及び支給決定者数の推移（西宮市）



資料：こども支援局

課題解決に向けた取組み

障害のある子供が地域の一員として育つことができるよう、学校園での支援体制の充実に加え、地域資源との連携を図り、地域全体として福祉・教育・医療が連携して切れ目のない支援を行う体制の整備に努めます。

(1) 学校園での受入体制の充実

1. 就学前の教育・保育施設での支援体制の充実

子供に障害がある場合、こども未来センターの通園療育部門である「わかば園」や北山学園、そして民間のすなご医療福祉センターや児童発達支援事業所における専門的な療育を受けるだけでなく、認定こども園、幼稚園、保育所など居住地域で受けられる支援体制を構築していく必要があります。就学前の教育・保育施設に入園を希望する場合の子供の受入に努め、集団生活を通して子供の成長発達を支える保育を進めていきます。

2. 小・中学校、西宮養護学校での支援体制の充実

小・中学校、西宮養護学校においては、障害のある子供が十分に教育を受けるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備を進めることが重要です。特に教員の専門性の向上や、支援員などの専門性のある人的配置など、一人ひとりの教育的ニーズに合った支援体制の充実に努めていきます。

また、早期からの一貫した支援を行うため、「みやっこファイル」や「個別の教育支援計画」を活用し、保護者、学校、関係機関とのつながりを大切に、ネットワークの構築を図ります。

3. 学校園等へのアウトリーチの実施

こども未来センターでは、診療・リハビリ、通園療育といった専門的な療育を行うだけでなく、支援が必要な子供たちが普段生活する場にスムーズに適応できるように学校園等にセンターの職員が出向き、子供への具体的な支援方法や、支援体制についての助言を行うアウトリーチにより、日常的に子供が生活する場所における支援にも取り組んでいます。今後も、地域において発達支援の中核的役割を担う施設として、児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所など専門機関との相互連携を深めるなど、障害のある子供への必要な支援のための基盤整備や質の向上にも取り組めます。

【アウトリーチの実施施設数】

平成 28 年度 101 施設 ⇒ 平成 36 年度 170 施設

(2) 障害への理解促進に向けた取組みの充実

1. 相談支援体制の充実と連携

支援が必要と思われる子供を早期に発見できるよう、遊びを通して子供同士・保護者同士の交流を深めることを目的とする「親子サロン」や「子育てひろば」(子育て総合センター)、4か月児健診から3歳児健診までの4回の健診(地域保健課)などの様々な子育て支援事業や行政との接点の中で成長や発達が気になる子供と保護者を把握し、こども未来センターなどの関係機関の支援につないでいくよう努めています。

保護者が子供の障害を理解し、関わり方を知ることは子供の一層の発達を促すことに繋がるため、健診で乳幼児の運動・精神発達のフォローが必要と判断された親子には「乳幼児発達相談」や「育児発達相談(個別・集団)」・「精神発達相談」(地域保健課)を案内し、親と子、子供同士の関わり方を共に学びます。またこども未来センターの受診に際し、保護者を対象に子供の行動の理解の仕方を学ぶ「ペアレント・プログラム」(こども未来センターなど)を必要に応じて実施すると共に、こども未来センターの通園療育部門「わかば園」では、親子通園方式を採用しており、子供の支援だけでなく、保護者の支援にも取り組んでいます。

2. 一般市民への理解の促進にむけた啓発

子供が暮らす地域において地域の一員として育つことができるよう、障害への理解を図り、子供が安心して成長できる環境づくりが大切です。発達障害などへの理解促進を図るための講演会や啓発事業など、関係機関と連携して市民への啓発を推進していきます。

(3) 西宮市障害福祉推進計画との連携

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応のため、障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

障害児のサービスに係る提供体制等については、西宮市障害福祉推進計画(平成30年3月策定予定)に位置付け、本計画と連携し、本市の障害児施策を推進していきます。

4 妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援

現状・課題

- 安心して出産、子育てができる支援体制が求められている
- 支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援の提供が必要である

●産前・産後を取り巻く現状

近年、少子化や核家族化により、自身の子供が生まれるまで乳児と接したことがない親が増え、育児の経験が乏しいことによる知識不足や、ネット検索で多くの情報に接することで不安感を抱える親が増えていることから、妊娠期から正確な情報を提供するなど親の育児不安の解消を図り、安心して出産、子育てができる支援体制が求められています。

また産婦の約1割が産後うつ病の症状を感じるといわれており、出産直後の子育てを支える仕組みが求められています。

●妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の提供

従来、母子保健と子育て支援とは互いに関連しながら多面的な支援に努めてきましたが、関係機関同士の情報共有や連携が十分でない場合があります。

妊産婦や乳幼児等の状況を継続的に把握するとともに、公民問わず関係機関が連携し、切れ目のない支援を提供することが求められています。

●支援が必要な家庭の早期発見

子育てに関する不安や負担感が高い場合、母親の健康状態に悪影響を与えるだけでなく、育児や子供の成長・発達に影響を与える可能性があります。

妊婦の時点での状況を把握することが、将来的に支援が必要となる家庭の早期発見・早期支援に繋がるため、特に母子健康手帳の交付時における保健師の面談については、「相談事の有無」「産後の育児の見通し」「妊娠が分かったときの気持ち」など、書面では分からない妊婦の気持ちに寄り添い、妊娠中・産後に向けての個別の支援計画を立てることができることから、非常に重要な機会となります。

現在、一部の支所等で母子健康手帳の交付を受けた妊婦には直接面談する機会がないため、妊婦全員の面談実施に向けた取組みを検討する必要があります。

●産前産後における支援体制の課題

育児不安や負担が特に生じやすい産前産後の時期に、保健師等の専門職による支援や子育て関係者・関係機関と連携し、子育ての負担を軽減し、安定した生活が送れるよう支援体制を充実させる必要があります。

また、特に支援が必要な家庭を対象に実施してきた養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）については、新たに「妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭」や「公的な支援につながっていない子供（健診の谷間にある子供、3歳～5歳児で保育所、幼稚園等に通っ

ていない子供) のいる家庭」を対象とし事業を拡充することが国で検討されています。事業が拡充された場合、現体制では対応することが困難であり、新たな事業の担い手を確保する必要があります。

図表● 母子健康手帳交付時の保健師の面談率

	H24	H25	H26	H27	H28
面談率	3.9%	21.5%	36.7%	36.1%	68.7%

資料：健康福祉局

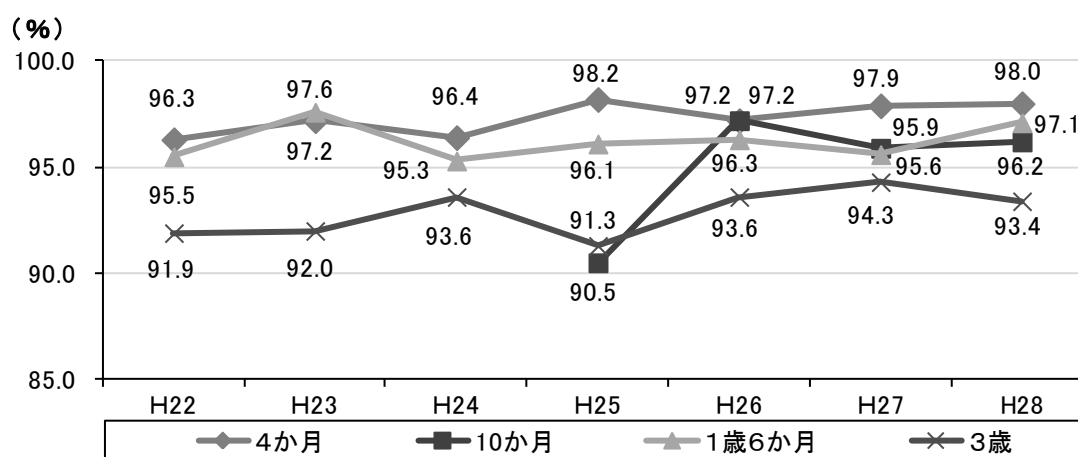
図表● 養育支援ネット受案件数（西宮市）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	228件	278件	271件	314件	339件	370件

養育支援ネット：未熟児等、養育上支援を必要とする妊婦や乳幼児家庭を早期に把握し支援していくために、医療機関から保健所に文書で情報提供が来るシステム

資料：健康福祉局

図表● 乳幼児健診受診率の推移（西宮市）



資料：健康福祉局

※10か月健診は平成25年度から実施

図表● 健やか赤ちゃん訪問事業の実績

	H24	H25	H26	H27
対象件数①	4,455世帯	4,430世帯	4,480世帯	4,363世帯
民生委員面談件数②	3,944世帯	3,899世帯	4,009世帯	4,029世帯
母子保健等による把握件数③	510世帯	531世帯	471世帯	334世帯
合計④(②+③)	4,454世帯	4,430世帯	4,480世帯	4,363世帯
把握率(④/①)	99.9%	100%	100%	100%

図表● 育児支援家庭訪問事業の実績

	H24	H25	H26	H27	H28
利用世帯数	49 世帯	42 世帯	48 世帯	46 世帯	72 世帯
利用回数	延べ 628 回	延べ 569 回	延べ 592 回	延べ 763 回	延べ 931 回

図表● 妊婦健康診査費用助成事業の実績

	H24	H25	H26	H27	H28
申請者数	5,035 人	5,196 人	5,056 人	5,116 人	4,721 人
実利用人数(※)	7,259 人	7,203 人	6,850 人	7,045 人	6,809 人
助成回数	55,646 回	55,977 回	57,629 回	55,163 回	53,970 回

※当該年度に助成券を使用した人数

課題解決に向けた取組み

妊娠期からきめ細かな支援を行い、安心して出産、子育てができるよう取組みを進めていきます。また、さまざまな事業等を通して支援が必要な家庭の把握に努め、早期に適切な支援が行えるよう取組みを進めていきます。

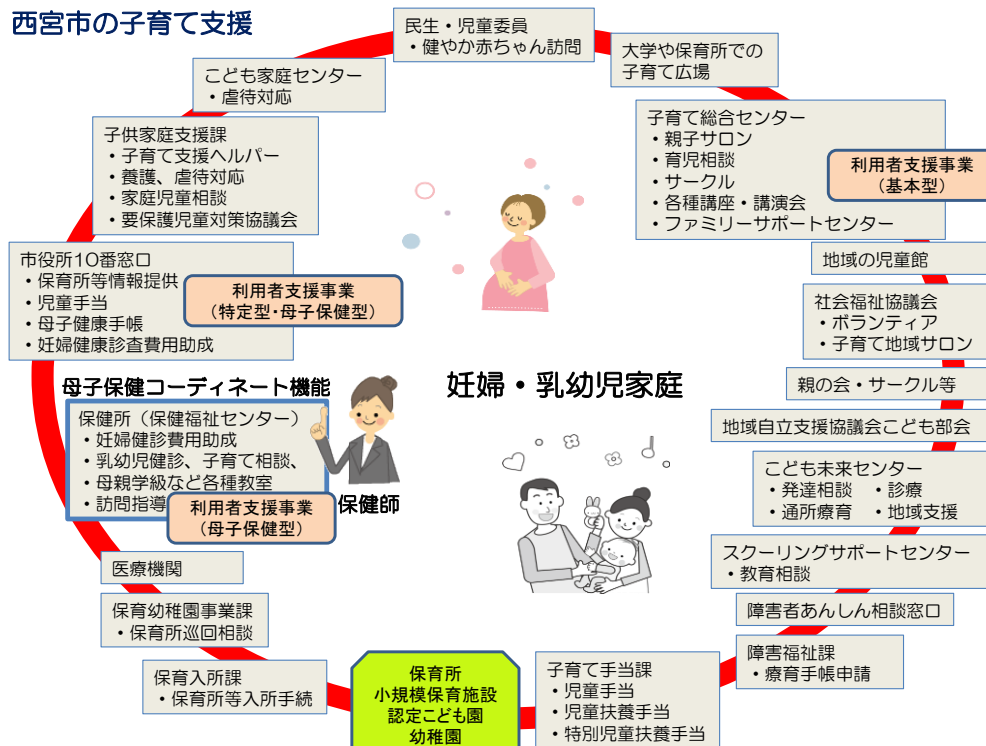
成果指標（案）	基準値	目標値
4か月児健診ストレスチェック得点6点以上の者の割合の減少	8.9%	8.0%

4か月児健診にて保護者に「子育て中のあなたのストレスチェック票」を記入していただき、14項目の質問から心身のストレス状況を把握しています。ストレス項目に該当すれば1つ1点で、14点満点中6点以上の該当者は高いストレス傾向にあると判断します。

（1）妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

1. 子育て世代包括支援センター

西宮市では、「利用者支援事業（母子保健型）」として、育児相談・家庭訪問・母親学級等各種講座の実施などの子育て支援事業を、妊娠期の始まりである母子健康手帳の交付から産後・子育て期を通じて、市内5か所の保健福祉センターで小学校区ごとに担当保健師を置いて一貫した支援を行っています。西宮型の「子育て世代包括支援センター」は、利用者支援事業（母子保健型）と、利用者支援事業（特定型／市役所本庁舎1階）・（基本型／子育て総合センターなど2か所）に配置している子育てコンシェルジュが連携をとることで機能し、それぞれの専門性を活かして相談支援を行うとともに必要時には他の専門部局や地域へと支援をつなぎ、子育てする親支援と親子をとりまく環境をコーディネートしながら子育て支援を行っています。



(2) 早期発見・早期支援に向けた取組み

1. 母子健康手帳の交付時における保健師の面談

若年妊婦や望まない妊娠であったり、精神疾患の既往がある、収入が不安定である、家族の支援が得られない妊婦など、妊娠中から養育上の支援を必要とする妊婦（以下、「特定妊婦」という。）には、うつや虐待防止のために精神面での適切な支援が必要なため、妊婦面談の全数実施に向けて取組みを進めます。

【面談率】

平成 28 年度 68.7% ⇒ 平成 36 年度 100%

2. 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、正常な妊娠の経過を確認するとともに、ハイリスクな妊娠の早期発見、妊娠中の合併症などの予防、胎児異常の有無を確認し、母子共に健全な状態で妊娠、分娩を行うことを目的としています。安心して継続的に妊婦健診を受けることができるよう、今後も妊婦健康診査に係る費用の一部助成を継続していきます。

【量の見込み】事業計画

平成 28 年度	申請者数：4,721 人	⇒	平成 31 年度	申請者数：4,625 人
(実績)	実利用人数：6,809 人			実利用人数：6,411 人
	健診回数：53,970 回			健診回数：50,875 回

※平成 32 年度～平成 36 年度の量の見込みについては、平成 31 年度に設定します

3. 「養育支援ネット」による医療機関等との連携

特定妊婦や未熟児・支援を必要とする家庭を早期に把握しフォローするために、医療機関が把握した支援が必要な家庭の情報を地域保健課に通知する「養育支援ネット」を推進しています。未熟児や、養育支援に関する通知件数は徐々に増加傾向にありますが、今後さらに、早期から支援が行えるよう、特定妊婦についての把握と通知を医療機関などに働きかけていきます。

【医療機関等からの「養育支援ネット」による通知件数】

平成 28 年度 13 件 ⇒ 平成 36 年度 50 件

4. 健やか赤ちゃん訪問事業の実施

西宮市では、出産後の母子の養育状況の把握や、子育て家庭の孤立を防ぐため地域と子育て世帯をつなぐことを目的に、生後2か月の乳児がいるすべての家庭に民生委員・児童委員や主任児童委員が訪問し、子育てに関する相談対応、情報提供及び状況確認を行っています。

母子健康手帳交付時や出生届提出時の案内、事業告知はがきの郵送により、里帰りなどによる長期不在家庭の状況把握も進みました。状況確認ができなかった家庭や母親と会えなかった家庭や様子が気になる家庭に対しては、4か月児健診での状況確認や、子供家庭支援課職員の再訪問などにより、最終的にすべての母子の状況を把握・確認しています。

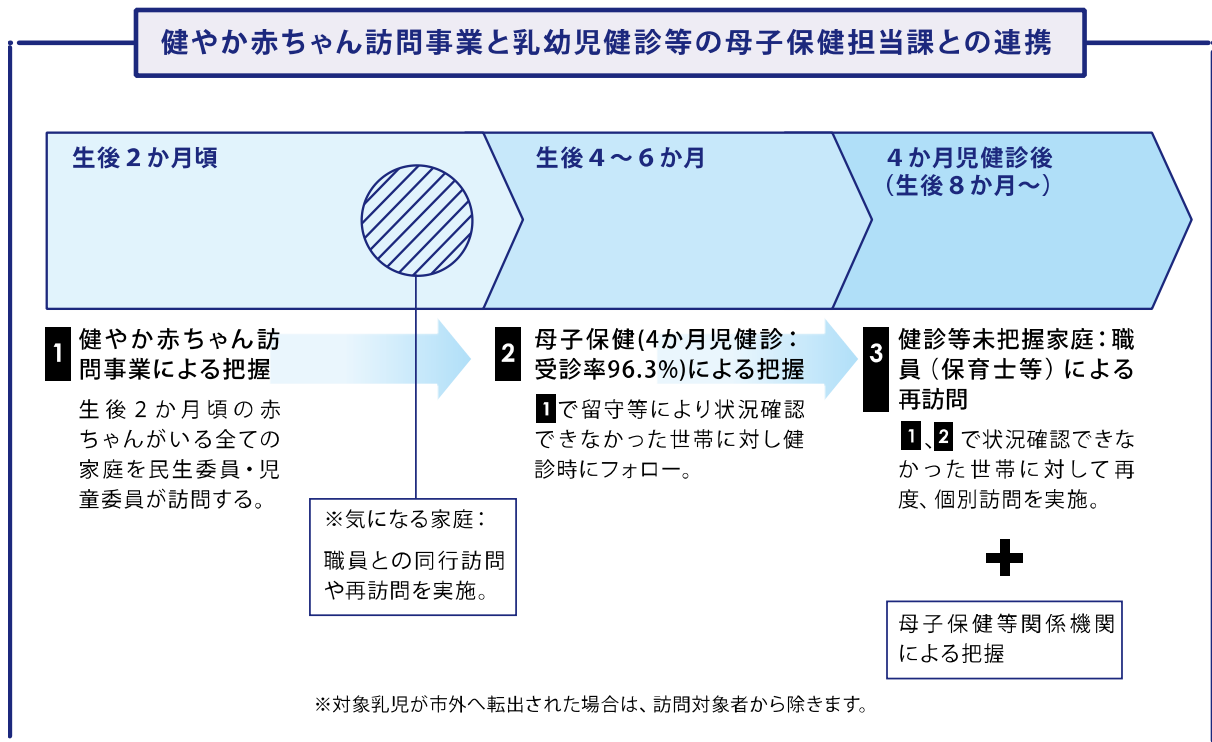
今後も、事業の円滑な推進に向けて関係者間の情報共有と広報の充実に努めます。

【量の見込み】事業計画

平成27年度 対象：4,363世帯 ⇒ 平成31年度 対象：3,700世帯
 (実績) 把握率：100% 把握率：100%

※把握率は、民生委員・児童委員の訪問による面談と、母子保健等による把握数を含む

※平成32年度～平成36年度の量の見込みについては、平成31年度に設定します



5. 各種乳幼児健診の実施

疾病や発達障害の早期発見や養育者への育児支援、虐待の早期発見・予防を目的として、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を各保健福祉センターなどで実施しています。受診勧奨文書などにより受診率の向上に努めるとともに、未受診者に対しては予防接種や就学前の教育・保育施設での把握も含め、対面での全数把握に努めます。

【乳幼児健診受診率】

平成 28 年度 受診率	4 か月	98.0%	⇒	平成 36 年度	98.0%
(実績)	10 か月	96.2%	⇒		97.0%
	1 歳 6 か月	97.1%	⇒		97.5%
	3 歳児	93.4%	⇒		95.0%

(3) 産前・産後における支援の充実

1. 育児支援家庭訪問事業

出産後など養育支援が必要な家庭に対し、ホームヘルパーが家庭を訪問し、家事や育児の援助を行うヘルパー派遣を行っています。

ヘルパー派遣による支援対象の条件緩和を行うとともに、広報を進める中で認知度向上に努めます。同時に、ヘルパー派遣を委託する事業者を増やすことで、妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭が、安心して安定した子育てができる環境を整え、需要の増加に対応できるよう備えます。

【量の見込み】事業計画

平成 28 年度 利用世帯	: 72 世帯	⇒	平成 31 年度 利用世帯	: 54 世帯
(実績) 延べ利用回数	: 931 回		延べ利用回数	: 747 回

※平成 32 年度～平成 36 年度の量の見込みについては、平成 31 年度に設定します

2. 助産師訪問事業

出産直後は保健的な専門指導の必要性が高い産婦が見受けられ、特に支援が必要な産婦については助産師のケアなどを含めた継続的な訪問指導が受けられるような体制を検討します。

3. ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターにおける産後の支援として、きょうだいの送迎や預かり、または沐浴の介助などの活動を行っています。現在、提供会員が不足する中、活動依頼の増加に対応するため会員を増やすための取組みを行っています。

5 乳幼児期から子育て期の不安・負担の軽減

現状・課題

- 子育ての孤立化を防ぐため、親子で交流できる居場所の充実が求められる
- 子育ての負担感を軽減する取組みの拡充が求められる

●子育て支援の現状

近年、社会情勢や子育て環境がめまぐるしく変化する中、全ての子育て家庭を対象に、子育てに対する不安や負担感を軽減し、保護者が自己肯定感を持ちながら子育てに向き合える環境を支援していくことが求められています。

本市におけるアンケート結果においても、約5割（p.15参照）の子育て家庭が子供の年齢や世帯の収入などに関係なく子育てに不安や負担を感じています。

また、子育ての不安や負担感の要因は専門的、多様化・複雑化しており、相談・支援に対応できる体制が求められています。

●子育ての孤立化を防ぐ取組み

就学前児童の子供の居場所をみると、約4割が教育・保育施設や地域型保育事業に通園せず家庭で保護者と過ごしています。特に0歳児～2歳児について、8割以上の児童が家庭で保護者と過ごしています。

子育ての孤立化が子育てへのストレスを生み、児童虐待やネグレクトなど深刻な問題を引き起こす可能性があることから、孤立化を防ぐ取組みや居場所づくりが求められています。

本市では子育て家庭が孤立しないよう、気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談や情報提供などの支援が受けられる常設の場「子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）」の充実を図ってきました。しかしながら、子育てひろばでの相談機能を強化することや行動が活発になる2歳児～3歳児の子供を持つ家庭の居場所づくりなど今後の展開に向けた課題があります。

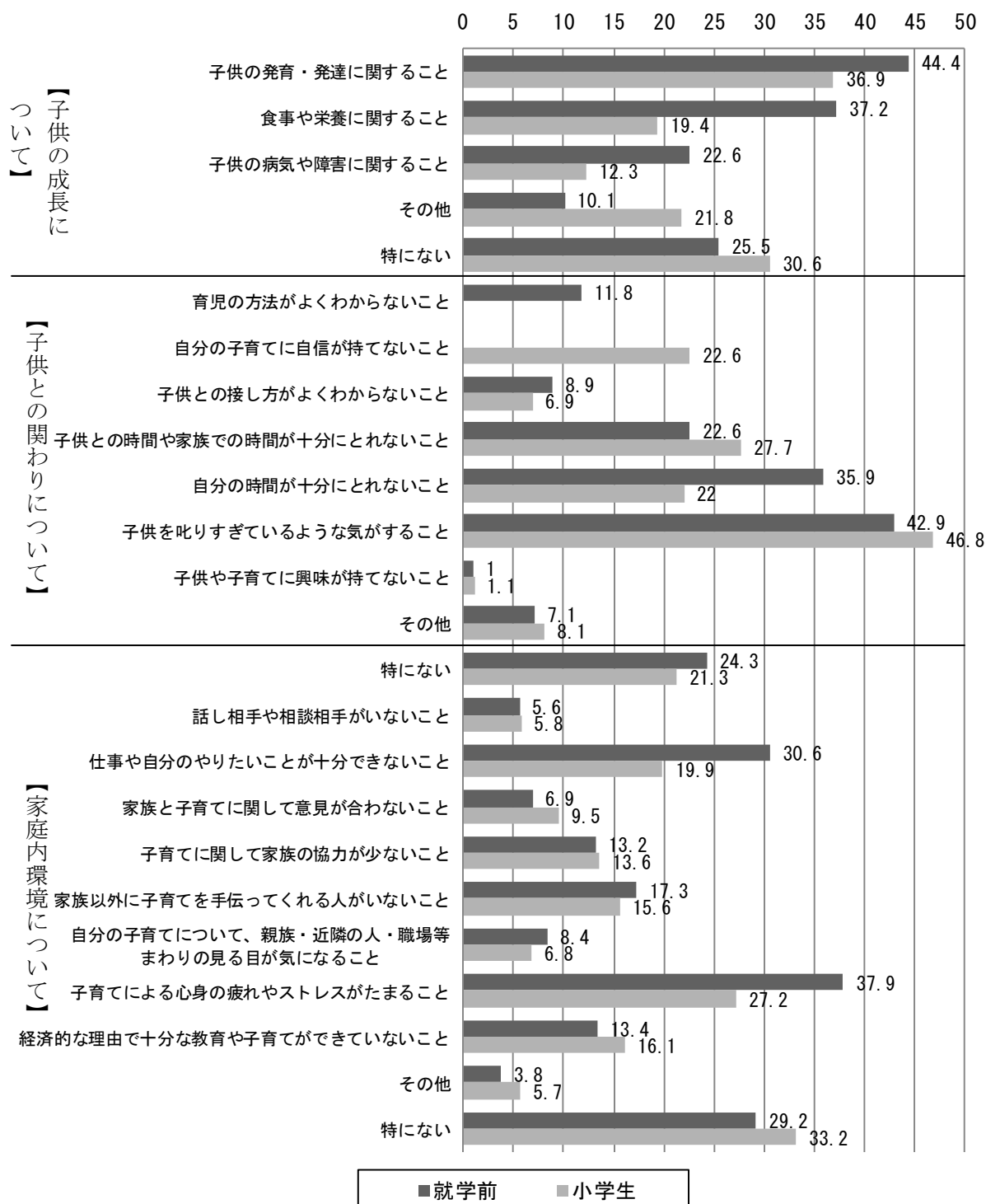
●子育ての負担感を軽減する取組み

子供の発達や育児に関する悩みだけでなく、一日中子供と向き合い続ける中で自分の時間が持てず子育てを負担に感じてしまうことが見受けられます。

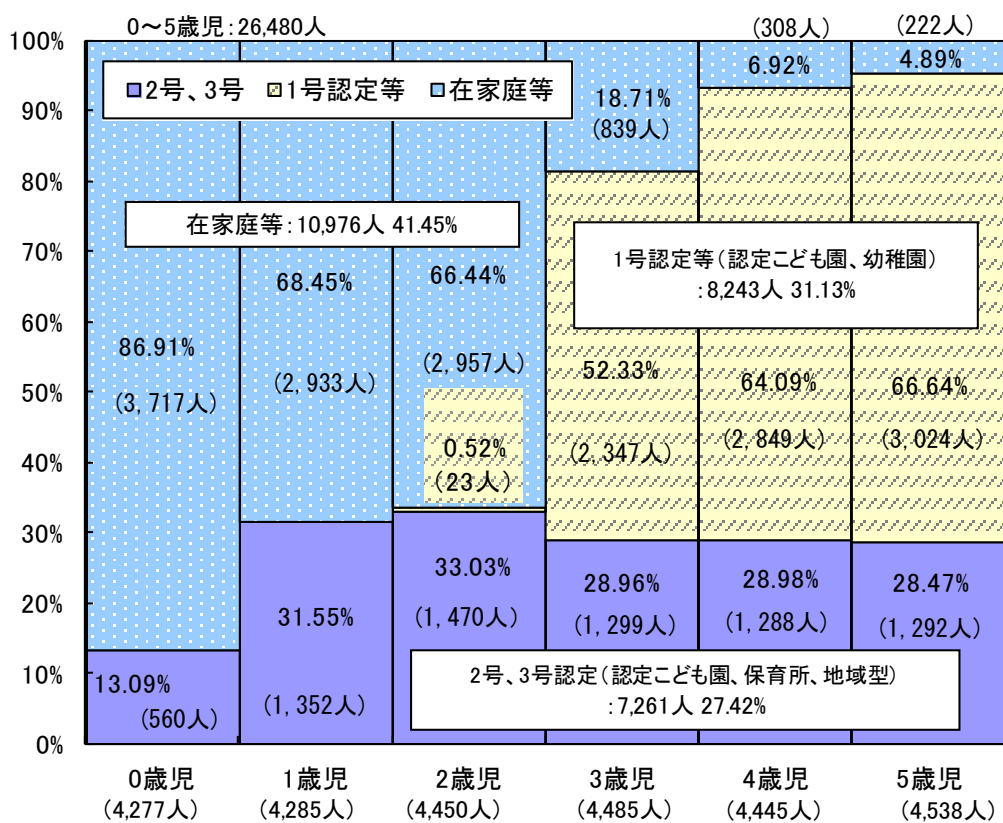
そのため、保護者が子育てを楽しみ感じられるような交流の場や一時的に子供を預けることができる場の充実が求められます。

本市では先ほどの子育てひろばに加えて一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業を実施していますが、地域偏在があることや、事業の担い手不足などにより利用ニーズに応えられていない状況があります。

図表● 不安や負担等を感じること、また気になることについて



図表● 平成 29 年度の年齢別就学前児童の居場所（西宮市）



図表● 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）の実績

	H24	H25	H26	H27	H28
実施箇所数	14 箇所	15 箇所	15 箇所	17 箇所	18 箇所
ひと月あたりの延べ受入可能人数	12,120 人	12,920 人	12,920 人	13,640 人	14,240 人
月平均延べ利用人数	7,415 人	6,686 人	7,132 人	7,521 人	7,454 人

図表● 子育て家庭ショートステイ事業の実績

(単位: 年間延べ利用人数)

		H24	H25	H26	H27	H28
指定施設数		6 箇所	9 箇所	9 箇所	10 箇所	10 箇所
実績		142 人	151 人	189 人	122 人	193 人
内訳	2歳児未満	39 人	20 人	30 人	29 人	30 人
	2歳児以上	90 人	114 人	149 人	93 人	149 人
	緊急一時保護	13 人	17 人	10 人	0 人	14 人

図表● 一時預かり事業の実績

	H24	H25	H26	H27	H28
利用可能人数	24,480人	26,784人	29,870人	42,788人	44,724人
年間延べ利用人数	11,571人	13,841人	14,427人	16,275人	17,463人

図表● にしのみやしファミリー・サポート・センターの実績

		H24	H25	H26	H27	H28
提供会員		904人	898人	929人	937人	928人
依頼会員		2,950人	2,957人	2,953人	2,963人	3,116人
年間延べ 利用人数	就学前	8,494人	10,042人	9,850人	8,715人	9,030人
	就学後	3,836人	2,619人	3,234人	4,114人	4,734人
	合計	12,330人	12,661人	13,084人	12,829人	13,764人

※提供会員、依頼会員ともに、両方会員を含む

課題解決に向けた取組み

子育ての不安や負担感を軽減し、ゆとりを持って子育てに向き合うことで、本来、“子育て”が持つ喜びや楽しさを感じることができるよう子育て支援事業のさらなる充実を図っていきます。

成果指標（案）	基準値	目標値
子育てに関して不安や負担等を感じる人の割合	49.8%	47.0%

（１）孤立化を防ぐための取組み

1. 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）の拡充

地域の子育て全般に関する専門的な支援を行う中核の施設として、市内 20 か所の設置を目標に拡充していきます。整備に当たっては、周辺に子育てひろばがない地域を中心に、公共施設の有効活用や民間の賃貸物件の活用も検討していきます。

【量の見込み】 **事業計画**

平成 29 年度 18 か所 ⇒ 平成 31 年度 20 か所

※平成 32 年度～平成 36 年度の量の見込みについては、平成 31 年度に設定します

2. 利用者支援事業（基本型）の拡充

現在の 2 か所に加え、北部地域、南部地域それぞれ新たに 1 か所整備し、平成 31 年度までに市内 4 か所の設置を目標に拡充していきます。

また子育てコンシェルジュの周知とともに役割の一つである地域の子育て資源の開発・育成、関係構築などについても積極的に取組みを進めていきます。

【量の見込み】 **事業計画**

平成 29 年度 2 か所 ⇒ 平成 31 年度 4 か所

※平成 32 年度～平成 36 年度の量の見込みについては、平成 31 年度に設定します

3. 子育て支援のネットワーク化

本市では子育てひろば以外に、西宮市社会福祉協議会の地区組織が主体となって実施する子育て地域サロン、NPO 法人や民間などが主体となって行っている子育て支援活動や子育てサークル、就学前の教育・保育施設で行う子育て支援事業など、様々な場所と運営者によって、“地域の子育て支援”が支えられています。

こうした“地域の子育て支援”について、子育て総合センターや子育てコンシェルジュが中心となって関係機関や地域の子育て支援者とのネットワークの構築や地域の子育て支援の育成・開発、情報や課題の共有を深めていきます。

(2) 子育ての負担感を軽減する取組み

1. 一時預かり事業の拡充

保育所などの一時預かり事業については、今後、一時預かり事業実施施設がない地域など、保育所新設と併せて整備するとともに、駅前送迎保育ステーションなどの先進的な取組みにおいて、一時預かり事業実施施設の併設も検討していきます。

【量の見込み（年間延べ利用人数）】 事業計画

平成 28 年度（実績） 17,463 人 ⇒ 平成 31 年度 43,703 人

※平成 32 年度～平成 36 年度の量の見込みについては、平成 31 年度に設定します

2. ファミリー・サポート・センター事業

提供会員数を増員・確保するため、養成講座を受講しやすいように開催時期や時間、募集方法についてより一層見直しを進めていきます。また、この事業は地域の子育て支援としての相互援助活動であること、有償のボランティアとしての善意に支えられていることから、安全・安心な活動に留意しつつ、講座の内容についても社会情勢などを踏まえ、必要に応じた見直しを行っていきます。

【量の見込み（年間延べ利用人数）】 事業計画

平成 28 年度（実績） 13,764 人 ⇒ 平成 31 年度 13,327 人

※平成 32 年度～平成 36 年度の量の見込みについては、平成 31 年度に設定します

6 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実

計画内容については、社会福祉審議会児童福祉専門分科会で審議しています。

7 児童虐待防止対策の充実

計画内容については、社会福祉審議会児童福祉専門分科会で審議しています。

8 ワーク・ライフ・バランスの推進

現状・課題

- 子育てをしながら働き続けられる環境整備に向けた機運の醸成
- 父親の家事・育児参加の促進

●ワーク・ライフ・バランスの普及に向けた取組みが必要

保護者が男女問わず主体的に子育てに向き合い関わっていくためには、長時間労働の改善、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

本市においても、育児・介護休業制度の普及・啓発やワーク・ライフ・バランスの促進に向けた支援・啓発などを行っていますが、市内の事業所における仕事と子育ての両立に関する取組みの実施状況や父親の育児休業の取得率は依然として低い状況にあり、まち全体の機運の向上に向けたさらなる取組みが必要です。

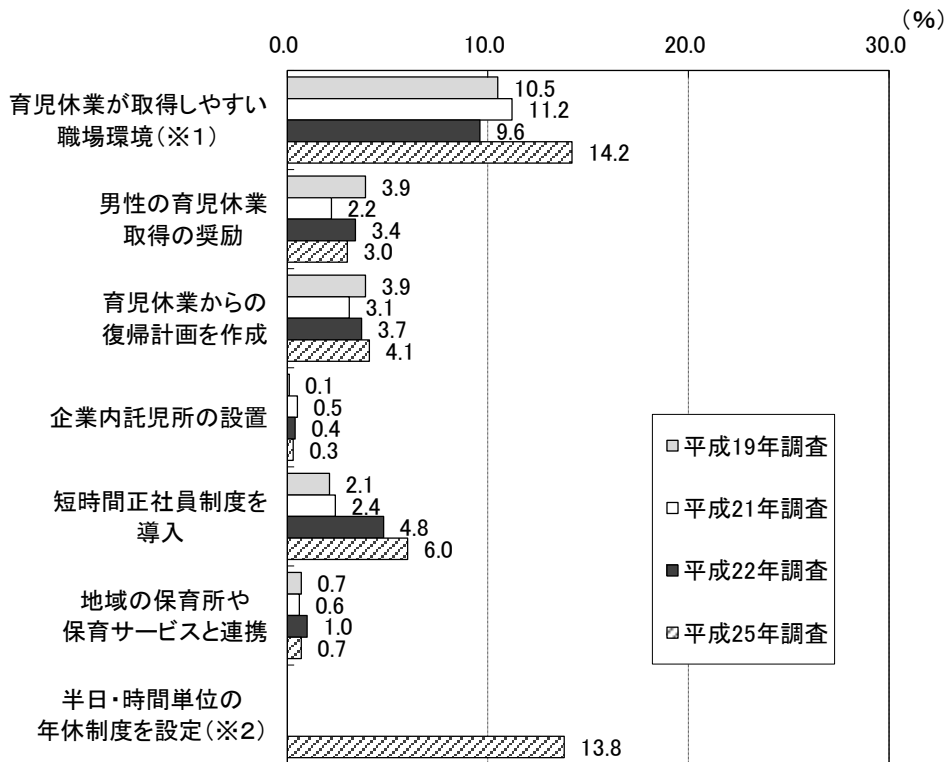
●父親の家事・育児参加の促進が必要

父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は以前よりは高まっているものの、依然として母親が子育ての大半を担っている現状があります。

またアンケートにおける「子育ての不安や負担を軽減・緩和するために必要な支援」について、保育所の公的支援の拡充ではなく、「配偶者・パートナーの育児参加や協力」が最も高い結果となっており、市としてもこのことに取り組んでいく必要があると考えます。

就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安が高まる中、父親の家事・育児参加を促進することは、母親の育児負担の軽減、孤立感を和らげ、ひいては児童虐待の発生予防にもつながるため、子供の育ちにおいても重要な施策となっています。

図表● 仕事と子育ての両立に関する取組みの実施状況

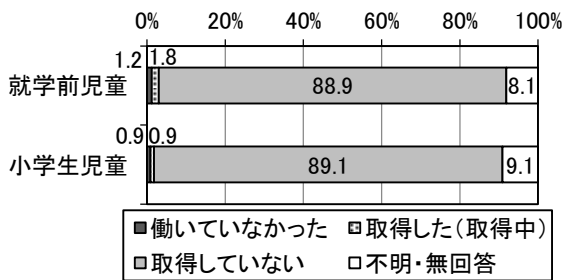


※1：平成22年調査以降は「育児休業・介護休業が取得しやすい職場環境」

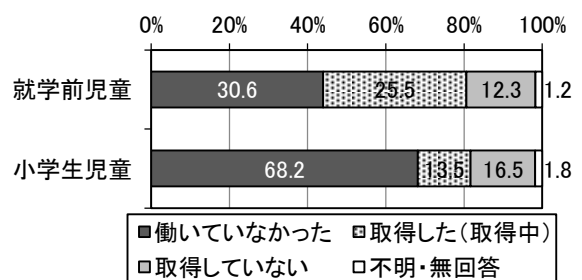
※2：平成25年度調査で新設された選択肢

資料：西宮市労働実態基本調査（基準日は各年7月1日現在）、西宮市内事業所等現況調査（平成21年調査）

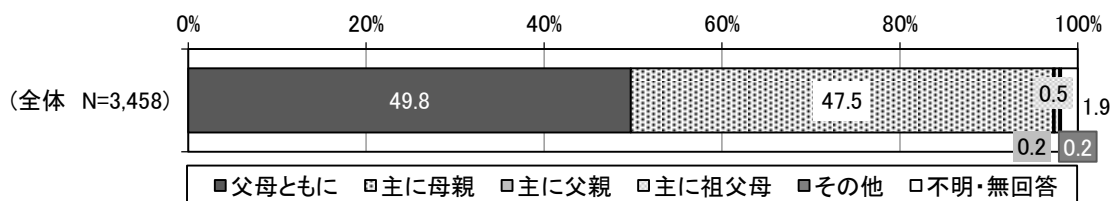
図表● 育児休業の取得状況（父親）



図表● 育児休業の取得状況（母親）

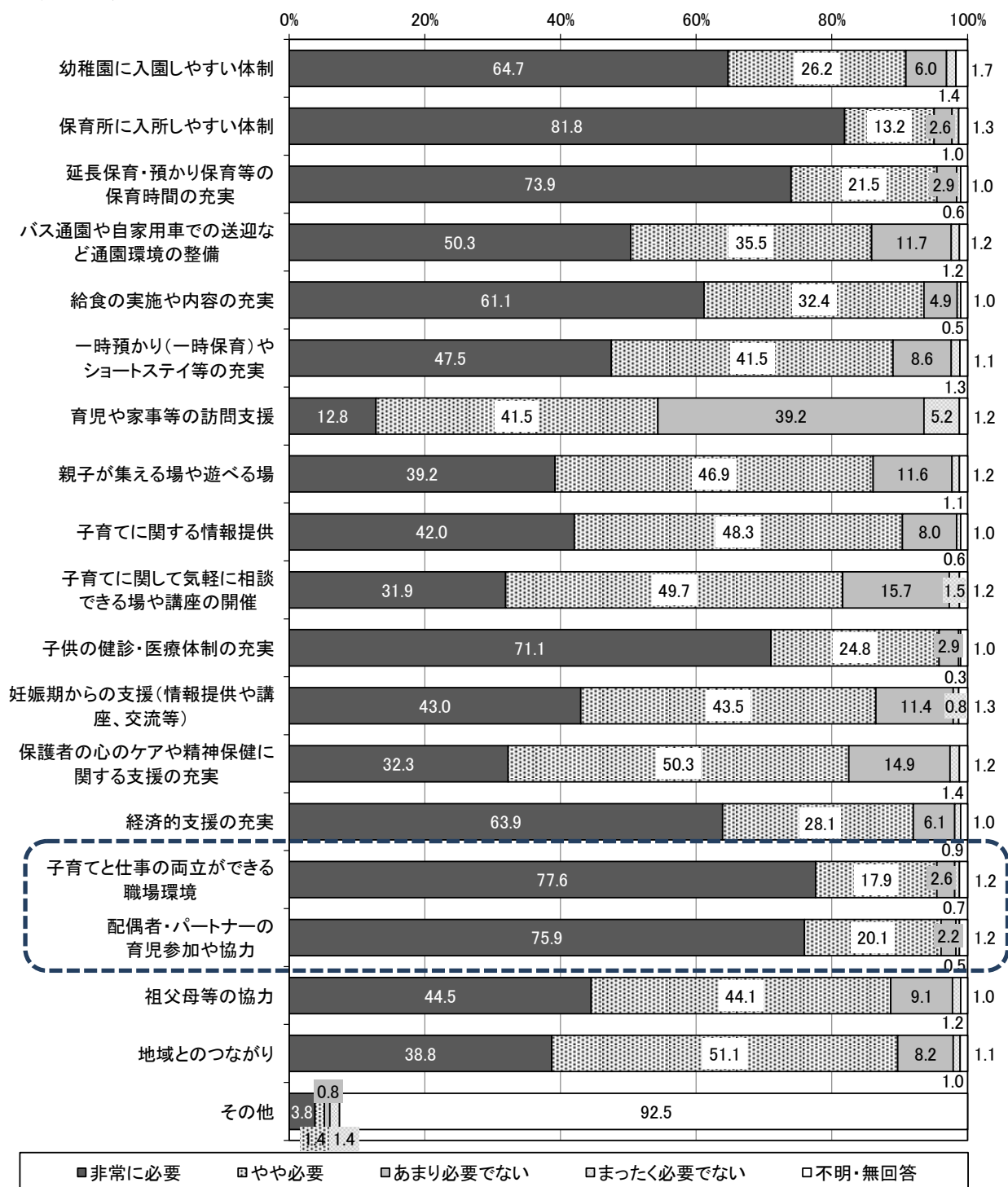


図表● 主に子育て（教育を含む）を行っている人



図表● 子育ての不安や負担を軽減するために必要な支援

(全体 N=3,458)



課題解決に向けた取組み

市民や企業に対する啓発を進め、社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みを進めていきます。また特に父親の積極的な育児参加を促進するための取組みを進めていきます。

成果指標（案）	基準値	目標値
父母ともに子育て（教育を含む）をしている人の割合	49.8%	55.0%

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた広報、啓発活動

1. ワーク・ライフ・バランス実践企業の把握・顕彰

ワーク・ライフ・バランス実践企業を社会的に評価することにより、社会全体のワーク・ライフ・バランスについての理解を深めるとともに、企業の評価を高め、企業のさらなる取組み促進を図るため、ワーク・ライフ・バランス好事例企業の紹介のほか、ひょうご仕事と生活センターが実施する「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」宣言企業や、ひょうご仕事と生活のバランス企業表彰に向けた実践企業の掘り起こしに努めます。

2. 事業者に対する情報提供と啓発

広報紙「労政にしのみや」を通じて、職場環境の整備を促進するための助成金などに関する情報や関係法令等の情報、男女共同参画センターでの講座の案内など、啓発に向けた取組みを進めます。

(2) 父親の育児参加の促進

1. 父子手帳の活用

本市では、妊娠届の際に、母子健康手帳と併せて、父親の育児参加を促進するための育児に役立つ情報を掲載した冊子「父子手帳」を交付しています。子供が生まれる家庭に個別配付できることから、父子手帳をきっかけに夫婦で家事・育児の分担などについて考える機会になるよう啓発に努めます。

また今後は、母子健康手帳と同様に、父親が子供の成長に合わせて自身の子育てを振り返る機会になるよう内容の見直しを図っていきます。

2. 父親対象事業の拡充

子育て総合センターのパパ DAY や幼稚園や保育所などにおける父親参加型の行事など、様々な場所で父親を対象とした事業が行われていますが、母親対象事業と比較して父親同士が集い、子育ての話ができる機会は非常に限られています。

現在、本市と関西学院大学が共同研究開発し、父親としての子育てに関する情報が得られる場、また父親同士の交流の場として利用者参加型の講座「パパトーク・プログラム」を関西学院子どもセンターで実施しています。今後は、パパトーク・プログラム実施場所を拡充していくなど、より多くの父親同士の輪が広がるよう支援していきます。

第5編

計画の推進にあたって

第5編 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

本計画については、子供の保護者や事業主、労働者の代表、子ども・子育て支援事業の関係者、学識経験者で構成する「西宮市子ども・子育て会議」と市内部の関係部局との連携・調整を図りながら、施策の推進に努めていきます。

さらに、本計画は福祉、教育、保健、医療、雇用・労働など、多方面にわたる総合的な取り組みが必要となり、推進には行政だけでなく、子育てに対する第一義的な責任を有する保護者、また、地域、学校、企業、その他関係機関等との連携や参画、協働が必要です。

そのため計画に係る事業の内容や市の考え方等の周知を図り、市民一人ひとりの意識と社会全体で取り組む姿勢を育みながら計画を推進していきます。

2. 計画の進捗管理

計画（Plan）の進行管理については、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に点検・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Action）を図るという、PDCAサイクルによる適切な進捗管理が重要となります。

本計画に基づく施策の実施状況等については、西宮市子ども・子育て会議で進捗状況を報告し、第三者的な立場から評価・意見・提言を受け、PDCAサイクルに基づいた計画の着実な推進を図っていきます。

また、計画の進捗状況については、毎年、現状把握を行うとともに、その結果を市のホームページで公表します。量の見込みや確保方策等を見直す必要が生じた場合には、適宜見直しを実施します。

第6編

資料集

第6編 資料集

1. 評価指標一覧

(1) 【乳幼児期】教育・保育環境の充実

成果指標	基準値	目標値
保育所等待機児童数	323 人	0 人

活動指標		実績値	目標値
(1) 待機児童の解消に向けた取組み			
教育・保育の量の見込み ※各年度の目標値は●ページで示しています	1号認定 2号、3号認定	8,243 人 7,261 人 (平成 29 年度)	7,715 人 8,578 人 (平成 31 年度)
(3) 保育サービスの充実			
利用者支援事業(特定型)の充実 ※各年度の目標値は●ページで示しています	実施箇所数	1 箇所 (平成 29 年度)	1 箇所 (平成 31 年度)
延長保育事業 ※各年度の目標値は●ページで示しています	ひと月あたりの利用人数	1,475 人 (平成 28 年度)	2,190 人 (平成 31 年度)
病児保育事業 ※各年度の目標値は●ページで示しています	年間延べ利用人数	773 人 (平成 28 年度)	1,102 人 (平成 31 年度)
幼稚園での預かり保育事業 ※各年度の目標値は●ページで示しています	年間延べ利用人数	213,891 人 (平成 28 年度)	345,628 人 (平成 31 年度)

(2) 【学童期】放課後の子供の居場所の充実

活動指標		実績値	目標値
(2) 育成センターの充実			
育成センターの利用児童数 ※各年度の目標値は●ページで示しています		3,356 人 (平成 29 年度)	3,738 人 (平成 31 年度)
育成センターの土曜日及び長期休業日における開所時間の延長		17 施設 (平成 29 年度)	41 施設 (平成 31 年度)
(3) 放課後子ども総合プランに基づく行動計画			
育成センター及び放課後子供教室または子供の 一体型	居場所づくり	7 小学校区 (平成 28 年度)	12 小学校区 (平成 31 年度)
放課後子供教室及び子供の居場所づくり	放課後子供教室 子供の居場所づくり	37 小学校区 15 小学校区 (平成 28 年度)	41 小学校区 35 小学校区 (平成 31 年度)

(3) 障害のある子供への支援の充実

活動指標		実績値	目標値
(1) 学校園での受入体制の充実			
アウトリーチの実施施設数		101 施設 (平成 29 年度)	170 施設 (平成 36 年度)

(4) 妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援

成果指標	基準値	目標値
4か月児健診ストレスチェック得点6点以上の者の割合の減少	8.9%	8.0%

活動指標		実績値	目標値
(2) 早期発見・早期支援に向けた取組み			
母子健康手帳の交付時における保健師の面談率		68.7% (平成 28 年度)	100.0% (平成 36 年度)
妊婦健康診査 ※各年度の目標値は●ページで示しています	申請者数	4,721 人	4,625 人
	実利用人数 健診回数	6,809 人 53,970 回 (平成 28 年度)	6,411 人 50,875 回 (平成 31 年度)
医療機関等からの「養育支援ネット」による通知件数		13 件 (平成 28 年度)	50 件 (平成 36 年度)
健やか赤ちゃん訪問事業 ※各年度の目標値は●ページで示しています	対象 把握率	4,363 世帯 100.0% (平成 27 年度)	3,700 世帯 100.0% (平成 31 年度)
乳幼児健診受診率	4カ月	98.0%	98.0%
	10カ月	96.2%	97.0%
	1歳6カ月	97.1%	97.5%
	3歳児	93.4% (平成 28 年度)	95.0% (平成 36 年度)
(3) 産前・産後における支援の充実			
育児家庭支援訪問事業 ※各年度の目標値は●ページで示しています	利用世帯 延べ利用回数	72 世帯 931 回 (平成 28 年度)	54 世帯 747 回 (平成 31 年度)

(5) 乳幼児期から子育て期の不安・負担の軽減

成果指標	基準値	目標値
子育てに関して不安や負担等を感じる人の割合	49.8%	47.0%

活動指標		実績値	目標値
(1) 孤立化を防ぐための取組み			
地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)の拡充 ※各年度の目標値は●ページで示しています		18 か所 (平成 29 年度)	20 か所 (平成 31 年度)
利用者支援事業(基本型)の充実 ※各年度の目標値は●ページで示しています		2 か所 (平成 29 年度)	4 か所 (平成 31 年度)
(2) 子育ての負担感を軽減する取組み			
一時預かり事業の拡充 ※各年度の目標値は●ページで示しています	年間延べ利用人数	17,463 人 (平成 28 年度)	43,703 人 (平成 31 年度)
ファミリー・サポート・センター事業 ※各年度の目標値は●ページで示しています	年間延べ利用人数	13,764 人 (平成 28 年度)	13,327 人 (平成 31 年度)

(6) 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実

活動指標	実績値	目標値

(7) 児童虐待防止対策の充実

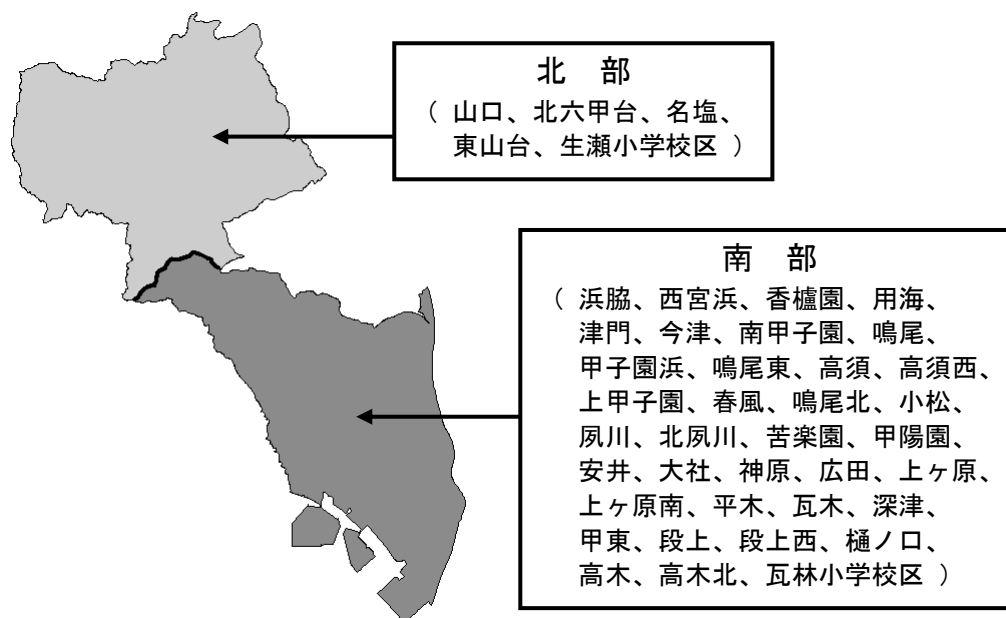
活動指標	実績値	目標値

(8) ワーク・ライフ・バランスの推進

成果指標	基準値	目標値
父母ともに子育て(教育を含む)をしている人の割合	49.8%	55.0%

2. 提供区域、量の見込み及び確保方策一覧

(1) 教育・保育の提供区域について



(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域について

事業の名称	提供区域	本市における事業名称等
利用者支援事業	1区域	子育てコンシェルジュ
時間外保育事業	2区域(北部・南部)	延長保育事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域	西宮市特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付支給事業
多様な主体の参入促進事業	1区域	地域型保育事業への巡回支援 障害児保育助成事業
放課後児童健全育成事業	2区域(北部・南部)	留守家庭児童育成センター
子育て短期支援事業	1区域	子育て家庭ショートステイ事業
乳児家庭全戸訪問事業	1区域	健やか赤ちゃん訪問事業
養育支援訪問事業等	1区域	育児支援家庭訪問事業 要保護児童対策地域協議会
地域子育て支援拠点事業	2区域(北部・南部)	子育てひろば
一時預かり事業	2区域(北部・南部)	保育所等の一時預かり事業 幼稚園の預かり保育事業
病児保育事業	1区域	施設型病児保育 訪問型病児・病後児保育利用料助成
子育て援助活動支援事業	1区域	にしのみやしファミリー・サポート・センター事業
妊婦に対して健康診査を実施する事業	1区域	妊婦健康診査費用助成事業

(3) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

年度	区域		1号	2号		3号		保育 需要率	
				学校教育の 利用希望	それ以外	0歳	1,2歳		
H 27	全市	量の見込み	7,744 人	1,650 人	3,424 人	604 人	2,368 人	22.8%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	2,958 人	30 人	3,424 人	465 人		1,895 人
			確認を受けない幼稚園	6,406 人					
			特定地域型保育事業				139 人		473 人
	北部	量の見込み	496 人	227 人	239 人	38 人	145 人	18.5%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	310 人	0 人	239 人	30 人		126 人
			確認を受けない幼稚園	413 人					
			特定地域型保育事業				8 人		19 人
	南部	量の見込み	7,248 人	1,423 人	3,185 人	566 人	2,223 人	23.2%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	2,648 人	30 人	3,185 人	435 人		1,769 人
			確認を受けない幼稚園	5,993 人					
			特定地域型保育事業				131 人		454 人
H 28	全市	量の見込み	7,699 人	1,641 人	3,469 人	610 人	2,484 人	24.5%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	3,621 人	208 人	3,469 人	469 人		1,961 人
			確認を受けない幼稚園	5,511 人					
			特定地域型保育事業				141 人		523 人
	北部	量の見込み	478 人	218 人	269 人	38 人	161 人	19.4%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	379 人	42 人	269 人	30 人		134 人
			確認を受けない幼稚園	275 人					
			特定地域型保育事業				8 人		27 人
	南部	量の見込み	7,221 人	1,423 人	3,200 人	572 人	2,323 人	25.0%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	3,242 人	166 人	3,200 人	439 人		1,827 人
			確認を受けない幼稚園	5,236 人					
			特定地域型保育事業				133 人		496 人
H 29	全市	量の見込み	7,619 人	1,625 人	3,513 人	616 人	2,598 人	26.6%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	3,671 人	242 人	3,513 人	473 人		2,026 人
			確認を受けない幼稚園	5,331 人					
			特定地域型保育事業				143 人		572 人
	北部	量の見込み	470 人	219 人	299 人	38 人	175 人	21.5%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	374 人	42 人	299 人	30 人		141 人
			確認を受けない幼稚園	273 人					
			特定地域型保育事業				8 人		34 人
	南部	量の見込み	7,149 人	1,406 人	3,214 人	578 人	2,423 人	27.2%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	3,297 人	200 人	3,214 人	443 人		1,885 人
			確認を受けない幼稚園	5,058 人					
			特定地域型保育事業				135 人		538 人
H 30	全市	量の見込み	7,394 人	1,588 人	3,557 人	621 人	2,712 人	28.3%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	3,508 人	242 人	3,557 人	476 人		2,091 人
			確認を受けない幼稚園	5,232 人					
			特定地域型保育事業				145 人		621 人
	北部	量の見込み	477 人	219 人	329 人	38 人	189 人	23.7%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	379 人	42 人	329 人	30 人		148 人
			確認を受けない幼稚園	275 人					
			特定地域型保育事業				8 人		41 人
	南部	量の見込み	6,917 人	1,369 人	3,228 人	583 人	2,523 人	28.9%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	3,129 人	200 人	3,228 人	446 人		1,943 人
			確認を受けない幼稚園	4,957 人					
			特定地域型保育事業				137 人		580 人

年度	区域		1号	2号		3号		保育 需要率	
				学校教育の 利用希望	それ以外	0歳	1,2歳		
H 31	全市	量の見込み		7,144 人	1,549 人	3,601 人	626 人	2,826 人	30.0%
		確保 方策	特定教育・保育施設	3,360 人	242 人	3,601 人	479 人	2,156 人	
			確認を受けない幼稚園	5,091 人					
			特定地域型保育事業				147 人	670 人	
	北部	量の見込み		500 人	229 人	359 人	38 人	203 人	26.0%
		確保 方策	特定教育・保育施設	399 人	42 人	359 人	30 人	155 人	
			確認を受けない幼稚園	288 人					
			特定地域型保育事業				8 人	48 人	
	南部	量の見込み		6,644 人	1,320 人	3,242 人	588 人	2,623 人	30.5%
		確保 方策	特定教育・保育施設	2,961 人	200 人	3,242 人	449 人	2,001 人	
			確認を受けない幼稚園	4,803 人					
			特定地域型保育事業				139 人	622 人	

※今回審議する平成 30 年度、31 年度の量の見込み及び確保方策の内訳は次回以降に修正。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

事業名	区域	量の見込み及び確保方策	H27	H28	H29	H30	H31	
利用者支援 事業	全市	量の見込み	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
		確保方策	基本型	2か所	2か所	3か所	4か所	4か所
			特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
時間外保育 事業	全市	量の見込み	2,070 人	2,100 人	2,130 人	2,160 人	2,190 人	
		確保方策	2,070 人	2,100 人	2,130 人	2,160 人	2,190 人	
	北部	量の見込み	77 人	77 人	77 人	77 人	77 人	
		確保方策	77 人	77 人	77 人	77 人	77 人	
	南部	量の見込み	1,993 人	2,023 人	2,053 人	2,083 人	2,113 人	
		確保方策	1,993 人	2,023 人	2,053 人	2,083 人	2,113 人	
放課後児童 健全育成 事業	全市	量の見込み	低学年	2,873 人	2,917 人	2,961 人	3,005 人	3,048 人
			高学年	158 人	291 人	424 人	557 人	690 人
			合計	3,031 人	3,208 人	3,385 人	3,562 人	3,738 人
		確保方策	2,937 人	3,061 人	3,288 人	3,513 人	3,738 人	
	北部	量の見込み	低学年	224 人	242 人	260 人	279 人	297 人
			高学年	14 人	25 人	36 人	47 人	59 人
			合計	238 人	267 人	296 人	326 人	356 人
		確保方策	226 人	244 人	282 人	319 人	356 人	
	南部	量の見込み	低学年	2,649 人	2,675 人	2,701 人	2,726 人	2,751 人
			高学年	144 人	266 人	388 人	510 人	631 人
			合計	2,793 人	2,941 人	3,089 人	3,236 人	3,382 人
		確保方策	2,711 人	2,817 人	3,006 人	3,194 人	3,382 人	
子育て短期 支援事業	全市	量の見込み	157 人	160 人	163 人	166 人	170 人	
		確保方策	157 人	160 人	163 人	166 人	170 人	
乳児家庭全 戸訪問事業	全市	量の見込み	4,055 世帯	3,955 世帯	3,862 世帯	3,776 世帯	3,700 世帯	
		確保方策	実施体制: 686 人 実施団体: 西宮市民生委員・児童委員会					
養育支援 訪問事業	全市	量の見込み	54 世帯 延べ 747 回	54 世帯 延べ 747 回	54 世帯 延べ 747 回	54 世帯 延べ 747 回	54 世帯 延べ 747 回	
		確保方策	実施体制: 248 人 委託団体: 西宮市社会福祉事業団					
地域子育て 支援拠点 事業	全市	量の見込み	14,217 人	15,513 人	16,809 人	18,105 人	19,401 人	
		確保方策	18 か所	19 か所	19 か所	19 か所	20 か所	
	北部	量の見込み	2,033 人	2,066 人	2,099 人	2,132 人	2,165 人	
		確保方策	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	
	南部	量の見込み	12,184 人	13,447 人	14,710 人	15,973 人	17,236 人	
		確保方策	16 か所	17 か所	17 か所	17 か所	18 か所	

事業名	区域	量の見込み及び確保方策	H27	H28	H29	H30	H31	
一時預かり事業 (保育所の一 時預かり事業)	全市	量の見込み	32,637 人	35,404 人	38,171 人	40,937 人	43,703 人	
		確保方策	32,637 人	35,404 人	38,171 人	40,937 人	43,703 人	
	北部	量の見込み	1,795 人	2,139 人	2,483 人	2,827 人	3,171 人	
		確保方策	1,795 人	2,139 人	2,483 人	2,827 人	3,171 人	
	南部	量の見込み	30,843 人	33,266 人	35,688 人	38,110 人	40,532 人	
		確保方策	30,843 人	33,266 人	35,688 人	38,110 人	40,532 人	
一時預かり事業 (幼稚園の預かり 事業)	全市	量の見込み	1号	2,546 人	2,522 人	2,499 人	2,445 人	2,316 人
			2号	365,192 人	363,735 人	359,781 人	351,265 人	343,312 人
			合計	367,738 人	366,257 人	362,280 人	353,710 人	345,628 人
		確保方策	367,738 人	366,257 人	362,280 人	353,710 人	345,628 人	
	北部	量の見込み	1号	24 人	22 人	27 人	25 人	25 人
			2号	48,689 人	46,792 人	46,878 人	46,885 人	49,052 人
			合計	48,713 人	46,814 人	46,905 人	46,910 人	49,077 人
		確保方策	48,713 人	46,814 人	46,905 人	46,910 人	49,077 人	
	南部	量の見込み	1号	2,522 人	2,500 人	2,472 人	2,420 人	2,291 人
			2号	316,503 人	316,943 人	312,903 人	304,380 人	294,260 人
			合計	319,025 人	319,443 人	315,375 人	306,800 人	296,551 人
		確保方策	319,025 人	319,443 人	315,375 人	306,800 人	296,551 人	
病児保育 事業	全市	量の見込み	871 人	924 人	980 人	1,039 人	1,102 人	
		確保方策	871 人	924 人	980 人	1,039 人	1,102 人	
子育て援助 活動支援 事業	全市	量の見込み	就学前	10,242 人	10,344 人	10,446 人	10,548 人	10,650 人
			就学児	2,677 人	2,677 人	2,677 人	2,677 人	2,677 人
			合計	12,919 人	13,021 人	13,123 人	13,225 人	13,327 人
		確保方策	就学前	10,242 人	10,344 人	10,446 人	10,548 人	10,650 人
			就学児	2,677 人	2,677 人	2,677 人	2,677 人	2,677 人
合計	12,919 人	13,021 人	13,123 人	13,225 人	13,327 人			
妊婦に対して 健康診査を 実施する事業	全市	量の見込み	申請者数	5,076 人	4,959 人	4,845 人	4,734 人	4,625 人
			実利用人数	7,037 人	6,875 人	6,717 人	6,562 人	6,411 人
			健診回数	55,836 回	54,549 回	53,295 回	52,074 回	50,875 回
		確保方策	実施場所:委託医療機関 (それ以外で妊婦健診を受けた場合は、償還払いとなる。) 検査項目:国が示す「標準的な項目」に加え、妊婦健康診査として実施された保険適応外の自己負担分についても助成対象とする。					

3. 子育て支援関連事業一覧

ライフステージ別主な子育て支援関連事業一覧

施策分野1 子供への支援（すべての子供が健やかに成長する社会をめざします）

区分	事業名	内容	所管課
(1)【乳幼児期】教育・保育環境の充実			
	保育所等待機児童対策(施設整備による受け入れ枠の拡大)への取り組み	従来の市有地活用や保育所運営法人が自ら土地を確保し、施設整備する手法(事業者による用地確保型)に加え、パーク&ライド方式による施設整備、民有地のマッチング事業、公園や学校施設の活用、国有地等の取得による施設整備など、さまざまな手法の導入により受入枠の拡大を図る。	保育施設整備課
	認可外保育施設利用料補助事業	地域型保育事業施設を卒園したが、認可保育施設に入所できず待機となった児童のうち、入所できるまでの間認可外保育施設を利用する場合、その利用料に対して補助を行う。	保育入所課
	幼稚園教育担当の配置	幼稚園教育のさらなる充実を図るため、教育委員会事務局に幼稚園教育担当を配置する。また、私立幼稚園との連携がスムーズにいよいよ、幼稚園教育担当において私立幼稚園の窓口も担う。	学校改革推進課
	幼児教育に関する調査・研究・研修	公私立に関係なく幼稚園、保育所等の関係機関と連携し、また子育てに関する各種支援事業を推進しながら、幼児教育に関する研究・研修を進める。付属あおぞら幼稚園との連携も含め、本市の幼児教育の課題の解決を図るとともに、その成果を市内に発信する。	子育て総合センター
	幼稚園・保育所・小学校連携推進事業	幼稚園・保育所・小学校の教職員が授業や保育を相互に参観し、合同の交流会や研修会を通して相互理解を深める。また、幼・保・小の子供たちが交流することで異年齢で体験する機会とする。	子育て総合センター・教育研修課
	公立保育所改築等整備事業	耐震基準を満たさない公立保育所等の建物について、建替等により耐震化を図る。	保育施設整備課
	延長保育	保護者の就労形態の多様化に対応し、保育時間の延長を必要とする児童に対する保育を行う。	保育幼稚園支援課 保育幼稚園事業課
	休日保育	日曜・祝日等の勤務等により、児童に保育が必要な場合の保育需要に対応する。	保育幼稚園支援課
	産休明け保育	産休明けに、保育を必要とする人のために受け入れを行う。	保育幼稚園事業課 保育幼稚園支援課
	病児保育	病気などで集団での保育が困難な小学校6年生までの児童を、家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関等に付設した施設で一時的に預かる。	保育幼稚園支援課
	民間保育所への助成	民間保育所への運営費の助成として、延長保育事業費等を助成する。障害児保育事業や産休明け保育事業、地域子育て支援事業など、特別保育事業の充実のための助成を行うことによって、保育サービスの多様化を図る。	保育幼稚園支援課
	地域型保育事業補助金	特定地域型保育補助者に対し、良質かつ適切な地域型保育の提供体制を確保し、子どもの保護者の選択に資することを目的に、賃借料補助等を行う。	保育幼稚園支援課
	環境保育の取り組み	園庭(ビオトープを含む)の環境を豊かにするとともに、子供たちが自然環境に目を向け、自然を大切に作る基礎を育む。	保育幼稚園事業課

区分	事業名	内容	所管課
	苦情解決制度の充実	苦情解決の仕組みを充実し、中立的な立場で苦情解決を支援する第三者委員を設置し、保育サービスの質の向上を図る。	保育幼稚園事業課 保育幼稚園支援課
	認可外保育施設への支援	施設からの相談について電話相談等を行う。	保育幼稚園事業課
	年齢枠をはずした保育	子供が自ら遊びを見つけ、人や物に関わる力と自分で考える力を育てる中で、主体性を育む保育を創造する。	保育幼稚園事業課
	保育士対象の環境教育研修	保育活動での自然体験活動の必要性や身近なところでの実践方法を学習する。	保育幼稚園事業課
	保育所給食の質の向上	食物アレルギーを持つ子供に個別でアレルギー対応食を実施するとともに、調理員等給食担当者の研修などを行うことにより食育の推進を図る。	保育幼稚園事業課
	保育所職員の資質の向上	公立・民間共通で、各種職員研修を実施すると共に、研修にかかる費用の一部助成を行う。	保育幼稚園事業課 保育幼稚園支援課
	保育所の施設整備の促進	保育所は開設後 25～30 年以上経過した施設が多く、老朽化が進んでいるため、計画的な改修及び建替え等の整備に取り組む。	保育幼稚園事業課 保育施設整備課
	保育所の第三者サービス評価事業	保育サービスの質の向上を図るため、公正・中立な第三者が、専門的客観的な立場から評価する仕組みを導入する。	保育幼稚園事業課
	幼稚園における食育の取り組み	公立幼稚園で栽培した野菜や果物などの食材を使用し、試食を行う。	学校教育課
	保育所における食育クッキング	保育所で栽培した野菜や果物などの食材を使用し、調理体験、試食を行う。	保育幼稚園事業課
	地域型保育事業への巡回支援事業	保育士、保健師、栄養士による施設巡回で安全性などの助言・指導を行う。	保育幼稚園事業課
(2)【学童期】学校教育の充実			
	学校サポートにしのみや 「いずみ」「ねっこ」 「ささえ」「みがき」	「いずみ」…調べ学習や、地域学習に役立つ情報を蓄積し、子供や教師が自由に活用できる仕組みの構築。授業用教材や補充教材を中心にデータベース化する。 「ねっこ」…基礎・基本の定着のため、反復練習を中心としたワークシートの作成。 「ささえ」…地域の人の専門的な知識や技術・経験を学校の教育活動に生かすための支援を実施。 「みがき」…指導力の向上のため、研究推進をサポートする事業。	学校教育課
	漢字・計算認定制度 ※事業の見直し予定あり	小学校の「計算」の「ねっこシート」を Web 上で公開、家庭と学校からアクセスできるようにし、基礎・基本の定着と家庭学習の充実を支援している。	学校教育課

区分	事業名	内容	所管課
	西宮型小中一貫教育	小学校から中学校への移行において、学習面でのサポートを踏まえて、連続的な教育を推進する。	学校教育課
	「学びの指導員」配置事業	小・中・養護学校の放課後の時間などを活用して、個別の学習支援、漢字・計算認定に関わる支援、児童生徒の学習相談等を行う。	学校教育課
	科学教育の推進 (理科・生活科作品展など)	科学に対する関心や意欲を高めるため、理科・生活科作品展、理科相談教室などを開催・実施する。	教育研修課
	国際理解教育の推進	指導助手としてネイティブスピーカーを配置して小学校外国語活動、中・高の外国語教育及び国際理解教育の充実を図る。	学校教育課
	学校体育指導力の向上	各種研修会の開催や指導資料の作成などにより指導力の向上を図る。	学校教育課
	市内学校体育大会の充実	児童生徒の体力の低下傾向に対応するとともに、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎・基盤づくりを図る。	学校教育課
	文化的、体育的行事の実施	学習活動の発表・表現の場として合同音楽会(小・中)、連合体育大会(小・中)、書写展、造形展など、多様な文化的体育的行事を実施する。	学校教育課 ※手をつなぐ子らの集い、作品展は特別支援教育課担当
	自然体験活動の推進	豊かな自然の中で、人や自然とのふれあいを通し、心身ともに健康な児童生徒の育成を図る。 (小学校:自然学校5年生対象、環境体験事業3年生対象)	学校教育課
	人権に関する各種研修会の実施	人権教育地区別研修会や道徳教育推進担当者会、人権教育担当者会を実施し、道徳教育・人権教育を推進する。	学校教育課
	学校評価	PDCA サイクルに基づき、教育活動や学校運営全般について、組織的、継続的に改善を行うことを目指す。また、その結果を公表、説明し、信頼される開かれた学校づくりを推進する。	学校教育課
	教職員研修の充実	幼・小・中学校の教職員の指導力向上のため、職務研修・専門研修の充実を図る。	教育研修課
	教育連携事業	地域全体で学校教育を支援する組織として全公立小・中学校に設置されている教育連携協議会の充実に努め、地域の学校教育活動への参画と協働を促進する。	社会教育課 学校教育課
	情報教育の推進	西宮市教育情報ネットワーク「EduNet」(エデュネット)を活用して情報教育を推進する。	校務改善課 学校教育課 教育研修課
	防災教育の推進	家庭や地域社会と連携して学校における防災体制の充実を図る。子供たちが、災害から自らの生命を守るのに必要な能力や態度を育成する。	学校教育課

区分	事業名	内容	所管課
	学校の安全・安心対策事業	小学校・特別支援学校で概ね午前中に校門での警備業務を行う。	学校管理課
	小・中学校の整備	老朽化した校舎の建替えや改築など、学校の整備を行う。	学校施設計画課
	心の教育相談員の活用	子供たちの内面に抱えるストレスや不満を解消するため、県スクールカウンセラー未配置校に臨床心理を学んだ心の教育相談員を派遣する。	学校保健安全課
	進路指導相談	「青少年進路指導員」と連携しながら、早期離職・中途退学の予防と、やむを得ず離職・中途退学した生徒の進路指導にあたる。	青少年補導課
	情報モラル教育の推進	すべての学校で、道徳や特別活動等の中で、計画的に情報モラル教育に取り組む。	教育研修課
	スクーリングサポート事業	不登校児童生徒や学校生活で配慮を必要としている児童生徒に対して、きめ細かな支援を行い、学校復帰や学校生活の安定に向けたさまざまな支援を行う。 ①適応指導教室(あすなろ学級) 長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学習等の援助を行いながら、学校への復帰を目標に運営している。 ②居場所サポーターの派遣 不登校傾向のある児童生徒に対し、その教室復帰に向けた取組みをしている市立小中学校に、主として相談室等で学習や心の支援をする居場所サポーターを派遣する。 ③西宮市在家庭学習支援システム(あすなろ Web クラブ) 学校復帰やあすなろ学級への通級を目指し、基礎的・基本的な学力を身につけるために、Web を活用した家庭での学習環境を整備する。 ④学校生活支援教室(のびのび教室) 小学校の通常学級に在籍する児童の内、LD・ADHD・ASD等により、学校生活で配慮を必要としている児童に対して、安定した学校生活や集団活動が行えるよう支援するため当該児童の支援を行うとともに、在籍小学校との連携体制づくりを行う。	地域・学校支援課
	不登校児童支援事業	学校、地域と連携し、児童館、児童センターにおいて主に低学年の不登校児童の支援を行う。	子育て総合センター
	各学校の健康課題について連携した取組み(学校保健委員会)	各校の実態に則して、現代的な健康課題解決のための取組みや、食習慣を含めた生活習慣に関する指導を家庭・地域社会と連携して行う。	学校保健安全課
	スクールカウンセラーの活用	子供たちの内面に抱えるストレスや不満を解消するため、スクールカウンセラーを活用する。	学校保健安全課
	いじめ相談専用ダイヤル	市立・公立・私立学校において児童・生徒・保護者・教職員等からのいじめ相談に応じる。	学校保健安全課
	スクールソーシャルワーカーの活用	児童生徒及び保護者や教職員に対して福祉の立場から、生徒指導上の課題について支援や助言を行う。	学校保健安全課

区分	事業名	内容	所管課
	スクールサポーターの活用	児童生徒及び教職員に対して、学習指導補助、生徒指導補助、学級指導補助を通して学校支援を行う。	学校保健安全課
	市内学校における西宮市オリジナル植物を活用した環境学習事業	子供たちが市オリジナル植物の挿し芽等の作業を行い、植物への関心を深め、植物を世話し、その成長を観察することで豊かな感性や緑化・環境への意識を育む。また作業を地域緑化ボランティアなどと共に実施し、校内から家庭・地域緑化への展開を目指し、「学校を起点とした地域緑化推進活動」のきっかけとなることを目指す。	花と緑の課
	西宮小中学校アウトリーチ事業	小・中学校の児童・生徒に本物の芸術を届けるため、音楽、美術、ダンスの分野で鑑賞型・体験型のワークショップを実施する。	文化振興課
	食に関する指導計画の策定	計画的、継続的な食に関する指導を実践していくための食育推進体制・組織の整備、食に関する指導の全体計画・年間指導計画の策定を推進していく。	学校教育課
	学校における食農体験の取組み	小学校の生活科を通して、校庭で栽培した野菜を収穫し、調理実習を実施している。また校庭を改良したり、地域の水田を利用して米作り体験を一部学校において実施している。	学校教育課
(3)【学童期】放課後の居場所の充実			
	留守家庭児童育成センター	①環境整備事業 施設の老朽化や障害児受け入れにともなうバリアフリー化に対応するため、環境整備を行う。 ②設置運営 保護者が昼間家庭にいない小学校1～3年生児童の放課後の健全な育成を図るため、留守家庭児童育成センターを設置運営する。障害のある児童については、小学校6年生まで利用できる。 ③待機児童の解消 留守家庭児童育成センターの待機児童の解消や高学年受け入れを実施するため、施設の新・増築等を行う。 ④利用時間の延長 留守家庭児童育成センターの小学校休業日の開所時間の繰り上げを進める。 ⑤障害児の受け入れ 留守家庭児童育成センターにおいて、障害の程度等により指導員を加配し、1～6年生の障害児の受け入れを行う。	育成センター課
	児童館・児童センター	地域における子育て支援の拠点として、在家庭の子育てを支援する講座やサロンなどを設け、相談業務にも取り組む。コーディネート機能を強化し、児童虐待やネグレクトなどの早期発見に取組み、関係機関との連携を図る。また、児童のレクリエーションセンターとして、健全で楽しい遊び場を与え、育成を行う施設として運営する。	子育て総合センター
	みやっこキッズパーク	子育て総合センターの屋外施設として設置。自然の中で、自由に遊びながら創造性を培い、仲間づくりや多様な活動ができる場を提供する。自分の責任で遊ぶことを原則とする。	子育て総合センター
	子供の居場所づくり事業	小学校の教室や運動場、社会教育施設等を活用して、放課後や長期休業中の子供たちが、社会性や協調性等をはぐくみ健やかに成長できるよう、安全で自由な遊び場や学びの場を提供する。	放課後事業課
	公園等の整備の推進	「緑の基本計画」(平成14年10月)に基づいて公園緑地を整備する。地域コミュニティの場となるとともに、子供の安全・安心に配慮しつつ、のびのびとした遊びを通して、子供が好奇心を持てる公園づくりをめざす。	公園緑地課

区分	事業名	内容	所管課
(4)【青少年期】青少年の育成支援の充実			
	スキルアップ事業	就労体験や就労に向けた各種セミナー等を実施するなど、若年者に対する支援を行う。	労政課
	西宮若者サポートステーション事業(厚生労働省認定事業)	働くことについて不安や悩みを抱えている15歳から39歳の若者を対象に、専門的な知識を持つスタッフにより就労などの進路決定に向けた包括的支援を行う。	労政課
	青少年育成支援事業	青年団、ボーイスカウト、ガールスカウト等が実施する青少年を対象とした青少年育成事業を支援することで、次世代育成を通じて地域の活性化に寄与する。	青少年育成課
	青少年ふれあい事業	甲山周辺をフィールドに、青少年愛護協議会や子ども会等が、地域の子供たちのふれあいを図ることを目的に実施する自然体験活動の支援を行う。	青少年育成課
	思春期保健事業	思春期の子供やその保護者等を対象に、生理・心理・社会の各側面から思春期保健に関する知識の普及を行い、健康的で豊かな人間性をもった男女を育成できるよう指導を行う。	地域保健課
	出前健康講座「喫煙防止教育」	医師・保健師がタバコの依存症や害等について説明し、喫煙防止教育を行う。	健康増進課
	学校精神保健事業	複雑・多様化する子供の心の健康問題やケアを必要とする子供に対し、教員が適切な指導・援助ができるよう、専門家からアドバイスを受けるコンサルテーションを全学校園で実施する。	学校保健安全課
	性に関する専門相談	専門医が性に課題のある生徒の理解や対応について、教職員の相談に応じる。 また必要に応じて、課題解決にむけて講話を行う。	学校保健安全課
	学校園の定期健康診断	身体的疾病の早期発見・治療を進めるため、受検率を高めるとともに精度の向上を図る。	学校保健安全課
	学習促進等委託事業	人権・同和問題に関する差別の解消を図るとともに、子供たちの育成、進学意欲と学力向上を促進し、地域の教育力と生活文化の向上を図る。	若竹生活文化会館
	野外活動指導者セミナー	様々な状況に主体的に対応できる青少年リーダーの育成のため、スキルアップセミナーを開催し、リーダーとしての資質の向上を図る。	青少年育成課
	野外活動指導者講習会	野外教育活動を実施する際に重要な役割を担う青少年リーダーの育成をするため、野外活動の基礎知識や技術を習得するための初心者向け講習会を行う。	青少年育成課
	「愛の一声」運動	市内39地区の補導委員が、月4回程度、「愛の一声」運動を中心とした巡回補導活動を行う。	青少年補導課
	街頭補導活動	街頭補導員が青色回転灯を装備した街頭補導車(2台)で平日9時から21時まで市内全域を巡回補導活動する。	青少年補導課
	白ポスト(有害図書類回収)	市内16か所に白ポストを設置し、青少年にとって有害な図書類を回収し、焼却処分する。	青少年補導課

区分	事業名	内容	所管課
	地域環境実態調査	青少年の健全育成・非行化防止の観点から店舗や自動販売機の営業実態を把握し、協力を依頼する。また必要に応じて県及び関係機関とも連携して指導する。	青少年補導課
	青少年問題に関する啓発活動	国(内閣府)の定める「青少年の非行・被害防止全国強調月間」である7月に青少年問題フォーラムを開催。また、「全国子ども・若者育成支援強調月間」である11月に啓発看板を設置するなど、啓発を行っている。	青少年施策推進課
(5)障害のある子供への支援の充実			
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害児に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための支援を行う。	障害福祉課 (生活支援課)
	緊急一時支援事業	常時介護が必要な障害児を抱えている家庭で急用等のため一時的に介護ができないとき、障害児を緊急一時保護者が日中の一定時間または宿泊させて預かる。	生活支援課
	サポートファイル (みやっこファイル)	保護者や支援者が子供の成長段階の記録を綴り、情報を蓄積、共有化していくファイル。 発達障害をはじめ支援の必要な子供の情報を共有して把握することにより、子供の成長過程に応じ、途切れることなく適切な支援ができるようにサポートファイルを活用する。	障害福祉課 (生活支援課)
	障害児ショートステイ	常時介護が必要な障害児を抱えている家庭で急用等のため一時的に介護ができないとき、障害児を短期入所事業所が宿泊で預かる。	障害福祉課 (生活支援課)
	障害者相談支援等 (H23 年度までは障害者あんしん相談窓口)	身近な地域で細やかな相談が受けられるよう、市内の相談窓口をネットワーク化し、障害種別を越えた相談を行う。個別給付で提供する計画相談支援の導入手法を検討する。療育等支援事業、地域移行支援事業、H25 年度からは虐待防止センター事業を含む	障害福祉課 (生活支援課)
	障害福祉サービスの支給 (介護給付)	ホームヘルプ等により障害児の地域生活の支援を行う。	障害福祉課 (生活支援課)
	日中一時支援事業	常時介護が必要な障害児を抱えている家庭で急用等のため一時的に介護ができないとき、障害児を短期入所事業所が日中の一定時間預かる。	障害福祉課 (生活支援課)
	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行なう。	障害福祉課 (生活支援課)
	医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行う。	障害福祉課 (生活支援課)
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行なう。	障害福祉課 (生活支援課)
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応の為の専門的な支援その他必要な支援を行なう。	障害福祉課 (生活支援課)
	障害者医療費助成	障害者・児の医療費のうち、保険診療の自己負担分に対して助成する。	医療年金課

区分	事業名	内容	所管課
	障害のある子供の就学相談	障害のある子供たちの就園・就学進路相談及び教育相談を行う。	特別支援教育課
	発達障害のある児童生徒への教育支援体制づくり	特別支援教育支援員の配置等により、発達障害のある子供への適切な支援や、校内体制の充実を図る。	特別支援教育課
	発達・教育相談支援事業	18歳までの子供の心身の発達や療育・福祉サービスに関すること、不登校・情緒不安定・性格等や教育に関することなど、悩みや困ったことについて、専門の相談員が電話や面談等により相談に応じる。	地域・学校支援課
	診療・リハビリ事業	18歳未満の様々な障害のある子供を対象に、保険診療による診察(小児科・児童精神科・整形外科)及びリハビリテーション(理学療法・作業療法・言語聴覚療法・心理療法)などを行う。	診療事業課
	通園療育 (児童発達支援センターわかば園)	2歳児から就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児を対象に、親子通園療育を行う。(定員 45名)	発達支援課
	通園療育 (児童発達支援センター北山学園)	3歳児から就学前の知的・発達障害児を対象に、遊びや活動を通じて社会に適應できるよう個別的・集団的に訓練を行い、障害児の生活を支援する施設を指定管理による管理運営を行う。(定員 30名)	発達支援課
	発達支援 (児童発達支援センターわかば園)	通園療育を行っていない0～3歳児を対象とした親子療育教室を行う。	発達支援課
	保育所等訪問支援 (児童発達支援センターわかば園)	保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障害のある児童を対象に、本人に対する支援(集団生活適應のための訓練等)、訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)を行う。(有料。世帯の所得に応じた負担)	発達支援課
	計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する際に作成する「本人中心支援計画」(障害児支援利用計画、サービス等利用計画の西宮市における呼称)の作成やモニタリングを行い、本人やご家族の現在の状況や希望などを整理し、課題や方針などについて、支援関係者間での認識共有を図る。	地域・学校支援課
	保護者支援事業	①保護者の交流の場の提供:ダウン症児や地域校に通う子供の保護者同士が気軽に話せる交流の場の提供 ②みやっこファイル書き方教室:子供が健やかに成長し、地域でその人らしく暮らし続けるために役立つように、と作られた「みやっこファイル」の活用、利用相談のために開催 ③ペアレント・プログラム:子育てに難しさを感じる保護者が子供の行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけることや子育ての仲間を見つけることを目的として行う。 ④かおテレビ(視線計測装置)体験事業:子供の発達への理解を深めるため、子供の社会性の成長の目安を知ることができる「かおテレビ」(視線計測装置)を導入し、子供の発達や成長を支援している。 ⑤ペアレント・トレーニング:こども未来センター診療書の医師が発達障害児の保護者を対象に、グループワークを通して我が子の課題に気づき、適切な対応ができるように指導、助言を行う。	地域・学校支援課 診療事業課
	学校園・保育所等支援事業	さまざまな課題のある子供を支援するうえで、子供が普通の生活で最も長い時間を過ごす学校・幼稚園・保育所や関係機関などとの連携をとりながら支援を行い、早期の気づき・発見を早期の支援につなげていけるよう、ネットワーク作りを行う。 ①アウトリーチ 学校からの要請はもとより定期的に学校園諸施設を訪問(アウトリー	地域・学校支援課

区分	事業名	内容	所管課
		チ)し、生育環境や発達障害などが原因で集団生活に不応を起している幼児児童生徒に関する事、その他障害の状況に応じた生活改善や克服に関する事など、相談員(臨床心理士・スクールソーシャルワーカー)がその対応や支援方法について提案し、学校園支援体制に参画する。 ②西宮専門家チーム(※)の派遣 発達障害等による生活や学習上の困難を改善または克服するための教育的支援を求めている学校園及び保育所等、あるいは幼児児童生徒及びその保護者に対して、早期の実態把握や望ましい対応について専門的な意見を示してもらう。 ※医学、心理、教育等の各分野において、発達障害等に関する専門的知識を有する医学関係者、心理関係者、教育関係者により構成。	
	発達障害のある児童への支援	地域の NPO などと協力し、児童館で、発達障害のある児童を受け入れる。保護者の相談業務を行ったり、他の児童、親子とのふれあい講座を企画する。	子育て総合センター
	統合保育の実施	保育士を加配し障害児保育の充実を図る。	保育幼稚園事業課
	精神発達相談	乳幼児健康診査等で言語や精神発達に遅れのみられる幼児について臨床心理士による発達検査、小児精神科医による診察、相談を行い、必要に応じて相談機関や療育施設などを紹介している。	地域保健課
	乳幼児発達相談	乳幼児健康診査、乳児健康相談等で運動・精神発達に遅れがみられる児を対象として、小児科医による診察や理学療法士または作業療法士による遊び方指導などを行う。	地域保健課
	子育て講座「よちよち広場」	児童館等で、親の交流の場を提供するとともに、子供の発達を踏まえた育児への理解を深めるなど育児の支援を目的に、保健師、栄養士、歯科衛生士による講話等、子育て企画・育成グループと共催で実施している。	地域保健課
	認定こども園への特別支援教育・保育経費補助事業	認定こども園において、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子供を受け入れている場合、その費用の一部を補助する。	保育幼稚園支援課
(6)体験・交流機会の創出			
	西宮湯川記念こども科学教室	科学に対する関心や意欲を高めてもらうため、西宮湯川記念こども科学教室を実施する。	生涯学習推進課
	ライフサイエンスセミナー 高校生対象講座	若者に生命科学に関心を深めてもらう目的で、高校生を対象とした特別講座を実施する。	生涯学習推進課
	図書館サービス (読書振興、学校連携)	子供たちに、読書に親しみ図書館を身近に感じてもらうため、おはなし会や上映会の開催、ボランティアとの協働、ブックリストの配布、児童・ヤングアダルト向け広報誌の発行等を実施する。また、学校への公用貸出やブックトーク、修理講習の派遣等、学校との連携を図る。	中央図書館 北口図書館
	放課後子供教室推進事業	地域が主体となり、地域の教育力等を生かした様々な体験活動や地域住民との交流の機会等を子供たちに提供する。	放課後事業課 人権教育推進課
	学校体育施設の開放	市民の身近な生涯スポーツの場所として、市内各小学校等の体育施設を開放、整備する。	学校管理課

区分	事業名	内容	所管課
	スポーツクラブ 21	小学校区ごとに 40 クラブ設置。各クラブでは多世代が参加できるよう競技性のあるスポーツから気軽に楽しめるスポーツまで、可能な範囲で様々な種目を実施。また、地区運動会や各種スポーツイベントを開催し、地域の交流を深める場の提供も行う。	地域スポーツ課
	こども講座等	実技の上達と日常生活に必要な礼儀、協調性、創造性などを養うため、子供を対象に各種講座を開催する。 ・絵画、習字、将棋、料理、トランポリン体操、子ども野外映画会、子ども野外講座、幼児文化講座など	若竹生活文化会館
	子ども文化祭事業 “わいわい”こどもフェスティバル	地域団体から構成される実行委員会に委託し実施する。子供たちの日頃の成果発表とプロのステージの観賞、地域団体が運営する各種コーナーで構成される。	若竹生活文化会館
	エコツアー	市域の良好な自然環境を幅広く認知してもらうことにより、自然との共生を図ることを目的に実施する。	環境学習都市推進課
	環境学習サポートセンターの活用	館内には市内の河川や水路に生息する淡水魚など約 35 種類の生き物を水槽展示する「ミニミニ水族館」、環境保全に関する書籍 1,500 冊を揃えた「環境図書コーナー」などを設置している。相談窓口では、子どもから大人までの環境活動・学習に関する質問や相談にアドバイス等を行う。	環境学習都市推進課
	甲山自然環境センターの活用	甲山自然の家、甲山キャンプ場及び社家郷山キャンプ場と、自然学習館を合わせて甲山自然環境センターとして開設。自然の家とキャンプ場では自然体験活動や環境学習、甲山保全森林サポーター育成講座及び青少年育成事業のサポートを実施。自然学習館ではハイカーなどへの周辺環境の情報発信を行う。	環境学習都市推進課
	甲子園浜自然環境センターの活用	自然と人の共生を目的として、甲子園浜の良好な環境の保全と、海浜及び干潟における自然体験活動及び環境学習並びに各種の研修及び交流を通じて、市民の自主的な環境に関する活動を支援する。	環境学習都市推進課
	地球ウォッチングクラブ (EWC)エコカード事業	子供たちが自主的・継続的に環境に関わる仕組みとして「こども環境活動支援ネットワークシステム」を推進する。 EWCエコカードシステム(市内の全小学生と保護者に学校から「エコカード」と「保護者用の活動の手引き」を配布)	環境学習都市推進課
	ちきゅうとなかよしカード事業	「ちきゅうとなかよしカード」は、幼児が、環境に対する生活習慣を身につけたり、自然に親しむ活動を行ったときに、先生からスタンプを押してもらう活動。保育所の3・4・5歳、幼稚園4・5歳を対象に「ちきゅうとなかよしカード」を配布。	環境学習都市推進課
	小学校各種スポーツ大会・教室の開催	野球、バレーボール、サッカー、バドミントン、卓球などの大会やつどいを実施する。また、プロスポーツ選手などの指導によりサッカー、バレーボールなどの教室を開催する。	地域スポーツ課
	子ども対象鑑賞型文化体験事業	ひろく芸術文化に触れてもらえるよう、子ども(乳幼児とその保護者を含む)を対象としたコンサート等の事業を実施する。	文化振興課
	子ども対象参加型文化体験事業	舞台での発表や貝類館等での体験を通じて、芸術文化活動の楽しみを知ってもらえるよう、西宮少年合唱団等の運営や多種多様なワークショップ等の場の提供を行なう。	文化振興課
	赤ちゃんへの手紙事業	西宮に生まれた赤ちゃんへ手紙を送る事業。手紙を書く子どもたちには、命の大切さを実感してもらおうほか、手紙を受け取った保護者には子育ての励みとしてもらうことを狙いとする。	文化振興課
	人形劇の定期公演と講座	西宮は人形操り発祥の地であることから、人形劇のまちとして盛り上げていこうと、人形劇の定期公演と、ワークショップを開催。	文化振興課

区分	事業名	内容	所管課
	宮水ジュニア事業	小学4年生から中学生までを対象とした文化的講座事業に取組み、異年齢集団の中での仲間づくりや多様な体験学習の機会を提供する。講師には専門的な知識、技術を持った人をボランティアとして迎えるなど、地域の教育力を生かす。また、中学生等を対象にした発達段階に応じた講座の開設や障害のある子供もより参加しやすい講座を実施する。	中央公民館
	家族ふれあい事業	家族のふれあいや家族間の交流を図るため、ファミリーキャンプやファミリーデイキャンプ等ファミリー対象の事業を年間を通じて実施する。	青少年育成課
	こども野外活動体験事業	子供たちが小さいころから生きる力を育み、社会の中で必要になる規律や協調性を身につけることができるように、小学校3年生以下の子供たちに、家庭を離れてキャンプ等の野外活動や異年齢による集団活動を体験させる事業を実施する。	青少年育成課
	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業	公立中学校2年生全員が1週間、指導ボランティアとともに、2～6名程度の班単位で職場体験活動・文化活動・ボランティア活動などさまざまな体験活動を行う。	学校教育課
	ふれあい体験事業	中学・高校・大学生を対象とした一般公募や、学校課外学習の受け入れを通して、乳幼児と関わる機会を設ける。	子育て総合センター
	ふれあい育児体験	中学生・高校生が、保育所の子供とふれあい体験を行う。	保育幼稚園事業課
	郷土資料館教育普及事業	親と子の郷土史講座、親子紙すき教室等西宮地方の歴史と文化財を親子で学ぶ事業を実施する。	文化財課
	手をつなぐ子らの作品展	作品展を通じて市内特別支援学級、特別支援学校の児童生徒の自立性と社会参加するための基盤となる力を高めると共に、特別支援教育に対する一般社会の正しい理解と認識を深める。	特別支援教育課
	夏休み親子消費者教室	小学生までの子どもとその親を対象とした消費者教室を開催し、消費生活に関する啓発を行う。	消費生活センター
	次代の親の育成事業	赤ちゃんとその母親に継続的に関わるプログラムの実施。赤ちゃんとその保護者と小・中・高校生とのふれあいの機会の提供。	子育て総合センター

施策分野2 子育て家庭への支援（すべての子育て家庭を支えるまちづくり）

区分	事業名	内容	所管課
(7) 妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援			
	電話による保健指導	保健師・栄養士が、妊産婦や乳幼児等の健康相談を行う。	地域保健課
	乳児健康相談	乳児を対象に、身体計測及び保健師と栄養士による子どもの発達や育児、離乳食のすすめ等についての個別相談を行う。	地域保健課
	双子・三つ子の親になる人のつどい	双子・三つ子の親になる人を対象とした集いを開催する。	地域保健課
	育児セミナー(両親学級)	初妊婦と配偶者を対象に、西宮市子育て支援サービスの紹介や父親の育児参加についての講演、妊婦疑似体験、赤ちゃん抱っこ体験、ビデオ上映などを行う。	地域保健課
	妊婦健康診査費用助成事業	妊婦が安心して出産を迎えられるよう、健診費用の内、国の妊婦健康診査公費負担拡充の方針を踏まえ、平成27年度より14回分82,000円を助成し、健診費用の負担軽減を図る。	地域保健課
	訪問指導(妊産婦対象)	妊産婦を対象に、地区保健師や助産師が家庭訪問し、子育て等について助言や相談を行う。	地域保健課
	母子健康手帳の配布	出産までの妊婦の健康状況やアドバイス、出生時の記録、出産後の予防接種や子供の成長記録等を記入する手帳を妊娠届提出時に交付する。本庁、保健福祉センターでの交付時には保健師面接を行っている。	地域保健課
	マザークラス(母親学級)	妊娠中期の初妊婦を対象とした講座で、仲間づくりをめざしたグループワークも実施する。山口・塩瀬地区では妊婦を対象に実施。	地域保健課
	妊婦歯科検診	妊娠中は、むし歯や歯周病を発症しやすい状況となることから、妊婦への歯周病等の早期発見、予防および早期治療を促して口腔内の改善を図る。また、口腔衛生への意識高揚およびかかりつけ歯科医の必要性を促進する。	地域保健課
	プレママ料理教室(旧:マザークラス料理教室)	概ね妊娠中期の初妊婦を対象に、妊娠期における食生活についての講話と調理実習を実施する。	地域保健課
	親子の歯の教室	乳幼児とその親を対象に歯科疾患の早期発見、予防に関する保健指導を行う。	健康増進課
	ストレスチェック事業(4か月児健診)	4か月健診受診児の保護者を対象に、4か月健診の間診票送付時にストレスチェック票を同封し、健診前に保護者のストレス度を自己チェックしてもらおう。健診当日、チェック票でストレス度が高い人等を対象に個別相談を実施し、保護者のこころの健康づくりに役立てる。	健康増進課
	訪問指導(新生児・乳幼児対象)	新生児、乳幼児を対象に、地区保健師が家庭訪問し、子育て等について助言や相談を行う。	地域保健課

区分	事業名	内容	所管課
	4か月児健康診査	身体面および神経学的発達の節目となる4か月児を対象に、疾病や虐待を早期発見するため小児科・整形外科などの総合的な健康診査を行うとともに、子育て支援として育児や栄養などの相談、助言を行う。また、ストレスチェックより、必要者に臨床心理士が個別相談を行っている。	地域保健課
	10か月児健康診査	心身の成長、発達が急速に進む概ね10か月児を対象に、各種疾病の早期発見や適切な保健指導によって乳児の健やかな発達を促すとともに、生活習慣、虫歯の予防、栄養等の育児に関する相談を実施することによって育児支援を行う。	地域保健課
	1歳6か月児健康診査	身体面・精神面の発達において重要な時期である1歳6か月児を対象に、疾病や発達障害、虐待を早期発見するため小児科・歯科などの総合的な健康診査を行うとともに、子育て支援として育児や生活習慣、栄養、むし歯予防などの相談、助言を行う。	地域保健課
	3歳児健康診査	身体面・精神面の発達において重要な時期である3歳児を対象に、疾病や発達障害、虐待を早期発見するため小児科・歯科・視聴覚などの総合的な健康診査を行うとともに、子育て支援として育児や生活習慣などの相談、助言を行う。	地域保健課
	はじめての離乳食講座 離乳食講座 離乳食講習会 幼児食講座 家族で学ぼう離乳食講座 (旧:家族でつくる離乳食講座) アレルギー幼児食講座	栄養士による、離乳食・幼児食・アレルギー食についての講義と試食、調理実習などを行う。	地域保健課
	育児支援家庭訪問事業	子供を養育する上で特別な支援が必要な家庭に対して、家事や育児を支援するためにヘルパーや保育士等を派遣する。	子供家庭支援課
	健やか赤ちゃん訪問事業	生後2か月頃の乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。	子供家庭支援課
	マタニティーマーク普及啓発事業	妊婦にやさしい環境づくりと妊婦への気遣いの意識を高めることを目的とし、マタニティーマークの普及啓発活動をストラップの配布やポスター掲示により実施する。	地域保健課
(8) 乳幼児期から子育て期の不安・負担の軽減			
	利用者支援事業【基本型】 (子育てコンシェルジュ)	主に妊娠中の方や0歳から就学前の子供がいる家庭が対象で、個別ニーズを把握し、必要な支援(施設や事業の利用等)へ繋ぐ利用者支援及び関係機関や地域の子育て支援者とのネットワークの構築や、地域の子育て資源の育成・開発、地域課題の発見や共有等の地域連携を行う。	子育て総合センター
	移動児童館事業	児童館の利用が難しい地区において、公的施設を利用して、対象別の子育て支援事業等を巡回実施する。	子育て総合センター
	地域子育て支援拠点事業 連絡協議会の設置・運営	子育て総合センター、児童館・児童センター、大学など地域子育て支援拠点事業実施機関による連絡協議会の設置により、横のつながりを築き、情報交換、職員のスキルアップ及び研修、プログラム開発を行う。	子育て総合センター
	「西宮市子育て支援ルーム」への補助事業	地域子育て支援拠点事業として国・県の補助要件に満たない子育て支援ルームを開設する幼稚園等に、開設準備や運営にかかる経費の一部を助成し、西宮市地域子育て支援拠点事業の空白地域を補完する。	子育て総合センター

区分	事業名	内容	所管課
	子育て便利マップ(お出かけ編・医療機関編)の発行	子育て親子が必要としている子育て情報を分かりやすくマップ形式で作成して配布する。乳幼児が特に必要とする医療機関(小児科、耳鼻咽喉科、皮膚科など)の情報とお出かけ施設(公園や遊び場、幼稚園・保育所・小学校などの福祉教育施設、商業施設など)の2編に分けて発行する。	子育て総合センター
	情報誌「にしのみや子育てガイド」	多岐にわたる子育て情報を一元化し、総合的な子育て情報誌を発行する。主に4か月児健診時で配布する。	子育て総合センター
	ネット等による子育て情報発信事業(HPの充実、携帯端末への発信)→みやハグ	いつでも気軽に情報収集できるよう、パソコンや携帯情報端末などネットによる情報発信を行う。また、イベント情報や地域別の情報が容易に検索できるようにするなど、内容の充実に取り組む。	子育て総合センター
	子育てに関する情報の収集及び提供・発信	子育て支援関係機関情報の収集と提供、インターネットによる情報の提供・発信を行う。月刊で子育てイベントや講座の日程を記載した子育てカレンダー、子育て情報・各種講座の内容を掲載した「のびたんだより」を発行する。	子育て総合センター
	総合コーディネート	市民からの問い合わせや相談に対して、そのニーズに応じた適切な情報やサービスが効果的効率的に提供できるよう、情報通信技術を活用した子育て情報発信機能を構築するなど総合的な体制づくりに努める。	子育て総合センター
	託児ボランティアのコーディネート	託児ボランティアの養成・登録・活用を行うとともに、他課事業へのコーディネートを行う。	子育て総合センター
	児童館母親クラブの活動支援事業	児童館を拠点に活動する母親クラブの活動を支援し、地域で子育て支援できるボランティアの人材育成を行う。	子育て総合センター
	子育てサークル支援事業	子育てサークルなどの自主的な活動団体に対し、その立ち上げ支援や情報提供、人材育成などの支援を行う。	子育て総合センター
	「子育て地域サロン」への補助事業	公共施設等を利用し、地域のボランティアが主体的に実施している地域における子育てのサロンに対して運営補助や研修などを行い、地域のコミュニティづくりを進め、地域の活性化を図る。	子育て総合センター
	にしのみやしファミリー・サポート・センター事業	地域の中で子供を預け、預かりあう事業。「提供会員(預かる)」と「依頼会員(預ける)」がそれぞれ会員登録をして、お互いが助け合いながら、地域での援助活動を行う、会員制の事業。	子育て総合センター
	子育て家庭ショートステイ事業	保護者が病気や出産など、一時的に子供の養育ができない事情が生じたときに、市が指定する児童養護施設などで宿泊を伴う預かりを行う事業。	子供家庭支援課
	すくすく子育て教室	園行事などへの参加を通じて、園児との交流や子育ての楽しみを感じてもらう。	保育幼稚園支援課
	高齢者活用子育て支援事業	西宮市シルバー人材センターの会員が子育て支援を行う中で、児童とともに時間を過ごし、世代間交流を図る。	労政課
	福祉・家事援助サービス事業	西宮市シルバー人材センターの会員が、保育所・留守家庭児童育成センター等への送迎と保護者の自宅での保育などを行う。	労政課

区分	事業名	内容	所管課
	大学と連携した地域子育て支援拠点事業	大学のキャンパス内等に主に乳幼児(0～2歳児)を持つ親とその子供が気軽に集い交流する場を常設する。また、大学の持つ専門性を活かした子育てに関する相談や講習、情報提供等を実施する。	子育て総合センター
	児童館における異年齢交流事業	児童館を活用して、小学生から大学生までの幅広い年齢層の児童等と乳幼児や妊産婦とのふれあい、異年齢交流の場を提供する。	子育て総合センター
	幼稚園地域ふれあい事業	公立幼稚園において、親子遊び、異年齢交流、講話、子育て相談等を実施する。さらに、幼稚園が核となって地域の施設を利用し、地域とともに子供たちのふれあい体験の場を設定する。	学校教育課
	一時預かり事業	冠婚葬祭や一時的な就労、また保護者の入院やリフレッシュなど、一時的に就学前児童を預かり保育する事業。	保育幼稚園支援課
	保育所園庭開放	地域の親子が遊べるように、保育所の園庭を開放している。保育所入所児童とも遊びを通じてふれあうことにより、交流が深まり、気軽に集まることのできる遊び場作りにもつながっている。	保育幼稚園事業課 保育幼稚園支援課
	保育所の短期体験	保育所に地域の在宅の親子が来所し、保育所に入所している子供たちと一緒に活動を楽しむ。	保育幼稚園事業課 保育幼稚園支援課
	育児発達相談(個別・集団)	乳幼児健康診査において、精神発達に経過観察を要する概ね1歳6か月から就学前までの幼児や、育児不安や養育上に問題のある保護者に対して心理相談員や保健師等が個別もしくは集団で相談・助言を行う。	地域保健課
	ぜん息アレルギー相談	小児を対象とし、ぜん息やアトピー性皮膚炎、食物アレルギーなどの疾患について医師と栄養士が個別に相談に応じている。また、併せて環境衛生課のダニ相談を実施している。	地域保健課
	子育て総合センターにおける子育て相談	電話、面談、Eメールなどで乳幼児の子育てや幼児教育についての相談を子育て相談員などが行う。	子育て総合センター
	保育所と児童館・児童センターの連携	保育所の持つ子育てに関する専門知識を地域における子育てに貢献する場として、児童館・児童センターが併設されている保育所の職員が児童館に出向き、子育て相談会などを実施する。	子育て総合センター 保育幼稚園事業課
	子育て支援・子育て相談担当者ネットワーク	子育て支援事業関係者による情報交換を行い、相互理解を深める。	子育て総合センター
	保育所における育児相談	0歳～就学前の子供の保護者などを対象に、子育てに関する相談を公私立の保育所で受付ける。	保育幼稚園事業課 保育幼稚園支援課
	地域子育て支援拠点事業(一般型)	主に乳幼児(0～2歳児)とその親が、気軽に集い交流する場を常設する。また、子育て関連の情報提供や相談、講座等も実施する。 ひろば型:児童館・児童センター及び大学等	子育て総合センター
	地域子育て支援拠点事業(センター型)	主に乳幼児(0～2歳児)とその親が、気軽に集い交流する場を常設し、子育て関連の情報提供や相談、講座等を実施する。また、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に向いた地域支援活動を実施する。	子育て総合センター

区分	事業名	内容	所管課
	家庭教育振興事業	家庭教育5つの実践目標を啓発するとともに、家庭教育フォーラムや家庭教育出張講座を実施する。また、家庭教育ニュースレターを発行し、家庭教育についての情報提供を行う。	社会教育課
	家庭におけるインターネット利用基準作り支援	家庭におけるインターネット利用の基準作りを支援するため、啓発冊子等を作成し、携帯電話の利用率が上がる小学校4年生の児童が在籍する家庭等に配布する。	青少年補導課
	保育施設における保健業務	保育を必要とする子供の健やかな心身の発育発達の支援及び、保護者の養育力の向上を図る。	保育幼稚園事業課
	定期予防接種事業	予防接種法に基づき定期的な予防接種を行う。	保健予防課
	親支援プログラム	子育てに必要な知識や方法を学ぶとともに、参加者同士のつながりを深めることにより、互いに助け合って子育てをしていくことを学ぶ。	子育て総合センター
	母子保健と子育て支援部門の連携	乳幼児健診時の待ち時間などに、子育て総合センターなどで行っている事業の紹介・情報提供を行う。また、乳幼児健診と健やか赤ちゃん訪問事業との連携強化を進めるなど、母子保健と子育て部門の一体的・連続的な事業の提供を目指す。	子育て総合センター 地域保健課
	子どものアレルギー講座	子どものぜん息やアレルギー疾患に関する理解を深め、健康回復、発症予防に役立てることを目的に実施。内容は、医師、栄養士などによる講義、質疑応答。	地域保健課
	食育に関するイベントの開催	食育を推進する関係機関・団体等と連携し、イベントを開催することにより、家庭における食育の重要性の啓発と食育活動への積極的な参加を促す。	健康増進課
	食育の情報提供	市政ニュースやリーフレットを通じて、また保健所ホームページに食育に関するコーナーを設けるなど、健全な食生活について広く市民に情報提供する。	健康増進課
	食育活動を進める地区組織の育成及び活動支援	地域において「食」に関するさまざまな活動に取り組んでいる食生活改善推進員や地域活動栄養士を育成し、市内各地での食育教室の実施等食育活動を支援している。	健康増進課
	食に関する教育の指導の充実	給食・食育フェアなどを通じて、子供たちの食生活・食習慣に関する指導を家庭・地域社会と連携して行う。	学校給食課
	在宅当番医制	市内 33 の医療機関が参加し、当日の当番病院の案内は、新聞や西宮市消防テレホンサービスで行う。	保健予防課
	小児救急医療相談	小児患者の症状に不安のある保護者からの相談に対し、看護師等による対応方法等の助言および適切な受診医療機関の紹介などを行う電話相談体制を、阪神南圏域(西宮市・尼崎市・芦屋市)の連携で整備する。	保健予防課
	第2次救急医療小児科病院輪番制の整備	兵庫県及び阪神南圏域の尼崎市・芦屋市と連携し、阪神南圏域における第1次救急機関からの小児科患者転送を受け入れる第2次救急医療機関の小児科病院群輪番制事業を実施し、休日・夜間の小児救急患者を受け入れる医療機関の確保を図る。	保健予防課
	西宮市応急診療所	内科・小児科を開設し、すべての日の夜間の準夜帯と日曜・祝日・年末年始の昼間、土曜の午後に診療を行う。	保健予防課

区分	事業名	内容	所管課
	病院群輪番制	阪神南圏域の10病院が当番日を割り当て、休日の昼間と夜間、平日の夜間に受け入れる。	保健予防課
	乳幼児健康診査により把握されたぜん息、アレルギーのリスクがある児への指導事業	1歳6か月児及び3歳児健康診査受診児に、アレルギーに関する問診、育児相談、栄養指導を行う。必要な児に対し、ぜん息相談事業を紹介している。	地域保健課
	中央病院小児救急	病院群輪番制の中で毎週月・火の夜間の小児救急に対応している。	医事課
(9)子育て家庭への経済的支援の充実			
	乳幼児等・こども医療費助成	中学3年生までの子供の医療費のうち、保険診療の自己負担分に対して助成する	医療年金課
	高等学校奨学金	経済的理由により修学困難な人に対して教育の機会均等を図るため奨学金を給付する。	学事課
	在日外国人学校就学助成	在日外国人学校に在籍している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために援助する。	学事課
	小・中学校就学奨励助成	市立小・中学校に在学している児童生徒の保護者で経済的に困窮している人に奨励金を支給する。	学事課
	児童手当	児童手当法に基づき、0歳から中学校卒業までの児童を養育している親等に手当を支給する。	子育て手当課
	実費徴収に伴う補足給付を行う事業	生活保護世帯等に対し、利用している保育所等に直接支払った実費(副食材料費(1号認定に限る)、日用品費、教材費、行事費等)について、一定の上限額まで補助する事業。	保育入所課 学校改革推進課
	私立幼稚園就園奨励助成	私立幼稚園に就園する幼児の保護者に経済的負担の軽減と公私幼稚園保育料の格差是正を図るため助成する。	保育幼稚園支援課
	特別児童扶養手当	身体または精神に中度以上の障害がある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している人に手当を支給する。	子育て手当課
	特定不妊治療費助成事業	次世代育成支援の一環として、体外受精及び顕微授精(特定不妊治療)を受けた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、治療費助成事業を実施。	健康増進課
	不育症治療支援事業	不育症の早期受診、早期治療を促進するとともに、経済的な負担の軽減を図るため、治療支援事業を実施。	健康増進課
	出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産した際に、所定の金額を支給する制度。	国民健康保険課
	助産費用の助成	経済的な理由から助産費用が用意できない妊産婦に対し、市の指定する病院に入院して出産することができる。	子供家庭支援課

区分	事業名	内容	所管課
	母子家庭等医療費助成	母(父)子家庭の医療費のうち、保険診療の自己負担分に対して助成する。	医療年金課
	児童扶養手当	父又は母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母又は父やその父母に代わって児童を養育している人に手当を支給する。(児童は18歳到達後最初の3月31日までにある者、又は20歳未満で中度以上の障害がある者。)	子育て手当課
	特定優良賃貸住宅の供給	子育てを担う若い世帯を含む中堅所得者層に対して、良質な賃貸住宅を供給する。	住宅管理課
	市営住宅の特定目的入居優先枠の設置	市営住宅等の公募時に子育て世帯、母子(父子)世帯、多子世帯の特定目的入居優先枠を設け、子育て家庭の入居を支援する。	住宅入居課
(10) 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実			
	女性のための相談室	女性が抱える問題や悩みについて電話・面接・法律相談を行う。	男女共同参画推進課
	シングルマザーズ・カフェ	ひとり親家庭のためのネットワークづくりを目的としたカフェ形式の情報交換の場を開催し、自助グループの育成・支援につなげる。	男女共同参画推進課
	高等職業訓練促進給付金事業	ひとり家庭の親の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得を促進するため、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の養成機関で修業中の生活を支援する。専門学校などで1年以上のカリキュラムを習得中の人を支援。	子供家庭支援課
	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発への支援のため、ヘルパーやパソコン、簿記、医療事務など、就職に結びつきやすい教育訓練講座を受け、修了後、入学金と受講料の一部を給付する。	子供家庭支援課
	婦人保護事業	電話・来所等による相談に応じ、緊急保護・関係機関との連絡調整、被害者の移送、他市施設への措置依頼等を行う。	子供家庭支援課
	母子家庭等就労・自立支援センター事業	母子家庭等の就労をより効果的に促進するため、パソコンスキルアップ講座を実施する。また、親権等の問題について弁護士による法律相談会を行う。	子供家庭支援課
	母子父子寡婦福祉資金貸付	母子父子寡婦福祉資金の貸付(相談・書類受付・連絡調整・決定後の事後処理)を行う。	子供家庭支援課
	母子生活支援施設	住まいに困窮した母子が自立した生活に移行できるよう相談に応じ、生活全般にわたる支援と助言指導を行う。	子供家庭支援課
	ひとり親相談	就労や子育ての面で、経済的や精神的に困難を抱えたひとり親家庭に対し、適切な情報の提供を行うなど相談に応じる。	子供家庭支援課
	母子・父子福祉センター	ひとり親世帯の各種相談に応じるとともに、就労、自立支援を行う。	子供家庭支援課

区分	事業名	内 容	所管課
(11)児童虐待防止対策の充実			
	養育支援ネット	医療機関等と地域保健が連携し、未熟児等、養育上支援を必要とする家庭を早期に把握しフォローしていく。	地域保健課
	要保護児童対策協議会	虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護と、関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図る。	子供家庭支援課
	子育て相談の夜間・休日電話相談窓口	西宮市の閉庁時間において、電話児童相談窓口を設置し、養育者からの児童に関する悩み等を聞くとともに適切な助言をするものとする。また、緊急時には、警察や児童相談所に連絡するなど適切な対応をする。	子供家庭支援課
	家庭児童相談事業	児童虐待に関する相談をはじめ、育児不安等による児童の養育等に関する相談業務を行う。	子供家庭支援課
	西宮こども家庭センターとの連携	支援が必要な子供たちやその家族については、要保護児童対策協議会を通じて、西宮こども家庭センターや学校など関係機関と協力して対応する。	子供家庭支援課

施策分野3 社会全体での支援（社会全体で子供・子育て家庭を支えるまちづくり）

区分	事業名	内容	所管課
(12) 地域教育力の向上			
	児童委員・主任児童委員の活動(子育て支援事業)	児童委員及び主任児童委員が地域において子どもに関する相談や支援を実施する。	地域共生推進課
	「エココミュニティ会議」への参画	地域の環境課題を解決するための会議に青年層が参画する。	環境学習都市推進課
	地区青少年愛護協議会の活動	各小学校区を単位として地域の青少年育成団体等で結成された地区青愛協が、地域を拠点に異年齢・異世代交流や体験を通じた健全育成のための事業や、子供たちを見守る活動を行う。	青少年育成課
	西宮市子ども会協議会の活動	子ども会が一堂に集う「子ども会大会」や「文化サークル活動」等を実施。幼児(3～5歳)や小・中学生を対象に、地域において、子供の健全な育成を目的に、スポーツ活動、野外活動、屋内活動などの遊びを中心にした取組みをしている。	青少年育成課
	PTAの育成事業	PTAの全学的な組織であるPTA協議会と連携を図るとともに、活動がより充実するよう支援に努める。	社会教育課
	公民館活動推進委員会事業	地域住民による公民館活動推進委員会事業の一つとして、家庭・家族や青少年に関わる課題の講座を実施する。	中央公民館
	児童館における地域交流事業	児童館・児童センターなどで、三世代の交流会を実施し、地域との交流を図る。	子育て総合センター
	消費生活出前講座	市内学校園、PTA、地域団体などを対象に消費生活に関する出前講座を実施。	消費生活センター
	子供の権利擁護推進の啓発	「西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」の重点課題に位置づけ、取組みを進める。	人権平和推進課
	人権関連学習事業	子供の人権に関する講座等を関係団体と協働して運営する。	中央公民館
	インターネット問題に関する研修支援事業	インターネット問題に関する研修会の開催を支援し、保護者の意識啓発の向上を図るため、保護者等を対象とした研修会を開催するPTAまたは学校に対して、講師への謝金の全部または一部を市が負担する事業。	青少年施策推進課
	市民に対する啓発活動	未来を担う子供たちの現状をみつめ、地域で健全に育てていくという視点に立って、学校関係者や青少年補導委員等を通じ、市民に対して啓発活動を行う。	青少年補導課
(13) ワーク・ライフ・バランスの推進			
	仕事と子育て両立への意識啓発	家庭や職場での男女の固定的な役割分担意識解消のための啓発・学習事業を実施する。(受講中の託児実施) 男性対象に、地域活動・家庭生活等への参画支援のための各種講座を開催する。	男女共同参画推進課

区分	事業名	内容	所管課
	事業主に対する広報啓発	育児休暇等の取得、子育て期間中の短時間勤務等の企業風土や職場環境の整備推進への呼びかけや講演会等によりワーク・ライフ・バランスを促進するため広報啓発を図る。	労政課
	事業主に対する情報提供	労政にしのみや等により、安心して子育てや介護ができる環境整備を促進するための助成金等に関する情報や関係法令等の情報提供を行う。	労政課
	労働相談	勤労福祉課で実施する労働相談において、国・県等の関係機関との連携を図る。	労政課
	父親の子育て参加の促進	父親が育児に参加することにより母親の育児負担を軽減し、ゆとりを持って子育てができるよう父親が参加しやすいイベントや講座等の事業を実施する。	子育て総合センター
	父子手帳「Hello Baby!!みやっこの育て方」の発行	父親の育児参加を促すため、妊娠期から出産にかけてのパートナーの配慮や、子供のあやし方、接し方などをイラストで解説した育児マニュアル、子供の安全と病気、お出かけ施設、子育て全般の情報を掲載した冊子を母子健康手帳交付時に配布する。	子育て総合センター
	女性のためのチャレンジ相談	就業中断後の女性の自立を支援するため、再チャレンジに向けた相談を実施する。	男女共同参画推進課
(14) 安心・安全な子育て環境の整備			
	防犯灯の設置	子供等に対する防犯対策の一環として防犯灯の設置を進める。	地域防犯課
	防犯カメラの設置	子供等に対する防犯対策の一環として、効果検証をしながら段階的に防犯カメラの設置を行う。	地域防犯課
	簡易耐震診断推進事業	旧耐震基準による住宅の耐震化を推進するため、その費用の一部を助成する。	建築指導課
	通学路安全確保事業	学校、道路管理者、警察、PTA、地域関係機関・団体等と連携し、道路状況の改善、登下校時における交通規制等についての調整を行う。	学校改革推進課
	「安全マップ」の作成	各小学校において、学校やPTA愛護部、青愛協が中心となり、校区内の危険箇所や安全箇所の確認をして「安全マップ」を作成する。	学校保健安全課
	地域と学校の連携による見守り	青少年愛護協議会やPTAなど地域団体と学校が連携して、子供の登下校時の見守りなどを行う。	青少年育成課
	公園施設のバリアフリー化等の推進	公園入口部の段差解消、階段のスロープ化、手すり、車止めなどの設置を行う。	公園緑地課
	公園の安全対策	公園の遊具を点検し、計画的に補修改良等を行う。	公園緑地課
	街路事業 (電線類の地中化)	ゆとりある歩行者空間の確保や防災安全性、景観面の向上などを図るため電線類の地中化を行う。	道路建設課

区分	事業名	内容	所管課
	街路事業 (バリアフリー等)	バリアフリー等に配慮した安全な道づくりとして、段差の小さい広幅員歩道の整備を行う(点字ブロックの整備等を含む)。	道路建設課
	交通安全施設整備事業	交通量の多い路線や通学路を中心にガードレール、カーブミラー、道路照明灯など各種交通安全施設を整備する。	道路補修課
	歩道改良事業 (歩道段差解消等)	歩道の段差解消や勾配改善等を実施する。	道路補修課
	交通安全教育等の推進	幼児と保護者を対象とした交通安全教育や、幼稚園・保育所・小学校で歩行指導・自転車教室を実施する。	交通安全対策課
	福祉のまちづくりの推進	公益的施設等の建築等に当たっては、「兵庫県福祉のまちづくり条例」の整備基準を遵守するとともに、既存の施設についても、その基準に適合するよう、努力義務の履行を促す。	建築指導課
	超低床ノンステップバスの導入補助	超低床ノンステップバスを導入する路線バス事業者に対し、国・県・市が協調して補助を行う。	交通計画課
	風俗営業等の建築規制	風俗営業等の建築規制 良好な教育環境を保全するため、教育関連施設や通学路等から一定距離の範囲内での風俗営業等の建築を規制する。	環境学習都市推進課
	鉄道駅舎エレベーター等設置補助	バリアフリー対策として、駅舎にエレベーター等を設置する鉄道事業者に対し、国・県・市が協調して補助を行う。	福祉のまちづくり課

4. 計画策定に係る附属機関

(1) 子ども・子育て会議委員名簿（平成29年8月21日現在）

※計画全般(社会福祉審議会児童福祉専門分科会での審議事項を除く)に関する事項を審議

(敬称略・五十音順)

氏名	所属団体・役職名等	
荻野 勝己	兵庫県西宮こども家庭センター所長	
奥野 隆一(～H29.8)	大阪保育研究所	
北岡 良恵	西宮市民生委員・児童委員会理事	
木田 聖子	株式会社チャイルドハート代表取締役	
久城 直美	西宮労働者福祉協議会	
村山 千春(～H29.8) 久保 香(H29.8～)	公募委員	
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部教授	会長
高野 直樹(～H29.8)	株式会社TAT代表取締役社長	
多田 由希子	公募委員	
宗行 孝之介(～H29.3) 谷川 尚(H29.4～)	神戸YMCA	
梶井 政裕(～H29.3) 田村 三佳子(H29.4～)	西宮市私立幼稚園連合会副理事長 西宮市私立幼稚園連合会理事長	
西田 仁	西宮市医師会	
橋本 祐子	関西学院大学教育学部教授	副会長
林 真咲	地域子育て支援センターつぼみのひろばセンター長	
東野 弘美	西宮市地域自立支援協議会こども部会部会長	
藤原 和子	西宮市保育協議会会長	
前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授	副会長
松村 真弓	転勤族ママ&キッズ探検隊in西宮 代表	
岩本 佳菜子(～H29.3) 山添 清美(H29.4～)	西宮市PTA協議会副会長	
石川 徳二(～H29.8) 吉井 寛(H29.8～)	西宮市青少年愛護協議会(甲東地区会長) 西宮市青少年愛護協議会(高須地区会長)	

(2) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿

(平成29年8月21日現在)

※第4編計画の施策内容の【6子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実】及び【7児童虐待防止対策の充実】に関する事項を審議

(敬称略・五十音順)

氏名	所属団体・役職名等	
荻野 勝己	兵庫県西宮こども家庭センター所長	
熊谷 智恵子	西宮市社会福祉協議会児童育成委員会委員長	
才村 純(H29.4～)	関西学院大学大学院人間福祉研究科非常勤講師	会長
芝野 松次郎(～H29.3)	関西学院大学大学院人間福祉学部教授	会長
庄本 けんじ	西宮市議会議員	
側垣 一也	社会福祉法人三光事業団理事長	
東 昇(～H29.3)	西宮市青少年愛護協議会(深津地区会長)	
中西 初恵(H29.4～)	西宮市青少年愛護協議会(春風地区会長)	
畠山 由佳子	神戸女子短期大学幼児教育学科准教授	副会長
はまぐち 仁士(～H29.6)	西宮市議会議員	
古川 健造	西宮市民生委員・児童委員会副会長	
村上 ひろし(H29.7～)	西宮市議会議員	

(3) 策定経過

開催日	開催事項・主な内容	
平成 28 年 5 月 26 日	第 14 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の基本的な視点について ●計画の基本目標について ●アンケート調査の実施について
7 月 21 日	第 15 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の基本的な視点について ●計画の施策体系(案)及び策定に向けた審議体制について ●アンケート調査の実施について
8 月 29 日	平成 28 年度第 1 回社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の重点施策について
9 月 9 日 ～9 月 23 日	子ども・子育て支援のためのアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ●就学前児童保護者:5,316 人 ●小学生児童保護者:2,164 人
11 月 24 日	平成 28 年度第 2 回社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の重点施策について
12 月 19 日	第 16 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●評価検討ワーキンググループの報告及び西宮市子ども・子育て支援事業計画の評価 ●アンケート調査結果について(速報)
平成 29 年 2 月 9 日	第 17 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート調査の分析について ●教育・保育の量の見込み及び確保方策の見直しについて ●計画の施策体系について
2 月 17 日	平成 28 年度第 3 回社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の重点施策について
4 月 24 日	第 18 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の構成について ●計画の重点施策について
5 月 17 日 ～5 月 22 日	小学 3 年までの子供がいる子育て世帯を対象に、パパ・ママ座談会を実施	
5 月 26 日	平成 29 年度第 1 回社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の骨子案について
5 月 30 日	第 19 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の骨子案について
7 月 18 日	第 20 回子ども・子育て会議	
8 月 21 日	第 21 回子ども・子育て会議	
8 月 28 日	平成 29 年度第 2 回社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	
10 月●日	第 22 回子ども・子育て会議	
12 月●日	パブリックコメント開始(～平成 30 年 1 月●日まで)	
平成 30 年 2 月	第 23 回子ども・子育て会議	
	新プラン確定	

5. パパ・ママ座談会の実施、パブリックコメントの概要